

大野町地域防災計画 資料編

S1-02-01	大野町の災害履歴.....	1
S1-05-01	南海トラフ地震（東海・東南海・南海地震等）被害想定.....	4
S1-07-01	岐阜県周辺の原子力事業所位置図.....	5
S1-07-02	対象とする原子力事業所.....	6
S2-04-01	消防団.....	7
S2-04-02	消防団の現況.....	7
S2-06-01	水防団.....	7
S2-06-02	水防区域.....	8
S2-06-03	重要水防箇所.....	8
S2-07-01	土砂災害に関する警戒すべき区間・箇所.....	10
S2-07-02	土砂災害に関する避難情報等の発令の判断基準.....	11
S2-07-03	土砂災害警戒区域（イエローゾーン）.....	12
S2-07-04	土砂災害特別警戒区域（レッドゾーン）.....	13
S2-12-01	大野町災害対策本部条例施行規則.....	14
S2-12-02	災害対策本部施設・整備.....	16
S2-12-03	ライフライン復旧活動拠点.....	16
S2-12-04	指定緊急輸送道路一覧.....	16
S2-13-01	Jアラート作動時の対応.....	17
S2-16-01	事前避難体制.....	17
S2-18-01	災害時応援協定一覧.....	18
S2-20-01	災害救援ボランティアの登録.....	21
S2-21-01	浸水想定区域内にある要配慮者利用施設.....	22
S2-21-02	土砂災害警戒区域内にある要配慮者利用施設.....	23
S3-01-01	町本部員の身分証明.....	24
S3-01-02	体制等の伝達系統.....	25
S3-01-03	本部設置の報告先.....	26
S3-01-04	災害時連絡先一覧.....	26
S3-02-01	職員動員の伝達系統.....	28
S3-02-02	従事命令による要員確保.....	29
S3-03-01	奉仕団.....	30
S3-06-01	自衛隊派遣要請方法.....	31
S3-06-02	自衛隊派遣要請窓口.....	31
S3-07-01	災害通信計画.....	32
S3-07-02	町無線施設.....	33
S3-07-03	岐阜県防災情報通信システム系統図.....	35
S3-08-01	気象警報等の種類.....	36
S3-08-02	警報発表基準.....	38
S3-08-02 i	大雨警報・洪水警報の危険度分布等.....	39
S3-08-02 ii	早期注意情報（警報級の可能性）.....	39
S3-08-02 iii	防災気象情報と警戒レベルの関係.....	40
S3-08-03	警報等の伝達.....	41

S3-08-04	地震情報に関連する情報伝達	43
S3-08-05	地震警戒宣言・予知情報の伝達	44
S3-08-06	東海地震に関連する住民への情報伝達	44
S3-08-07	地震に関連する情報発表時の広報事項	45
S3-08-08	東海地震に関する情報発表時の消防対策措置	45
S3-08-09	東海地震に関する情報発表時の水防予防措置	45
S3-08-10	消防庁報告先	45
S3-08-11	直接即報の系統図	46
S3-08-12	被害状況の調査責任者	47
S3-08-13	救助の報告を要する事項・内訳	48
S3-08-14	被害状況等の報告系統	50
S3-08-15	住家等の一般被害状況調査方法	52
S3-08-16	被害程度の判定の基準	53
S3-08-17	商工業・観光施設の被害状況調査方法	54
S3-08-18	農業の被害状況調査方法	54
S3-08-19	林業の被害状況調査方法	55
S3-08-20	教育関係施設の被害程度判定及び用途別区分の基準等	55
S3-09-01	水害に関する警戒すべき区間・箇所	56
S3-09-02	避難情報等の対象となる避難すべき区域	60
S3-09-03	水害に関する避難情報等の発令基準	61
S3-09-04	水害に関する避難情報等の伝達方法	63
S3-10-01	災害救助法適用基準	64
S3-10-02	避難情報の行動基準	65
S3-10-02 i	警戒レベルと避難行動の関係	65
S3-10-03	避難の指示	66
S3-10-04	避難にあたっての留意事項	67
S3-10-05	避難所の指定	68
S3-10-06	避難所・避難場所一覧	69
S3-10-07	野外仮設準備	71
S3-10-08	炊き出し可能施設	71
S3-10-09	災害救助法に基づく食料供給実施基準	72
S3-10-10	食品衛生に関する留意点	74
S3-10-11	給水拠点所在地	74
S3-10-12	給水の優先順序	74
S3-10-13	災害救助法に基づく給水実施基準	75
S3-10-14	応急復旧の目標期間の設定	75
S3-10-15	物資配分場所	75
S3-10-16	物資供給対象者	76
S3-10-17	仮設住宅入居者条件	76
S3-10-18	仮設住宅設置予定箇所	76
S3-10-19	仮設住宅の建設と管理	77
S3-10-20	災害援護資金の貸付対象・内容・条件	78
S3-10-21	生活福祉資金の貸付対象・内容・条件	79

S3-10-22	母子父子寡婦福祉資金の貸付対象・内容・条件.....	80
S3-10-23	医療チームの編成（例）.....	81
S3-10-24	町内医療機関.....	81
S3-10-25	医療・救護の対象.....	81
S3-10-26	費用の基準.....	82
S3-10-27	災害救助法による学用品支給条件.....	82
S3-10-28	災害救助法による被災者救出の実施基準.....	83
S3-10-29	遺体搜索要請時に明示する事項.....	83
S3-10-30	埋火葬の実施の留意点.....	84
S3-10-31	感染症予防委員の選任.....	85
S3-10-32	防疫班の編成.....	85
S3-10-33	鼠族昆虫等の駆除手順.....	85
S3-10-34	消毒方法の基準.....	86
S3-10-35	収集順序決定の留意点.....	86
S3-10-36	仮設トイレの設置手順.....	86
S3-10-37	義援金品の募集配分機関.....	87
S3-10-38	義援金品の配分基準.....	87
S3-10-39	自主防災組織による避難活動.....	88
S3-13-01	授業実施のための校舎等施設の確保.....	88
S3-15-01	ヘリコプター発着場選定基準.....	89
S3-15-02	ヘリコプター離着陸場の標示.....	90
S3-15-03	県防災ヘリコプター緊急離着陸場.....	91
S3-16-01	避難行動要支援者名簿の作成に関する事項.....	92
S3-16-02	在宅の避難行動要支援者対策.....	93
S3-17-01	避難・屋内退避の初動時における県独自の予防対応.....	94
S3-17-02	原子力災害対策指針の指標.....	94
S3-17-03	国の原子力災害対策本部による避難の判断の流れ.....	94
S4-01-01	南海トラフ地震臨時情報.....	95

S1-02-01 大野町の災害履歴

大野町及び周辺地域で明治時代以降に発生した水害で、揖斐川や藪川などで氾濫による被害及び地震による被害の履歴。

年月日	種別	河川	被害概要
1530/06/03	水害	揖斐川	揖斐川の大洪水で流れが西に移り、本庄・加納が川東になる。根尾川の流れがかわり藪川ができた。
1585/11/29	地震		美濃地方大地震
1627/01/21	地震		諸国大地震
1650/09/1 ~2	水害	藪川	更地・上秋で藪川破堤、低地が悉く水没
1653/08	水害	揖斐川	福島で揖斐川堤150間破れ、鶯・川合に浸水
1662/05/01	地震		美濃地方に大地震
1688/08/18	水害		上ミ野村で破堤、西郡・鶯・川合に大浸水
1693	水害	揖斐川	公郷村で揖斐川破堤浸水
1699/07/02	水害	揖斐川	揖斐川大洪水、各所で破堤浸水
1700/08	水害	藪川	藪川大洪水、各所で破堤・稲作殆ど全滅
1708/07/02	水害		島村境で破堤、鶯・川合・西郡に浸水
1714	水害		公郷村榎木堤切れ、鶯・川合浸水
1721/07/15	水害		公郷村・御囲堤215間、柳木堤211間切れ、浸水
1738	水害		島村にて破堤、島部・公郷・八木・天神・定松・下磯・下座倉方面へ流水
1756/09/16	水害		公郷堤43間余切れ浸水
1765/08/03	水害	揖斐川	揖斐川本庄村で二ヶ所合計130間余切れ、浸水
1766/06/03	水害	藪川	藪川・下磯村で一ヶ所破堤、二ヶ所で堤動
1768/05/27	水害		大雨にて洪水・牛洞村各所で山崩れが起こる
1787/09/07	水害	揖斐川	大風・大水で揖斐川が本庄堤40間余切れ浸水
1794/07	台風		大風のため川合地区59戸倒壊・死者1名
1795/08/28	水害	藪川	藪川・上秋村榎木堤切入り黒野村で死者1名、段木流失
1833/08	暴風		暴風雨で倒壊、家屋・人畜死傷多数
1843/09/01	水害	藪川	更地・海老にて藪川破堤・浸水
1849/09/18	水害	藪川	藪川洪水、各所で破堤、流失家屋多数
1852/05	水害	藪川	藪川・座倉で破堤、7戸流失
1855/08/20	水害	藪川	藪川・下方村で50日間破堤、浸水
1856/07/20	水害	揖斐川	揖斐川、本庄村で破堤、浸水
1860/05/11	水害	藪川	藪川洪水、上磯で100間破堤、以南浸水
1860/06/11	水害	藪川	藪川上磯で同様破堤、同様災害
1860/08/11	水害	藪川	藪川三度同様災害
1870/10/02	水害	藪川	藪川洪水各所で破堤・浸水
1873/06	水害	藪川	藪川洪水各所で破堤
1875/08/11	水害	揖斐川 ・藪川	揖斐川・藪川洪水・各所で破堤、浸水
1877/10/11 ~12	風水害		人家樹木の倒壊多数
1880/05/13	震災		西濃地方に強震

年月日	種別	河川	被害概要
1881/05/06	水害	揖斐川・藪川	揖斐川・藪川洪水、各所で堤防決潰・浸水
1881/06/14	水害	揖斐川・藪川	揖斐川・藪川洪水、四ヶ所で破堤・浸水
1882/08/06 ～07	水害	藪川	藪川洪水各所で堤防決潰
1883/10	水害	藪川	藪川右岸上磯で193間決潰、下流地浸水
1885/07/01	風水害	藪川	藪川氾濫、稲富・上秋・上磯で四ヶ所決潰浸水
1889/08/24	水害	藪川	藪川増水下磯で80間、座倉で20間堤防決潰・浸水
1891/10.28	震災		濃尾大地震 死亡者19名、負傷者51名、全壊戸数607戸、半壊戸数1024戸
1892/07/21 ～24	水害	揖斐川・藪川	揖斐川・藪川洪水、堤防各所で決潰浸水
1896/08/30 ～31	風水害		西濃地区倒壊家屋94戸、死者26名
1896/09/8 ～11	風水害		大野郡内死者3名、浸水家屋14余戸、耕地24町余浸水
1898/08/29	水害	揖斐川	揖斐川座倉で10間堤防決潰・浸水
1905/08/17	水害	揖斐川・藪川	集中豪雨、揖斐川・藪川洪水、東黒野で破堤浸水
1912/09/22 ～23	水害	揖斐川	揖斐川本庄堤決潰235戸浸水、農作物被害大
1913/10/04	水害	揖斐川・藪川	揖斐川・藪川洪水、田畑・家屋・道路の流失多い
1916/07/22	水害		集中豪雨、西郡村の山崩れ及耕地・家屋浸水
1921/04/03	水害	揖斐川・藪川	揖斐川・藪川洪水、田畑・家屋・道路の流失
1921/09	水害	揖斐川	揖斐川洪水、本庄で堤防決潰、稲に大被害
1922/07/03	水害	揖斐川・藪川	揖斐川・藪川洪水、護岸・橋梁・家屋・田畑流失多い
1934/09/21	風水害		室戸台風、稲・柿・家屋に大被害
1944/12/07	震災		東南海大地震M8、被害大
1945/09/17 ～18	風水害		枕崎台風、風速26メートル余、家屋作物被害大
1948/07	水害	藪川	藪川洪水により稲富で堤防決潰・浸水
1950/09/03	風水害		ジェーン台風、風速36メートル余、稲・柿・家屋に被害甚大
1951/10/14 ～15	風水害		ルース台風、風速35メートル、稲・家屋の被害大
1953/09/25	風水害		台風12号、稲・柿・家屋の被害大
1955/10/20	風水害		台風26号、風速20メートル、農作物・家屋に被害
1958/08/25 ～26	風水害		台風17号、風速22メートル、農作物・家屋に被害
1959/09/25 ～27	風水害		伊勢湾台風、風速44メートル、稲・柿・家屋に大被害
1961/09/14 ～17	風水害		第二室戸台風、風速41メートル、被害甚大

年月日	種別	河川	被害概要
1962/08/25 ～26	風水害		台風14号、風速33メートル、被害あり
1964/09/24 ～25	風水害		台風20号、風速28メートル余、被害あり
1968/08/17 ～18	風水害		台風7号により集中豪雨
1973/08/25	水害		集中豪雨
1974/07/25	水害		集中豪雨
1976/09/12	風水害		台風17号による暴風雨、床下浸水多数

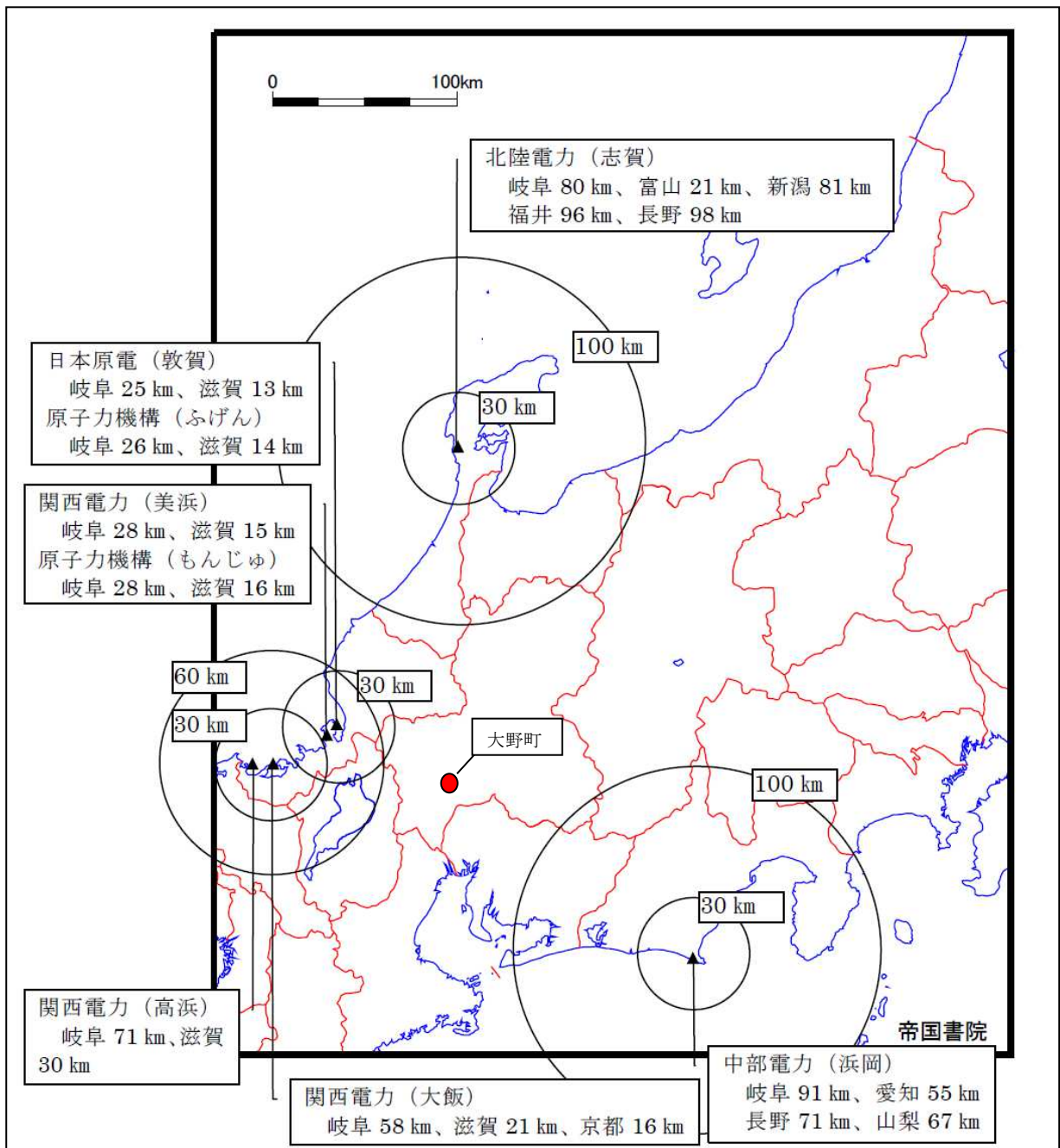
※大野町史 通史編（大野町史編纂委員会／大野町）より整理

S1-05-01 南海トラフ地震（東海・東南海・南海地震等）被害想定

大野町		南海 トラフ 地震	養老-桑名 -四日市断 層帯地震	阿寺断層 系地震	跡津川 断層地震	高山・大原 断層帯 地震	
震度	最小	5.30	5.62	4.62	4.71	4.61	
	最大	5.88	6.41	5.05	5.25	5.09	
震度に対応 する人口比 (%)	震度4	0	0	0	0	0	
	震度5弱	0	0	99	48	88	
	震度5強	0	0	1	52	12	
	震度6弱	100	33	0	0	0	
	震度6強	0	67	0	0	0	
	震度7	0	0	0	0	0	
PL値 (液状化指数)	最小	2.38	0.00	0.00	0.00	0.00	
	最大	55.92	48.19	0.00	3.63	0.52	
PL値に対応 する面積比 (%)	対象外	6	9	100	83	89	
	0-5	66	63	0	17	11	
	5-15	3	3	0	0	0	
	15-	26	26	0	0	0	
建物被害	全壊 (棟)	揺れ	35	664	0	0	0
		液状化	143	69	0	0	0
		急傾斜地	0	1	0	0	0
	半壊 (棟)	揺れ	454	2,085	21	52	27
		液状化	219	106	0	0	1
	合計 (棟)	全壊	178	735	0	0	0
半壊		674	2,191	21	53	27	
火災	午前5時	炎上出火件数	0	1	0	0	0
		残火災件数	0	1	0	0	0
		焼失棟数	0	3	0	0	0
	午後12時	炎上出火件数	0	1	0	0	0
		残火災件数	0	1	0	0	0
		焼失棟数	0	3	0	0	0
	午後6時	炎上出火件数	1	4	0	0	0
		残火災件数	0	3	0	0	0
		焼失棟数	1	11	0	0	0
人的被害	午前5時	死者数	2	39	0	0	0
		負傷者数	108	605	4	11	0
		重症者数	4	83	0	0	5
		要救出者数	7	151	0	0	0
	午後12時	死者数	1	15	0	0	0
		負傷者数	162	904	12	24	0
		重症者数	13	124	0	0	0
		要救出者数	5	75	0	0	14
	午後6時	死者数	1	23	0	0	0
		負傷者数	106	592	7	14	0
		重症者数	7	81	0	0	8
		要救出者数	5	98	0	0	0
避難者数(建物被害及び焼失)		846	3,011	17	44	23	
帰宅困難者		27					

※岐阜県防災課発表（平成25年2月）

S1-07-01 岐阜県周辺の原子力事業所位置図



S1-07-02 対象とする原子力事業所

原子力災害対策特別措置法（以下、「原災法」という。）施行令第2条の2の規定により、岐阜県が関係周辺都道府県となる下表の原子力事業所を対象とする。

事業者名	日本原子力発電株式会社	
発電所名	敦賀発電所	
所在地	福井県敦賀市明神町	
距離	大野町庁舎から約61km	
号機	1号機	2号機
電気出力	35.7万kW	116.0万kW
原子炉型式	沸騰水型軽水炉	加圧水型軽水炉
熱出力	107.0万kW	342.3万kW
燃料種類	低濃縮二酸化ウラン燃料	低濃縮二酸化ウラン燃料
運転開始	S45.3.14（運転終了 H27.4.27）	S62.2.17

事業者名	関西電力株式会社		
発電所名	美浜発電所		
所在地	福井県三方郡美浜町丹生		
距離	大野町庁舎から約65.4km		
号機	1号機	2号機	3号機
電気出力	34.0万kW	50.0万kW	82.6万kW
原子炉型式	加圧水型軽水炉	加圧水型軽水炉	加圧水型軽水炉
熱出力	103.1万kW	145.6万kW	244.0万Kw
燃料種類	低濃縮二酸化ウラン燃料	低濃縮二酸化ウラン燃料	低濃縮二酸化ウラン燃料
運転開始	S45.11.28 （運転終了 H27.4.27）	S47.7.25 （運転終了 H27.4.27）	S51.12.1

事業者名	国立研究開発法人日本原子力研究開発機構	
発電所名	高速増殖原型炉もんじゅ	
所在地	福井県敦賀市白木2丁目1番地	
距離	大野町庁舎から約65.5km	
号機	—	
電気出力	28.0万kW	
原子炉型式	高速増殖炉	
熱出力	71.4万kW	
燃料種類	プルトニウム・ウラン混合酸化物、劣化ウラン	
運転開始	廃止決定 H28.12.21	

S2-04-01 消防団

		役職人数				計
本部	団 長 1	副 団 長 1	本 部 長 2	副本部長 5	9	
分団	分 団 長 7	副分団長 7	班 長 21	団 員 116	151	
合 計					160	

S2-04-02 消防団の現況

	本部	本部分団	第1分団	第2分団	第3分団	第4分団	第5分団	第6分団	計
団 員	14	18	24	24	20	20	20	20	160
消防自動車		2	1	1	1	1	1	2	9
防火水槽			9	6	5	5	12	5	42
消 火 栓			233	171	160	136	141	159	1000
その他の水利			19	2	1	1	21	59	103

S2-06-01 水防団

職 名	担 当 職	分 担 任 務
水防団長	消防団長	水防団を統轄し、団員を指揮監督する
水防副団長	消防副団長	団長を補佐し、団長事故あるときは、これを代行する
総務班長	消防本部長	団長を補佐し、団長事故あるときは、これを代行する 水防本部との連絡調整
資材班長	消防副本部長	本部分団を用いて水防資材の調達、配分、輸送
伝令班長	消防副本部長	本部と現場との連絡、資材収集
第1水防班長	消防第1分団長	現地水防
第2水防班長	消防第2分団長	現地水防
第3水防班長	消防第3分団長	現地水防
第4水防班長	消防第4分団長	現地水防
第5水防班長	消防第5分団長	現地水防
第6水防班長	消防第6分団長	現地水防

S2-06-02 水防区域

	団員数		連絡電話	責任者名
大野町水防団	160	大野町全域	34-1111	消防団長

S2-06-03 重要水防箇所

直轄管理区間

河川名	種 別	地先名	延長(m)	摘 要
揖斐川	堤防断面	下座倉	860	断面不足
〃	堤防断面	〃	470	断面不足
〃	堤防断面	本 庄	1,300	断面不足
〃	漏水	〃	650	旧川跡 発生する恐れ
〃	法崩・スベリ	〃	640	発生する恐れ
〃	堤防断面	本庄～公郷	1,940	断面不足
〃	法崩・スベリ	鹿 野	200	発生する恐れ
〃	堤防断面	公 郷	1,220	断面不足
〃	堤防断面	〃	560	断面不足
〃	旧川跡	〃	3,620	
〃	漏水・法崩・スベリ ・堤防断面	本 庄	800	
根尾川	漏水	上 磯	20	旧川跡 履歴有の未施工
〃	漏水	〃	60	旧川跡 履歴有の未施工
〃	堤防断面	下座倉	200	断面不足
〃	水衝洗掘	〃	80	根固ブロック有 洗掘の恐れ
〃	法崩・スベリ	〃	430	発生する恐れ
〃	堤防断面	〃	140	断面不足
〃	堤防高	下磯～上磯	900	河積不足
〃	漏水	上 磯	300	旧川跡 発生する恐れ
〃	水衝洗掘	〃	120	根固ブロック有 洗掘の恐れ
〃	堤防断面	上磯～郡家	330	断面不足
〃	堤防断面	郡家～下方	320	断面不足
〃	堤防高	〃	210	河積不足
〃	堤防高	下 方	180	河積不足
〃	水衝洗掘	稲 富	360	洗掘の恐れ
〃	堤防断面	〃	480	断面不足
〃	旧川跡	下座倉～郡家	3,890	
〃	新堤	下座倉	840	
〃	旧川跡	相羽～黒野東	1,270	
〃	破堤跡	三田畑	130	
〃	旧川跡	三田畑～更地	1,660	
〃	破堤跡	〃	120	

ひ管、ひ門の所在地

河川名	所在地	種類	構造	管理者(委託先)
根尾川	神戸町 西座倉	西座倉ひ管	2.2×2.0×1	国土交通省(大野町)
〃	大野町 下座倉	下座倉ひ管	2.2×2.0×1	国土交通省(大野町)
〃	〃 〃	花田川ひ門	3.0×3.0×2	国土交通省(大野町)
〃	〃 〃	花田川 排水機場	2m ³ /s (1m ³ /s×2台)	国土交通省(大野町)
〃	〃 〃	下座倉 排水機場	2.1m ³ /s (1.05m ³ /s×2台)	大野町
〃	〃 相羽	相羽ひ管	2.2×2.0×1	大野町
〃	〃 郡家	政田用水 伏越取水ひ管	1.8×1.2×1 スルースゲート	政田用水土地改良区
〃	〃 稲富	更地用水 伏越吐口ひ管	2.0×1.6×1 スルースゲート	真桑井水土地改良区
〃	〃 〃	更地方用水 ひ門	3.0×2.0×1 スルースゲート	揖東土地改良区
〃	〃 下磯	下磯ひ門	2.6×1.7×2 スルースゲート	岐阜県(大野町)

S2-07-01 土砂災害に関する警戒すべき区間・箇所

(1) 土砂災害警戒区域等の数

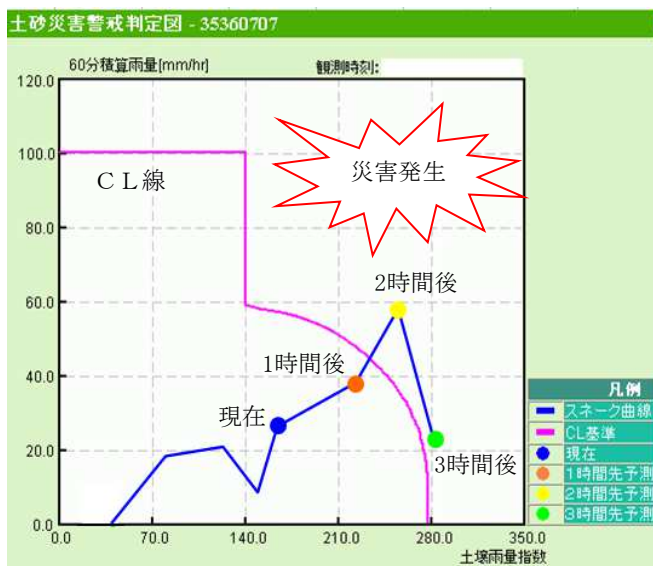
- ・土石流に起因する土砂災害警戒区域 19箇所
- ・急傾斜地の崩壊に起因する土砂災害警戒区域等 35箇所

(2) 土砂災害に対して警戒すべき箇所の分布

- ・町の北部山沿いには、土砂災害警戒区域等（土石流、急傾斜地の崩壊）が点在しており、特に牛洞地区は土石流危険区域が集中している区域である。

(3) 土砂災害の発生しやすい気象条件

- ・過去の災害実績から定められた土砂災害発生危険基準線（CL）を基に、これを超過する60分積算雨量及び土壌雨量指数となったとき土砂災害が発生しやすい気象条件となる。



CL線の上や右側になると土砂災害が発生しやすい

図 土砂災害警戒判定図

【解説】

上図は、縦軸を短期降雨指標の60分間積算雨量、横軸を長期降雨指標の土壌雨量指数として、土壌中の水分量を評価し、土砂災害の起こりやすさを表している。

S2-07-02 土砂災害に関する避難情報等の発令の判断基準

避難情報等の判断基準

【警戒レベル】 避難情報 発令区分	安全な避難所等※) が近くにある区域
対象地区	避難すべき区域の全部 ※避難所は町が指定する施設、各地区の集会所等とする。
【警戒レベル3】 高齢者等避難	<ul style="list-style-type: none"> ・大雨警報（土砂災害）が発表され、かつ、土砂災害警戒判定メッシュ情報で大雨警報の土壌雨量指数基準を超過した場合 ・大雨注意報が発表され、当該注意報の中で、夜間～翌日早朝に大雨警報（土砂災害）に切り替える可能性が言及されている場合 ・強い降雨を伴う台風が夜間から明け方に接近・通過する事が予想される場合
【警戒レベル4】 避難指示	<ul style="list-style-type: none"> ・土砂災害警戒情報の発表 ・大雨情報（土砂災害）が発表され、かつ、土砂災害警戒情報を補足する情報で土砂災害警戒情報の判定基準を超過し、更に降雨が継続する見込である場合【「ぎふ土砂災害警戒ポータル」におけるレベル1～3】 ・大雨情報（土砂災害）が発表されている状況で、記録的短時間大雨情報が発表された場合 ・近隣で前兆現象（溪流内での流木の発生、斜面から小石がぱらぱら落下、擁壁・道路等にクラック発生）が発見された場合 <p>【「ぎふ土砂災害警戒ポータル」におけるレベル4】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・土砂災害警戒情報が発表されており、更に記録的短時間大雨情報が発表された場合 ・近隣で土砂移動現象、前兆現象（地鳴り・山鳴り、流水の急激な濁りや溪流水位激減、斜面の亀裂等）が発見された場合 ・避難情報等による立ち退き避難が十分でなく、再度、立ち退き避難を住民に促す必要がある場合
【警戒レベル5】 緊急安全確保	<ul style="list-style-type: none"> ・土砂災害が発生した場合に、命を守るための最善な安全確保行動をとる必要があるため、災害発生情報を発令するものとする。

※) 安全な避難場所等とは、危険区域・箇所には位置しない避難所又は避難所となりうる個人住宅等

情報の共有先

- 岐阜地方気象台
- 木曾川上流河川事務所
- 岐阜県砂防課
- 岐阜県揖斐土木事務所

S2-07-03 土砂災害警戒区域（イエローゾーン）

平成25年1月11日及び平成26年3月28日及び令和6年6月7日
岐阜県告示第20号及び岐阜県告示第284号及び岐阜県告示499号

溪流名	自然災害の種類	所在地
金剛山	急傾斜地の崩壊	岐阜県揖斐郡大野町大字稲富
丸山	急傾斜地の崩壊	岐阜県揖斐郡大野町大字稲富
西洞	急傾斜地の崩壊	岐阜県揖斐郡大野町大字稲富
井口山	急傾斜地の崩壊	岐阜県揖斐郡大野町大字稲富
白山1	急傾斜地の崩壊	岐阜県揖斐郡大野町大字稲富
石山	急傾斜地の崩壊	岐阜県揖斐郡大野町大字稲富
白山2	急傾斜地の崩壊	岐阜県揖斐郡大野町大字稲富
前山	急傾斜地の崩壊	岐阜県揖斐郡大野町大字稲富
天王山	急傾斜地の崩壊	岐阜県揖斐郡大野町大字稲富
洞山	急傾斜地の崩壊	岐阜県揖斐郡大野町大字稲富
木ノ下	急傾斜地の崩壊	岐阜県揖斐郡大野町大字稲富
牛洞	急傾斜地の崩壊	岐阜県揖斐郡大野町大字牛洞
中洞	急傾斜地の崩壊	岐阜県揖斐郡大野町大字牛洞
森崎	急傾斜地の崩壊	岐阜県揖斐郡大野町大字牛洞
南谷	急傾斜地の崩壊	岐阜県揖斐郡大野町大字牛洞
牛洞2	急傾斜地の崩壊	岐阜県揖斐郡大野町大字牛洞
五ヶ谷	土石流	岐阜県揖斐郡大野町大字牛洞
大谷	土石流	岐阜県揖斐郡大野町大字牛洞
西上ヶ洞谷	土石流	岐阜県揖斐郡大野町大字牛洞
善ヶ洞	土石流	岐阜県揖斐郡大野町大字牛洞
鮎川谷	土石流	岐阜県揖斐郡大野町大字牛洞
西谷1	土石流	岐阜県揖斐郡大野町大字牛洞
西谷2	土石流	岐阜県揖斐郡大野町大字牛洞
東谷	土石流	岐阜県揖斐郡大野町大字牛洞
西ノ洞谷1	土石流	岐阜県揖斐郡大野町大字牛洞
西ノ洞谷2	土石流	岐阜県揖斐郡大野町大字牛洞
南谷	土石流	岐阜県揖斐郡大野町大字牛洞
雁俣平1	急傾斜地の崩壊	岐阜県揖斐郡大野町大字寺内
雁俣平2	急傾斜地の崩壊	岐阜県揖斐郡大野町大字寺内
宮ノ尾	急傾斜地の崩壊	岐阜県揖斐郡大野町大字寺内
雁俣平4	急傾斜地の崩壊	岐阜県揖斐郡大野町大字寺内
雁俣平3	急傾斜地の崩壊	岐阜県揖斐郡大野町大字寺内
雁又平谷	土石流	岐阜県揖斐郡大野町大字寺内
駒越	急傾斜地の崩壊	岐阜県揖斐郡大野町大字野
北山崎	急傾斜地の崩壊	岐阜県揖斐郡大野町大字野
大平山	急傾斜地の崩壊	岐阜県揖斐郡大野町大字野
カツラ山2	急傾斜地の崩壊	岐阜県揖斐郡大野町大字野
大平	急傾斜地の崩壊	岐阜県揖斐郡大野町大字野
カツラ山1	急傾斜地の崩壊	岐阜県揖斐郡大野町大字野
滝谷山	急傾斜地の崩壊	岐阜県揖斐郡大野町大字野
滝谷	土石流	岐阜県揖斐郡大野町大字野
ミツ原谷	土石流	岐阜県揖斐郡大野町大字野
柚木洞	土石流	岐阜県揖斐郡大野町大字野
溜池北	急傾斜地の崩壊	岐阜県揖斐郡大野町大字古川
古川	急傾斜地の崩壊	岐阜県揖斐郡大野町大字古川
宮浦谷	土石流	岐阜県揖斐郡大野町大字古川
尾洞1	急傾斜地の崩壊	岐阜県揖斐郡大野町大字松山
河原口	急傾斜地の崩壊	岐阜県揖斐郡大野町大字松山
田良々	急傾斜地の崩壊	岐阜県揖斐郡大野町大字松山
尾洞2	急傾斜地の崩壊	岐阜県揖斐郡大野町大字松山
尾洞3	急傾斜地の崩壊	岐阜県揖斐郡大野町大字松山
水洗谷	土石流	岐阜県揖斐郡大野町大字松山
前山谷	土石流	岐阜県揖斐郡大野町大字松山
北平谷	土石流	岐阜県揖斐郡大野町大字松山

S2-07-04 土砂災害特別警戒区域（レッドゾーン）

平成25年1月11日及び平成26年3月28日

岐阜県告示第23号及び岐阜県告示第308号

溪流名	自然災害の種類	所在地
金剛山	急傾斜地の崩壊	岐阜県揖斐郡大野町大字稲富
丸山	急傾斜地の崩壊	岐阜県揖斐郡大野町大字稲富
西洞	急傾斜地の崩壊	岐阜県揖斐郡大野町大字稲富
井口山	急傾斜地の崩壊	岐阜県揖斐郡大野町大字稲富
白山1	急傾斜地の崩壊	岐阜県揖斐郡大野町大字稲富
石山	急傾斜地の崩壊	岐阜県揖斐郡大野町大字稲富
白山2	急傾斜地の崩壊	岐阜県揖斐郡大野町大字稲富
前山	急傾斜地の崩壊	岐阜県揖斐郡大野町大字稲富
天王山	急傾斜地の崩壊	岐阜県揖斐郡大野町大字稲富
洞山	急傾斜地の崩壊	岐阜県揖斐郡大野町大字稲富
木ノ下	急傾斜地の崩壊	岐阜県揖斐郡大野町大字稲富
牛洞	急傾斜地の崩壊	岐阜県揖斐郡大野町大字牛洞
中洞	急傾斜地の崩壊	岐阜県揖斐郡大野町大字牛洞
森崎	急傾斜地の崩壊	岐阜県揖斐郡大野町大字牛洞
南谷	急傾斜地の崩壊	岐阜県揖斐郡大野町大字牛洞
牛洞2	急傾斜地の崩壊	岐阜県揖斐郡大野町大字牛洞
西上ヶ洞谷	土石流	岐阜県揖斐郡大野町大字牛洞
善ヶ洞	土石流	岐阜県揖斐郡大野町大字牛洞
鮎川谷	土石流	岐阜県揖斐郡大野町大字牛洞
西谷1	土石流	岐阜県揖斐郡大野町大字牛洞
西谷2	土石流	岐阜県揖斐郡大野町大字牛洞
東谷	土石流	岐阜県揖斐郡大野町大字牛洞
西ノ洞谷2	土石流	岐阜県揖斐郡大野町大字牛洞
南谷	土石流	岐阜県揖斐郡大野町大字牛洞
雁俣平1	急傾斜地の崩壊	岐阜県揖斐郡大野町大字寺内
雁俣平2	急傾斜地の崩壊	岐阜県揖斐郡大野町大字寺内
宮ノ尾	急傾斜地の崩壊	岐阜県揖斐郡大野町大字寺内
雁俣平4	急傾斜地の崩壊	岐阜県揖斐郡大野町大字寺内
雁俣平3	急傾斜地の崩壊	岐阜県揖斐郡大野町大字寺内
雁又平谷	土石流	岐阜県揖斐郡大野町大字寺内
駒越	急傾斜地の崩壊	岐阜県揖斐郡大野町大字野
北山崎	急傾斜地の崩壊	岐阜県揖斐郡大野町大字野
大平山	急傾斜地の崩壊	岐阜県揖斐郡大野町大字野
カツラ山2	急傾斜地の崩壊	岐阜県揖斐郡大野町大字野
大平	急傾斜地の崩壊	岐阜県揖斐郡大野町大字野
カツラ山1	急傾斜地の崩壊	岐阜県揖斐郡大野町大字野
滝谷山	急傾斜地の崩壊	岐阜県揖斐郡大野町大字野
滝谷	土石流	岐阜県揖斐郡大野町大字野
ミツ原谷	土石流	岐阜県揖斐郡大野町大字野
柚木洞	土石流	岐阜県揖斐郡大野町大字野
溜池北	急傾斜地の崩壊	岐阜県揖斐郡大野町大字古川
古川	急傾斜地の崩壊	岐阜県揖斐郡大野町大字古川
尾洞1	急傾斜地の崩壊	岐阜県揖斐郡大野町大字松山
河原口	急傾斜地の崩壊	岐阜県揖斐郡大野町大字松山
田良々	急傾斜地の崩壊	岐阜県揖斐郡大野町大字松山
尾洞2	急傾斜地の崩壊	岐阜県揖斐郡大野町大字松山
尾洞3	急傾斜地の崩壊	岐阜県揖斐郡大野町大字松山
前山谷	土石流	岐阜県揖斐郡大野町大字松山
北平谷	土石流	岐阜県揖斐郡大野町大字松山

S2-12-01 大野町災害対策本部条例施行規則

昭和37年12月20日

規則第3号

(趣旨)

第1条 この規則は、大野町災害対策本部条例（昭和37年大野町条例第11号）第5条の規定に基づき、大野町災害対策本部（以下「災害対策本部」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(部等)

第2条 災害対策本部に副本部長を置き、副町長をもって充てる。

2 災害対策本部に、次の部及び班を置く。

部名	班名
総合政策部	総合政策班
	まちづくり推進班
総務部	議会事務班
	会計班
	財政班
	税務班
民生部	住民班
	福祉班
	子育て支援班
	保健センター班
	環境生活班
建設部	農林班
	建設班
教育部	学校教育班
	生涯学習班
消防部	本部～第6分団班

3 部及び班の構成及びその分掌事務は、大野町地域防災計画で定める。

(部長等)

第3条 前条の部に部長を置き、必要に応じて副部長を置く。

2 前条の班に、班長を置き、必要があるときは、副班長をおくことができる。

3 部長は、災害対策本部長の命を受け、部の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。

4 班長は、当該班の所掌事務について、上司の命を受けその事務の処理に当たる。

(本部連絡員室)

第4条 災害対策本部に、本部連絡員室を置く。

2 本部連絡員室においては、本部員会議の庶務その他災害対策についての各部の連絡等に関する事務を処理する。

3 本部連絡員室に、室長及び連絡員を置く。

4 室長は、危機管理監を、連絡員は局・課の課長補佐又は係長の職にある者をもって充てる。

5 本部連絡員室の事務を処理するため、総務班を置く。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和50年規則第6号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和59年規則第1号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和60年規則第7号）

この規則は、昭和60年4月1日から施行する。

附 則（平成4年規則第10号）

この規則は、平成4年10月31日から施行する。

附 則（平成8年規則第14号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成13年規則第19号）

この規則は、公布の日から施行し、平成13年4月1日から適用する。

附 則（平成18年規則第34号）抄

（施行期日）

1 この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成19年規則第22号）

この規則は、公布の日から施行し、平成19年4月1日から適用する。

附 則（平成25年規則第12号）

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

（施行期日）

第1条 この規則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成26年規則第7号）抄

（施行期日）

第1条 この規則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成27年規則第4号）

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成30年規則第18号）

この規則は、公布の日から施行し、平成29年4月1日から施行する。

附 則（令和3年規則第2号）

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

S2-12-02 災害対策本部施設・整備

名称	所在地（住所）	整備すべき主な機能
大野町役場	大野町大字大野80	情報の収集・提供のための通信・広報機能
大野町総合町民センター	大野町大字黒野990	

S2-12-03 ライフライン復旧活動拠点

	名称	所在地（住所）
・救助活動拠点 ・ライフライン復旧活動拠点	大野町総合町民センター	大野町大字黒野990
	道の駅「パレットピアおおの」※1	大野町大字下磯313番地2
	大野町民東運動場	大野町大字黒野2267-4
	大野町運動公園	大野町大字野860
	大野町相羽グラウンド	大野町大字相羽992-7
・物資配分活動拠点	大野町民武道館	大野町黒野925
	大野町民体育館	大野町黒野2278-1

※1 県指定広域防災拠点

S2-12-04 指定緊急輸送道路一覧

1 災害発生後速やかに通行確保、応急復旧完了を目標とする道路

(1) 岐阜県緊急輸送道路

(第1次緊急輸送道路)

路線名		区間	管理者
1	東海環状自動車道	町内全区間	国

(第2次緊急輸送道路)

2	国道303号	町内全区間	県
3	主要地方道 岐阜県南大野線	下磯436-1～黒野60-6	
4	主要地方道 岐阜関ヶ原線	町内全区間	
5	一般県道 中之元古川線	中之元811-5～中之元824	
6	町道 黒野大野1号線	黒野112-4～大野80	町
7	町道 黒野75号線	黒野1722-2～黒野2267-6	
8	町道 黒野稲富1号線	黒野2267-6地先～上秋1423	

(第3次緊急輸送道路)

9	一般県道 深坂大野線	黒野97-5～野1865	県
10	一般県道 中之元古川線	野2191-2～野882-7	
11	町道 野99号線	野882-7～野860	町

S2-13-01 Jアラート作動時の対応

Jアラートは、弾道ミサイル情報、緊急地震速報、津波警報など、対処に時間的余裕の無い事態に関する情報を国から住民まで瞬時に伝達システムである。

伝達・周知方法	・Jアラート ・消防庁からの緊急速報メール ・防災行政無線 ・大野町メール配信サービス
---------	--

弾道ミサイル情報については、日本の領土・領海に落下する可能性又は領土・領海を通過する可能性がある場合に使用される。

弾道ミサイル 落下時の安全 確保の方法	[屋外にいる場合] 近くのできるだけ頑丈な建物や地下に避難 適切な建物がない場合、物陰に身を隠すか地面に伏せ 頭部を守る [屋内にいる場合] できるだけ窓から離れ、できれば窓のない部屋へ移動 する
---------------------------	--

S2-16-01 事前避難体制

町は、東海地震警戒宣言発令時において、避難者が円滑かつ迅速に避難行動をとれるよう事前避難体制を確立する。

<ul style="list-style-type: none">・避難にあたっては、警戒宣言の発令から地震の発生までは、比較的短時間であることを前提に避難体制の確立を図る。・町は、予め避難対象地区を指定しておくとともに、指定地域の高齢者、障がい者、子ども、病人等の避難行動要支援者を把握しておき、自治会自主防災組織等の協力のもと実施する。・外国人、出張者及び旅行者等については、関係事業者と連携しつつ、避難誘導等適切な対応を実施する。・避難対象地区の居住者等が避難場所まで避難するための方法については、徒歩によるものとする。

※町は、山間地で避難場所までの距離が遠く、徒歩による避難が著しく困難な避難対象地区の居住者等については、地域ごとの実情に応じて必要最小限の車輛の活用を地域内で検討するなど、避難行動の実効性を確保する。

S2-18-01 災害時応援協定一覧

○相互応援・協力・支援

協 定 名	協 定 先	締結年月日
消防相互応援協定書	揖斐川町	S42. 4. 1
消防相互応援協定書	池田町	S42. 4. 1
消防相互応援協定書	神戸町	S42. 4. 1
消防相互応援協定書	瑞穂市（旧巢南町）	S42. 4. 1
消防相互応援協定書	本巣市（旧真正町）	S42. 4. 1
消防相互応援協定書	本巣市（旧糸貫町）	S42. 4. 1
消防相互応援協定書	本巣市（旧本巣町）	S44. 12. 1
消防相互応援協定書	揖斐川町（旧谷汲村）	S44. 12. 10
岐阜県広域消防相互応援協定書	岐阜県内市町村	H 3. 3. 11
フラワー都市交流連絡協議会災害時相互応援に関する協定	北海道中富良野町、山形県長井市、富山県砺波市、静岡県下田市、兵庫県宝塚市、山口県萩市、福岡県久留米市、鹿児島県和泊町	H11. 4. 30
災害時応援協力に関する協定書	大野町建設業協会	H12. 8. 7
災害時応援協力に関する協定書	(社)揖斐建設業協会	H18. 11. 15
災害時における応急対策活動に関する協定	西濃電気工事協同組合	H21. 3. 27
大野町建築業協会災害時応援協定	大野町建築業協会	H22. 7. 27
災害応援協力に関する協定	岐阜県公共嘱託登記土地家屋調査士協会	H23. 9. 8
災害時における相互応援に関する協定書	嚶鳴協議会加盟都市（岐阜県恵那市、沖縄県沖縄市、神奈川県小田原市、岩手県釜石市、長野県木曾町、佐賀県多久市、愛知県東海市、兵庫県養父市、山形県米沢市、宮崎県高鍋町）	H25. 6. 4
友好都市災害時等相互応援に関する協定	北海道北見市	H25. 10. 18
災害時の歯科医療救護に関する協定	一般社団法人 揖斐歯科医師会	H26. 2. 20
災害時における相互応援に関する協定書	いび川農業協同組合	H26. 4. 15
災害時の薬剤師医療救護に関する協定書	揖斐郡薬剤師会	H26. 7. 16
災害時等の支援協力に関する協定	独立行政法人 高齢・障害・求職者雇用支援機構 東海職業能開発大学校	H27. 1. 15
災害時等における隊友会の協力に関する協定書	公益社団法人隊友会 岐阜県隊友会	H27. 8. 4
災害時等の相互応援に関する協定書	北海道河西郡芽室町	H29. 2. 15
災害発生時における協力に関する協定書	大野町内郵便局	H29. 10. 11
地域における協力に関する協定	大野町内郵便局	H29. 10. 11

協 定 名	協 定 先	締結年月日
大規模災害時における相互連携に関する協定	中部電力パワーグリッド株式会社	R 2. 9. 4
大野町と日本郵便株式会社との包括連携に関する協定	岐阜中央郵便局、大野郵便局、美濃川合郵便局	R 3. 5.11
災害時における協力体制に関する協定	大野町社会福祉協議会、大垣青年会議所	R 3. 7.13
災害時における地図製品等の供給に関する協定	(株)ゼンリン中部支社	R 3.10.14
包括連携に関する協定書	三井住友海上火災保険(株)	R 4.10. 6
大野町・江崎グリコ株式会社の相互協力に関する連携協定	江崎グリコ(株)	R 6. 3.25
災害時における防災活動協力に関する協定書	(株)イノアックコーポレーション西濃事業所	R 6. 3.29
災害時等における無人航空機の運用に関する協定	(株)大垣自動車学校	R 6.12. 5
災害時等の相互応援に関する協定	高知県高岡郡佐川町	R 7. 6.25
大規模災害時における入浴支援に関する協定	(株)ケイサービス(おおの温泉)	R 7.12.23
災害時における入浴支援等に関する協定書	NPO法人Vネット	R 8. 1.13

○物資等供給（提供）

協 定 名	協 定 先	締結年月日
災害時における物資提供に関する協定	コカ・コーラセントラルジャパン(株)	H18. 6.23
災害時における生活必需物資の供給に関する協定書	株式会社ユタカファーマシー	H19. 2.28
災害時におけるLPガス供給に関する協定	大野町液化石油ガス協同組合	H20. 8. 5
災害時における物資提供に関する協定	ダイドードリンコ(株)	H20.10.14
災害時におけるLPガスの供給に関する協定書	社団法人 岐阜県エルピーガス協会西濃支部	H24.12.18
災害時における燃料調達に関する協定書	いび川農業協同組合	H26. 4.15
災害時における畳の提供に関する協定	5日で5,000枚の約束。プロジェクト実行委員会	H28. 6.29
災害時における段ボール製品の供給に関する協定書	東海森紙業株式会社	R 2. 9. 7
災害時における応急生活物資供給に関する協定書	生活協同組合 コープぎふ	R 4. 5.19
災害時における応急生活物資供給等の協力に関する協定書	中北薬品(株)	R 4. 8.10
損害調査結果の提供及び利用に関する協定書	三井住友海上火災保険(株)	R 4.10.6
緊急時における物資の供給に関する協定書	アークランズ(株)	R 5.7.26
災害時における燃料調達に関する協定	(株)KUBOXT	R 6. 9.18
災害時における井戸水の供給協力に関する協定	ヨシテク工業 (株)	R 7. 3.25
災害時における物資供給に関する協定書	NPO法人コメリ災害対策センター	R 7. 5. 7
災害時における防災活動協力に関する協定	イビデン (株)	R 7. 8.27

○施設利用・施設開放

協 定 名	協 定 先	締結年月日
災害時要援護者の避難施設として民間社会福祉施設等を使用することに関する協定	特別養護老人ホームまほろば、特別養護老人ホームぎふ愛の里、地域密着型特別養護老人ホーム桜坂、介護老人保健施設プラザ21おおの、介護老人保健施設ラポール、西濃向生園、西濃サンホーム、セント・ケアおおの	H23. 8. 30
災害時避難行動要支援者への避難施設に関する協定書	いび川農業協同組合	H26. 4. 15
災害時における避難場所等施設利用に関する協定書	神戸町、西濃環境整備組合	H27. 3. 24
災害時における施設利用に関する協定	岐阜県立わかあゆ学園	H28. 8. 30
災害時における施設利用の協力等に関する協定	大野町総合町民センター管理運営共同体	H30. 1. 24
災害時における施設開放に関する協定書	株式会社中部理化（株式会社中部理化オオノ）	H30. 4. 24
災害時における広域防災拠点の活用に関する協定	岐阜県	H30. 7. 8
災害時等における「道の駅パレットピアおおの」の施設利用の協力等に関する協定	道の駅「パレットピアおおの」指定管理者 株式会社ダイナックパートナーズ	H30 .7. 8
災害時における施設開放に関する協定書	株式会社都築産業	R 1.12.12
災害時における施設開放に関する協定書	株式会社ギフ加藤製作所	R 2. 3.26
災害時における施設開放に関する協定	(株)ナックス、黒野東区	R 3.11.29
災害時における施設開放に関する協定	(株)岐阜セラツク製造所	R 4.12.27
災害時における施設開放に関する協定	(株)KUBOXT、野区、寺内区	R 6. 9.18

○その他

協 定 名	協 定 先	締結年月日
防災業務協定書	大野町上水道組合	H12.12.18
災害時医療に関する協定書	揖斐郡医師会	H15.10. 2
横山ダム放流警報設備等による災害情報等の伝達に関する協定	国土交通省中部地方整備局 横山ダム工事事務所	H18. 5.29
災害時における徒歩帰宅者支援に関する協定書	株式会社ユタカファーマシー	H19.11. 5
災害時の情報交換に関する協定	国土交通省中部地方整備局	H23. 2.21
西濃地域における越境避難に関する協定書	大垣市、海津市、養老町、神戸町、輪之内町、安八町	H27. 2.10
揖斐郡における広域避難に関する協定書	揖斐川町、池田町	H28. 4.15
越境避難に関する協定書	本巣市	H29.12.18
特設公衆電話の設置等に関する覚書	西日本電信電話株式会社岐阜支店	R 2. 2. 5
災害時の救護病院指定に関する協定	岐阜・西濃医療センター西濃厚生病院	R 6.10. 1

○大野町建設業協会

業 者 名	住 所	電 話
(株)山辰組	稲畑203-1	32-0171
(株)共同組	西方442	32-1373
白山建設(株)	稲富983-3	32-1177
国枝建工(株)	上磯49-3	35-2552
(株)清翔	大衣斐244	36-2030

○大野町建築業協会

業 者 名	住 所	電 話
(株)野村建設	黒野622-1	32-2200
(有)加納建築	公郷2895-2	34-2770
ケイズホームズ(株)	中之元985-2	32-3928
(株)チェックハウス	黒野1723-1	32-4535
山本産業(株)	稲富1447-1	32-2110

○民間社会福祉施設（災害時避難行動要支援者避難施設協定先）

施 設 名	住 所	電 話
特別養護老人ホームまほろば	南方356-1	35-0058
特別養護老人ホームぎふ愛の里	大野742-14	35-7717
地域密着型特別養護老人ホーム桜坂	野479-1	36-1331
介護老人保健施設プラザ21おおの	南方191	35-0088
介護老人保健施設ラポール	大野924-1	32-5005
西濃向生園	寺内623	34-2723
西濃サンホーム	揖斐川町 長良24-1	21-3150
セント・ケアおおの	黒野190-1	35-0064

S2-20-01 災害救援ボランティアの登録

町は、町社会福祉協議会が行う迅速・円滑な災害救援ボランティア活動を可能にするための受け入れ体制づくりについて、指導・支援するものとする。また、ボランティアの登録状況について、把握しておく。

なお、町社協は、次の要領で災害救援ボランティアの登録受付を行う。

項目	内容
対象者	町内在住・在勤の個人、または拠点を有する企業・グループ・団体
登録後の活動要請	次の場合に町社協からボランティア活動を要請する。 <ul style="list-style-type: none"> ・災害が発生し、関係機関から派遣の要請があった場合 ・災害が発生し、災害救援ボランティア活動が必要と認められる場合

S2-21-01 浸水想定区域内にある要配慮者利用施設

◎根尾川流域

名称	所在地	電話番号	施設の区分
大野町立東小学校	相羽763番地10	34-3100	公立小学校
大野町立南小学校	加納468番地	35-2001	公立小学校
小森デイケアリハビリセンター	黒野648番地5	36-0100	通所リハビリテーション
グループホームゆず	郡家21番地3	058-320-3450	指定障害福祉サービス (共同生活援助)
みらいろこども園	本庄200番地6	35-8850	認定こども園
幼保連携型認定こども園 東さくらこども園	相羽763番地8	34-1533	認定こども園
たしろクリニック	下磯498番地1	36-1168	一般診療所
小森内科クリニック	黒野645番地1	34-1000	一般診療所
大久保医院	黒野734番地5	32-1510	一般診療所
セント・ケア おおの	黒野190番地1	35-0064	認知症対応型共同生活介護 地域密着型介護老人福祉施設 短期入所生活介護
国枝医院	黒野580番地	32-0023	一般診療所
子育てはうす ぱすてる	下磯313番地2	34-1010	子育て支援施設

◎揖斐川流域

名称	所在地	電話番号	施設の区分
大野町立西小学校	松山15番地1	32-0359	公立小学校
大野町立中小学校	公郷1661番地	32-0576	公立小学校
大野町立南小学校	加納468番地	35-2001	公立小学校
認定こども園 うぐいす	公郷313番地	34-2323	認定こども園
ローズ・ガーデンおおの	瀬古232番地	36-0078	認知症対応型共同生活介護
こもれびの里 笑和	瀬古614番地1	35-8021	住宅型有料老人ホーム
なごみ	公郷79番地	32-4462	通所介護
J A いび川清流の里うぐいす	公郷1671番地1	36-1055	通所介護
マルシェ	南方180番地1	36-1555	通所リハビリテーション
まほろば	南方356番地1	35-0058	認知症対応型通所介護 介護老人福祉施設
プラザ21 おおの	南方191番地	35-0088	介護老人保健施設 通所リハビリテーション 短期入所療養介護
おおのクリニック	南方191番地	35-0055	一般診療所
たしろクリニック	下磯498番地1	36-1168	一般診療所
グループホームゆず	郡家21番地3	058-320-3450	指定障害福祉サービス (共同生活援助)
みらいろこども園	本庄200番地6	35-8850	認定こども園
子育てはうす ぱすてる	下磯313番地2	34-1010	子育て支援施設

S2-21-02 土砂災害警戒区域内にある要配慮者利用施設

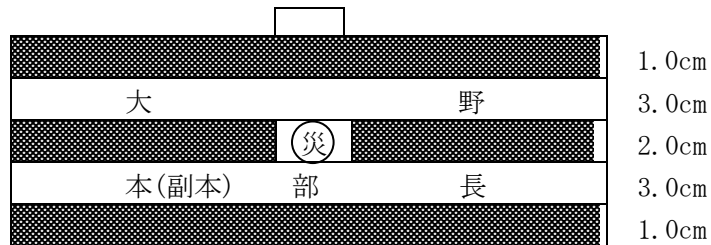
名称	所在地	電話番号	施設の区分
グループホームひなたぼっこ	大野町稲富1108番地3	32-4394	認知症対応型共同生活介護
グループホームぬくもりの家	大野町稲富712番地1	34-1947	認知症対応型共同生活介護
桜坂	大野町野479番地1	36-1331	地域密着型介護老人福祉施設 小規模多機能型居宅介護 認知症対応型通所介護

S3-01-01 町本部員の身分証明

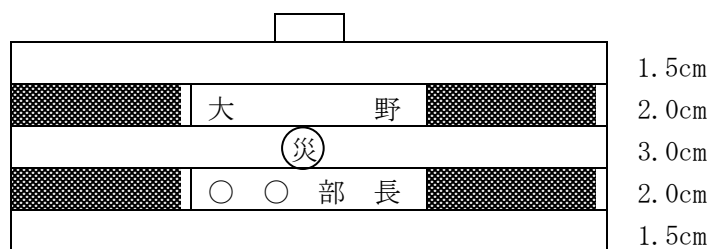
町本部の職員の身分証明書は「大野町職員証」、消防班は「消防団員手帳」等をもって兼ねるものとする。

腕章

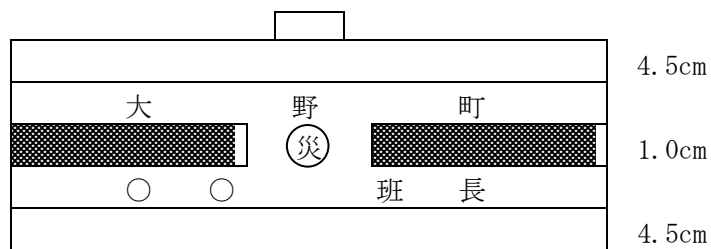
①本部長（副本部長）腕章



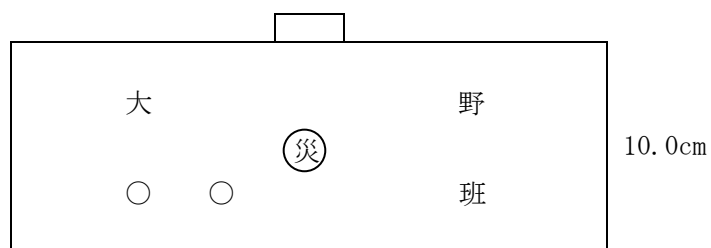
②部長腕章



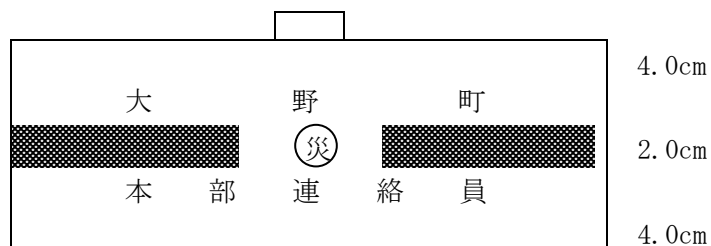
③班長腕章



④班員腕章



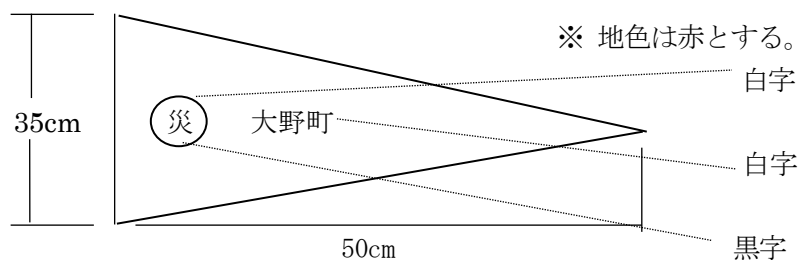
⑤本部連絡員腕章



- 注 1 腕章の大きさは長さ38cm、幅10cmとする。
 2 線は赤線とする。ただし連絡員は青色とする。

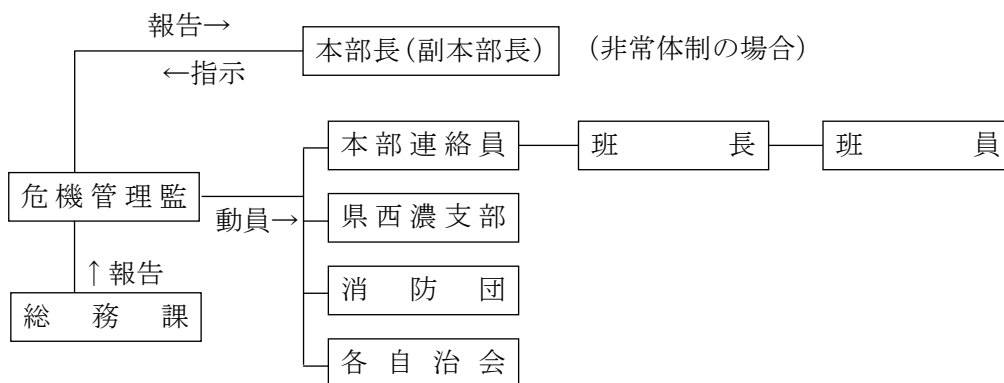
標 旗

町本部で災害応急対策に使用する自動車には次の標旗を付するものとする。

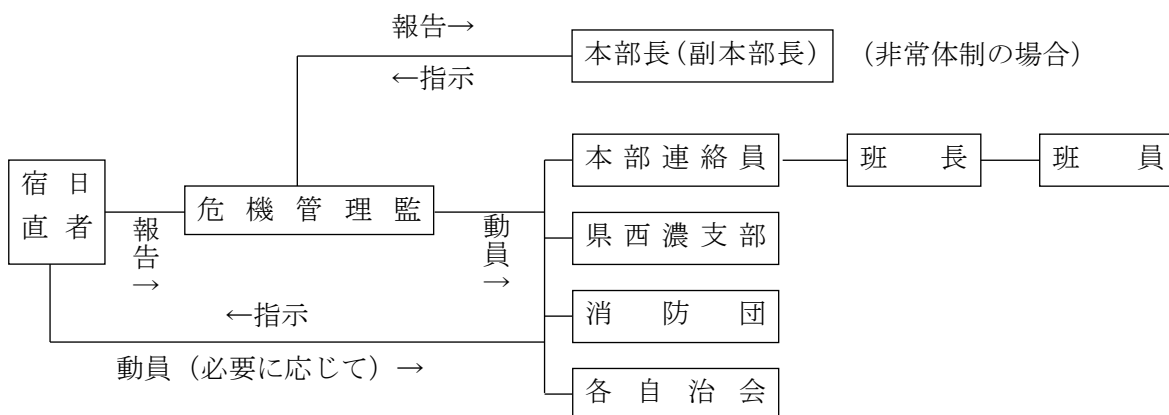


S3-01-02 体制等の伝達系統

勤務時間内



勤務時間外



S3-01-03 本部設置の報告先

- ・岐阜県知事（防災課）
- ・指定公共機関、指定地方公共機関、公共団体の長又は代表者
- ・防災上重要な施設の管理者、自治会長、自主防災組織の長
- ・その他の公共的団体
- ・自衛隊

S3-01-04 災害時連絡先一覧

自主防災組織連絡表

区別名	自主防災組織設置自治会
第1区	黒野北区、黒野西区、黒野南区、黒野中区、黒野東区、六里、相羽、みどりニュータウン、相羽苑、下方、麻生
第2区	野、西方、大野1、大野2、大野3、古城北
第3区	稲富、古川、寺内、上秋、稲畑、豊木団地
第4区	牛洞、松山、瀬古、中之元、中之元団地
第5区	宝来、島部、公郷、うぐいす苑、八木、天神、南領家、北領家、大衣斐、小衣斐
第6区	定松、鹿野、五之里、南方、郡家、上磯、下磯、本庄、本庄西、下座倉

報道機関連絡先

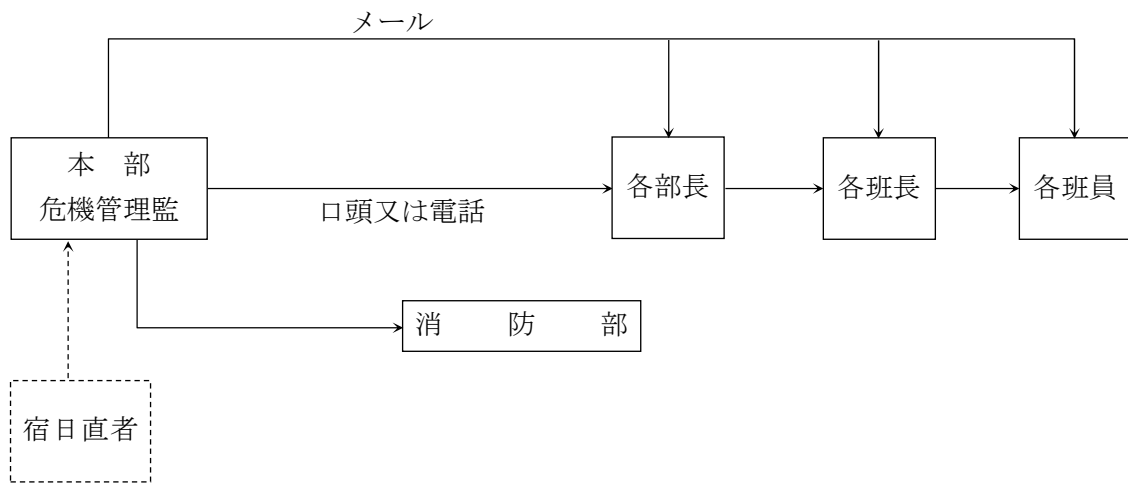
機 関 名	電 話 番 号
日本放送協会	岐阜放送局（代表） 058-264-4611
岐阜放送	本社代表 058-264-1181
東海テレビ放送	岐阜支局（報道） 058-264-0798
中部日本放送	岐阜支社（代表） 058-265-3131
名古屋テレビ放送	岐阜支社（代表） 058-252-3116
中京テレビ放送	岐阜支局（報道） 058-263-2221
東海ラジオ放送	岐阜支局（代表） 058-263-1332
エフエム岐阜	本社代表 0584-83-0180

関係機関連絡先

機 関 名	電 話 番 号	無 線 電 話	FAX 番 号
木曾川上流河川事務所	（災害対策支 部設置前） 防災情報課	058-251-4265	058-251-6594
	（災害対策支 部設置後） 流水管理セ ンター	058-251-3235	058-251-4404
岐阜国道事務所	058-271-9811		058-271-3175
岐阜地方気象台	技術課 058-271-4107		058-274-5419

機 関 名		電話番号	無線電話	FAX番号
	防災業務課	058-271-4108		058-271-4102
岐阜県庁	防災課	058-272-1111 (内)2746 058-272-1125	7-(3)-400-2- 内線番号 ()は衛星系	058-271-4119
	河川課	(内)3727 058-272-8585		058-278-2753
	砂防課	(内)3742 058-272-8621		058-278-2755
揖斐県事務所	振興防災課	0585-23-1111 (内)204, 206	7-(3)-450-2- 204, 206	0585-22-1829
岐阜県揖斐土木事務所	施設管理担当	0585-23-1111 (内)213	7-(3)-450-2- 213	0585-23-1105
岐阜県揖斐農林事務所	総務課	0585-23-1111 (内)403	7-(3)-450-2- 403	0585-23-6725
西濃保健所	総務課	0584-73-1111 (内)262	7-(3)-430-2- 262	0584-74-9334
揖斐郡消防組合	指令室	0585-32-0119	7-(3)-459- 711	0585-35-2797
揖斐警察署	警備課	0585-23-0110		0585-22-6311
揖斐警察署大野交番		0585-32-0002		
陸上自衛隊 第35普通科連隊	第3科	052-791-2191 (内)4832	7-651-711	052-791-2191 (内)411
日本郵便(株)大野郵便局		0585-32-1905		0585-32-1315
西日本電信電話(株) 岐阜支店	災害対策室	058-275-6732		058-275-1794
中部電力パワーグリッド (株)大垣営業所		0584-81-8120		0584-81-8120
揖斐郡医師会		0585-22-6149		0585-22-6159
揖斐歯科医師会		0585-45-3010		
岐阜県薬剤師会 揖斐支部		0585-22-5980		0585-22-5980
日本赤十字社 岐阜県支部大野町分区		0585-34-2130		0585-34-2570
町社会福祉協議会		0585-34-2130		0585-34-2570

S3-02-01 職員動員の伝達系統



S3-02-02 従事命令による要員確保

災害応急対策実施のための要員が一般の動員等の方法によっても、なお不足し、他に供給の方法がないときは、技術者等の従事命令又は協力命令を執行する。

命令の種類と執行者

対象作業	命令区分	根拠法律	執行者
消防作業	従事命令	消防法第29条第5項	消防職員又は消防団員
水防作業	従事命令	水防法第24条	水防管理者、消防機関の長
災害救助作業	従事命令	災害救助法第7条	県知事
	協力命令	災害救助法第8条	県知事
災害応急対策作業 (除災害救助)	従事命令	災害対策基本法第71条	県知事 町長（委任を受けた場合のみ）
	協力命令	災害対策基本法第71条	県知事 町長（委任を受けた場合のみ）
災害応急対策作業 (全般)	従事命令	災害対策基本法第65条第1項	町長
		災害対策基本法第65条第2項、第3項	警察官、自衛官
災害応急対策作業 (全般)	従事命令	警察官職務執行法第4条	警察官
		自衛隊法第94条第1項	自衛官

命令の対象者

命令区分	従事対象者
消防作業	火災の現場付近にある者
水防作業	区域内に居住する者又は水防の現場にある者
災害救助その他の作業 (災害救助法及び災害対策基本法による知事の従事命令)	1 医師、歯科医師又は薬剤師 2 保健師、助産師又は看護師 3 土木技術者又は建築技術者 4 大工、左官又はとび職 5 土木業者又は建築業者及びこれらの者の従業者 6 鉄道事業者及びその従業者 7 軌道事業者及びその従業者 8 自動車運送事業者及びその従業者 9 船舶運送事業者及びその従業者 10 港湾運送事業者及びその従業者
災害救助その他の作業 (協力命令)	救助を要する者及びその近隣の者
災害応急対策全般 (災害対策基本法による町長、警察官、自衛官の従事命令)	町区域内の住民又は当該応急措置を実施すべき現場にある者
災害緊急対策全般 (警察官職務執行法による警察官)	その場に居合わせた者、その事物の管理者、その他関係者

従事命令又は協力命令により災害応急対策に従事した者で、そのことにより負傷し、疾病にかかり、又は死亡したものの遺族等に対しては、次により損害補償又は扶助金を支給する。

区分	災害救助 (知事命令)	災害応急対策 (知事命令)	町長の命令
基準根拠	災害救助法施行令	災害に伴う応急措置の業務に従事した者に対する損害補償に関する条例	大野町消防団員等公務災害補償条例
補償等の種類	療養扶助金 休業扶助金 障害扶助金 遺族扶助金 葬祭扶助金 打切扶助金	療養補償 休業補償 障害補償 遺族補償 葬祭補償 打切補償	療養補償 休業補償 障害補償 遺族補償 葬祭補償
支給額	施行令に定める額	条例で定める額	条例で定める額
請求様式	様式9号 災害救助法による扶助金支給申請書	様式11号 災害対策基本法による損害補償費支払請求書	県様式に準ずる

・担当班は、従事命令を発したときは、様式12 従事者台帳を作成し、整備する。

S3-03-01 奉仕団

団名	団長	班	班長
大野町 赤十字奉仕団	委員長	第1区	地区役員2名
		第2区	〃
		第3区	〃
		第4区	〃
		第5区	〃
		第6区	〃

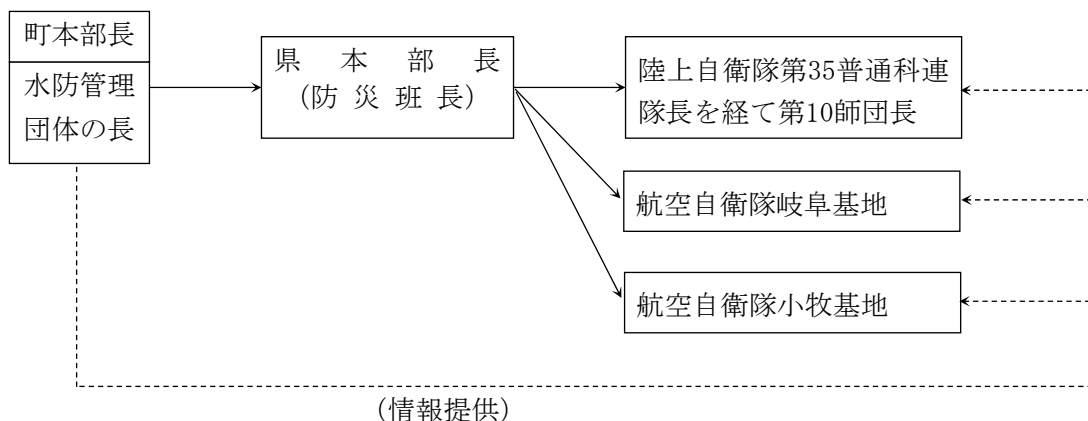
S3-06-01 自衛隊派遣要請方法

天災地変その他の災害に際し、人命又は財産の保護のため必要があると認めた場合には、町本部長（町長）は、県本部長（知事）に対し、自衛隊法第83条第1項の規定による自衛隊の災害派遣を要請することを要求することができる。

通信の途絶等で知事と連絡のとれないときは、町本部長は、自衛隊（陸上自衛隊第35普通科連隊長を経て第10師団長）に対し、その旨及び災害の状況を直接通知する。

町本部長は、自衛隊の災害派遣を必要とする場合は、次により「要請に際し明確にすべき事項」を記載した文書をもって県本部長に要請の依頼を行う。

急を要するときは、口頭、電話又は防災行政無線で行い、事後速やかに文書を提出する。

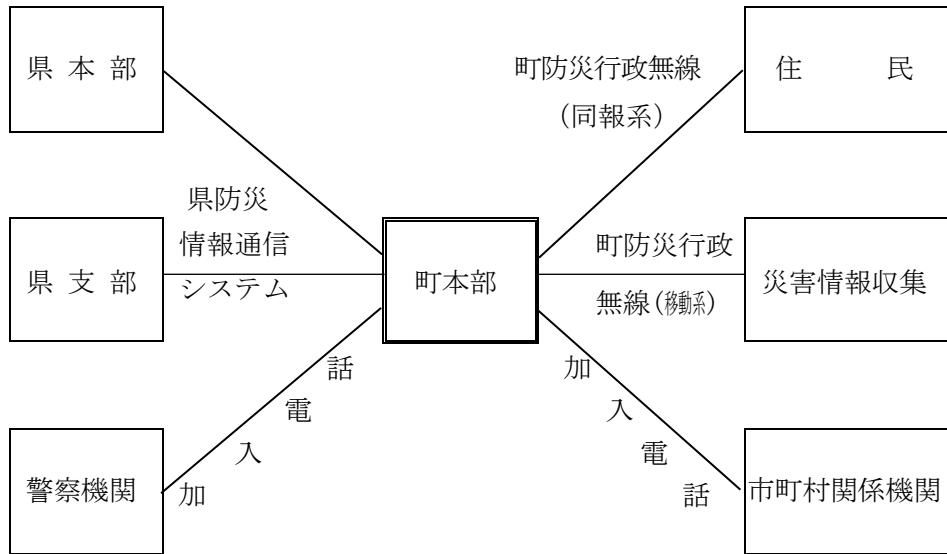


S3-06-02 自衛隊派遣要請窓口

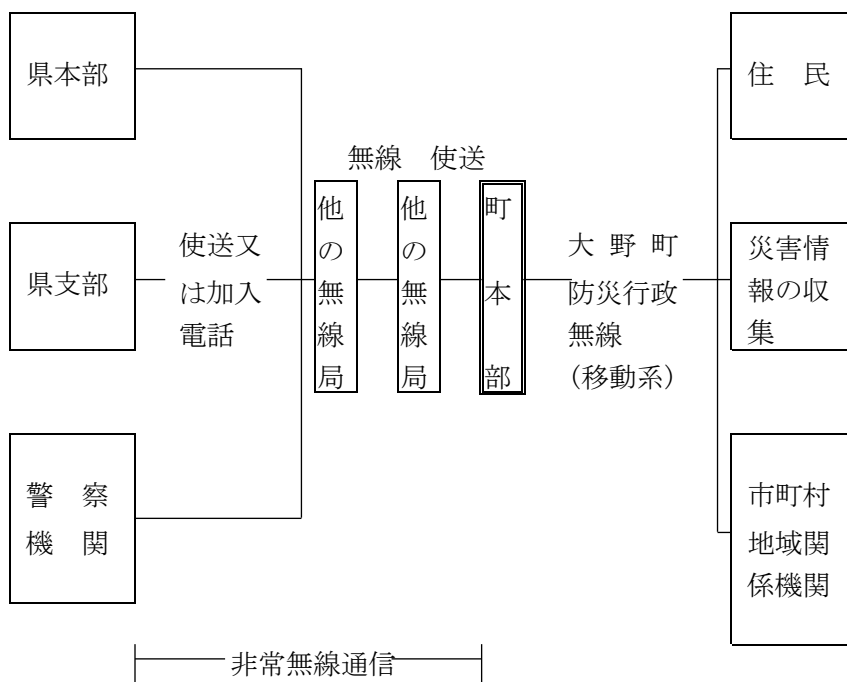
部隊名等	連絡責任者(電話番号)	
	時間内 (平日) ~17:00	時間外
陸上自衛隊第35普通科連隊 (守山) 第3科	第35普通科連隊第3科 052-791-2191(内線4832)	駐屯地当直司令 052-791-2191(内線4509)
	FAX 052-791-2191 (内線411)	
	県防災行政無線 87-400-651-711 (事務室) 87-400-651-712 (当直室)	
	県防災行政無線 FAX 87-400-651-710	
航空自衛隊岐阜基地	第2補給処企画課企画一班 0583-82-1101(内線2314)	基地当直幹部 052-82-1101(内線2225)
	県防災行政無線 87-400-652-711 (事務室) 87-400-652-712 (当直室)	
	県防災行政無線 FAX 87-400-652-710	
航空自衛隊小牧基地	防衛部運用班 0568-76-2191(内線432) FAX 0568-76-2191(内線404)	
	県防災行政無線 87-400-653-711 (事務室) 87-400-653-712 (当直室)	
	県防災行政無線 FAX 87-400-653-710	

S3-07-01 災害通信計画

通常時の通信経路



自己の無線設備及び加入電話が使用できない場合の通信経路（非常無線通信）



S3-07-02 町無線施設

無線局の種別・名称・設置場所等は、次のとおりである。

統制局

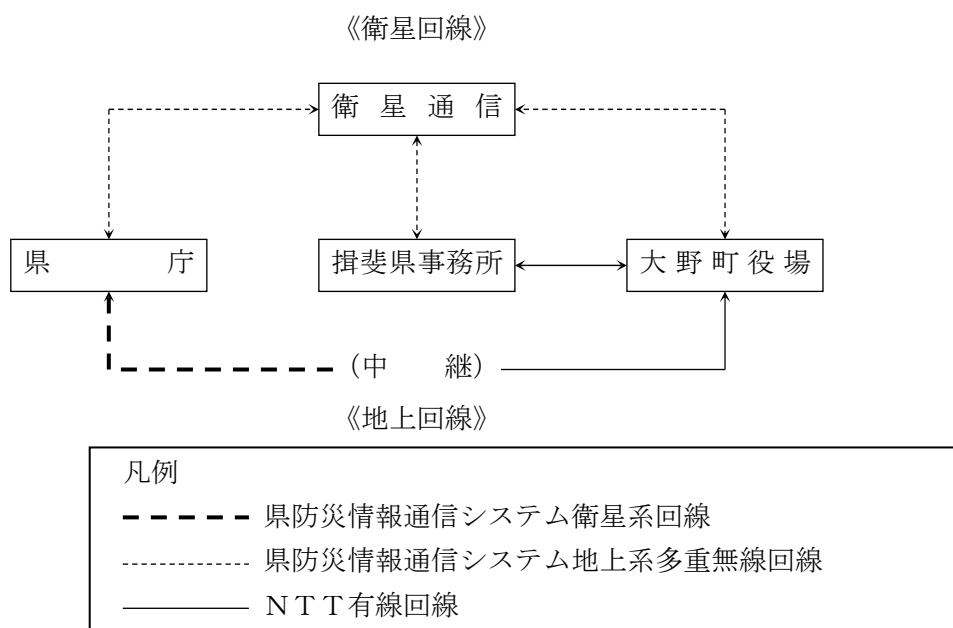
名 称	設置場所
こうほうおおの	大野町役場

受信局

グループ	名 称	設置場所	
第1地区	黒野	黒野西	大野町黒野 旧中央公民館
		〃 北	〃 〃 黒野北ゴミ集積所(北)
		〃 南	〃 〃 黒野駅レールパーク
		〃 中	〃 〃 若宮町会館
		〃 東	〃 〃 東区公民館
	六里	六里	〃 六里 六里会所
	相羽	相羽	〃 相羽 相羽公民館
		みどりニュータウン	〃 〃 みどりニュータウン公民館
		相羽苑	〃 〃 蕨川橋北詰
	下方	下方	〃 下方 下方公民館
麻生	麻生	〃 麻生 麻生公民館	
第2地区	野	野南	〃 野 野集荷場
		〃 北	〃 〃
	大野	大野1	〃 大野 古城第2団地
		〃 2	〃 〃 大野第3集会所
		〃 3	〃 〃 大野第1集会所
		〃 4	〃 〃 大野第2集会所
桜大門	桜大門	〃 桜大門 桜大門ふれあい広場	
西方	西方	〃 西方 西清林寺	
第3地区	稲富	更地	〃 稲富 上更地集会所
		日合塚	〃 〃 日合塚会館
		木振	〃 〃 稲富出屋敷忠魂碑
		三田畑	〃 〃
		稲富南	〃 〃 南組公民館
	古川	古川	〃 古川 古川営農センター
	寺内	寺内	〃 寺内 研修センター
	上秋	上秋北	〃 上秋
〃 南		〃 〃 羽根公民館	
稲畑	稲畑	〃 〃 稲畑会館	
第4地区	牛洞	牛洞東	〃 牛洞
		〃 西中	〃 〃 牛洞コミュニティセンター
	松山	松山	〃 松山 松山会所
	瀬古	瀬古西	〃 瀬古 辻沢会所
		〃 東	〃 〃
	中之元	中之元	〃 中之元 中之元会所
〃 田中		〃 〃 田中会所	
〃 団地		〃 〃 団地公民館	
第5地区	宝来	〃 宝来 宝来公民館	
	島部	〃 島部 島部研修センター	

グループ	名 称	設置場所	
	公郷	うぐいす苑 公郷	〃 公郷 うぐいす苑会所 〃 〃 公郷研修センター
	八木	八木	〃 八木 八木公民館
	北領家	北領家	大野町北領家 北領家集荷場
	南領家	南領家	〃 南領家 南領家公民館
	小衣斐	小衣斐	〃 小衣斐 小衣斐格納庫
	大衣斐	大衣斐	〃 大衣斐 大衣斐集荷場
	天神	天神	〃 天神 天神格納庫
第6地区	定松	定松	〃 定松 定松会所
	鹿野	鹿野	〃 鹿野 鹿野会所
	五之里	五之里	〃 五之里 五之里会所
	南方	南方	〃 南方 南方更生館
	郡家	郡家	〃 郡家 郡家ゴミ集積所
	上磯	上磯	〃 上磯 上磯公民館
	下磯	下磯	〃 下磯 下磯会所 〃 下磯
	本庄	本庄	〃 本庄 本庄公民館
	下座倉	下座倉	〃 下座倉 下座倉公民館
	本庄西	本庄西	〃 本庄 本庄西公民館

S3-07-03 岐阜県防災情報通信システム系統図



(通信方法)

1 県庁

(1) 県防災情報通信システム電話使用の場合

- ア 衛星回線・・・3-400-2-内線番号
- イ 地上回線・・・400-2-内線番号

(2) 内線電話使用の場合

- ア 衛星回線・・・7-3-400-2-内線番号
- イ 地上回線・・・7-400-2-内線番号

2 揖斐県事務所

(1) 県防災情報通信システム電話使用の場合

- ア 衛星回線・・・3-450-2-内線番号
- イ 地上回線・・・450-2-内線番号

(2) 内線電話使用の場合

- ア 衛星回線・・・7-3-450-2-内線番号
- イ 地上回線・・・7-450-2-内線番号

S3-08-01 気象警報等の種類

	種類	概要
気象特別警報	暴風特別警報	暴風が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表される。
	暴風雪特別警報	雪を伴う暴風が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表される。「暴風による重大な災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害等による重大な災害」のおそれについても警戒を呼びかけられる。
	大雨特別警報	大雨が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表される。大雨特別警報には、大雨特別警報（土砂災害）、大雨特別警報（浸水害）、大雨特別警報（土砂災害、浸水害）のように、特に警戒すべき事項が明記される。災害が発生又は切迫している状況であり、命の危険が迫っているため直ちに身の安全を確保する必要があることを示す警戒レベル5に相当。
	大雪特別警報	大雪が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表される。
気象警報	暴風警報	暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	暴風雪警報	雪を伴う暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。「暴風による重大な災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害などによる重大な災害」のおそれについても警戒を呼びかけられる。
	大雨警報	大雨による重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。大雨警報には、大雨警報（土砂災害）、大雨警報（浸水害）、大雨警報（土砂災害、浸水害）のように、特に警戒すべき事項が明記される。大雨警報（土砂災害）は、高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当。
	大雪警報	大雪により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	洪水警報	河川の上流域での降雨や融雪等により河川の増水により、重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。河川の増水や氾濫、堤防の損傷や決壊による重大な災害が対象としてあげられる。高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当。
気象注意報	風雪注意報	雪を伴う強風により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。「強風による災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害等による災害」のおそれについても注意を呼びかける。
	強風注意報	強風により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	大雨注意報	大雨による災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2である。
	大雪注意報	大雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	濃霧注意報	濃い霧により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	雷注意報	落雷により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。また、発達した雷雲の下で発生することの多い竜巻等の突風や「ひょう」による災害への注意喚起が付加されることもある。急な強い雨への注意も雷注意報で呼びかけられる。
	乾燥注意報	空気の乾燥により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、火災の危険が大きい気象条件を予想されたときに発表される。

	種類	概要
気象注意報	なだれ注意報	「なだれ」により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	着氷(雪)注意報	著しい着氷(雪)により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、通信線や送電線、船体等への被害が発生するおそれのあるときに発表される。
	融雪注意報	融雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、浸水害、土砂災害等の災害が発生するおそれがあるときに発表される。
	霜注意報	霜により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、早霜や晩霜により農作物への被害が発生するおそれがあるときに発表される。
	低温注意報	低温により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、低温による農作物に著しい被害や、冬季の水道管凍結や破裂による著しい被害が発生するおそれがあるときに発表される。
	洪水注意報	河川の上流域での降雨や融雪等による河川の増水により、災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2である。
気象情報	岐阜県気象情報	気象の予報等について、特別警報・警報・注意報に先立って注意を喚起する場合や、特別警報・警報・注意報が発表された後の経過や予想、防災上の注意を解説する場合等に発表される。
	岐阜県記録的短時間大雨情報	岐阜県内で大雨警報発表中に数年に一度程度しか発生しないような猛烈な短時間の大雨を、観測（地上の雨量計による観測）又は解析（気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせた分析）され、かつ、キキクル（危険度分布）の「危険」（紫）が出現している場合に、気象庁から発表される。この情報が発表されたときは、土砂災害や低地の浸水、中小河川の増水・氾濫といった災害発生につながるような猛烈な雨が降っている状況であり、実際に災害発生の危険度が高まっている場所について、警報の「危険度分布」（※愛称「キキクル」）で確認する必要がある。岐阜県の発表基準は、1時間100ミリ以上を観測又は解析したときである。
	岐阜県竜巻注意情報	積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバースト等による激しい突風に対して注意を呼びかける情報で、竜巻等の激しい突風の発生しやすい気象状況になっているときに、美濃地方、飛騨地方で気象庁から発表される。なお、実際に危険度が高まっている場所については竜巻発生確度ナウキャストで確認することができる。また、竜巻の目撃情報が得られた場合には、目撃情報があった地域を示し、その周辺で更なる竜巻等の激しい突風が発生するおそれが非常に高まっている旨を付加した情報が美濃地方、飛騨地方で発表される。この情報の有効期間は、発表から概ね1時間である。

S3-08-02 警報発表基準

令和7年5月29日現在

種類		発表基準	
警報	大 (浸水害)	表面雨量指数基準	32
	雨 (土砂災害)	土壌雨量指数基準	164
	洪水	流域雨量指数基準	三水川流域=11.6
		複合基準	—
		指定河川洪水予報による基準	揖斐川中流 [岡島・万石・山口]
	暴風	平均風速	17m/s
	暴風雪	平均風速	17m/s 雪を伴う
大雪	降雪の深さ	12時間降雪の深さ20cm	
注意報	大雨	表面雨量指数基準	16
		土壌雨量指数基準	108
	洪水	流域雨量指数基準	三水川流域=9.2
		複合基準	—
		指定河川洪水予報による基準	揖斐川中流 [岡島・山口]
	強風	平均風速	12m/s
	風雪	平均風速	12m/s 雪を伴う
	大雪	降雪の深さ	12時間降雪の深さ10cm
	雷	落雷等により被害が予想される場合	
	融雪	融雪により災害が発生するおそれのある場合	
	濃霧	視程	100m
	乾燥	最小湿度 25%で、実効湿度 60%	
	なだれ	①24時間降雪の深さが30cm以上、積雪が70cm以上の場合 ②積雪の深さが70cm以上で、日平均気温が2℃以上の場合 ③積雪の深さが70cm以上で、降雨が予想される場合	
	低温	冬期：最低気温-5℃以下	
	霜	早霜・晩霜期に最低気温3℃以下	
着氷・着雪	著しい着氷(雪)が予想される場合		
記録的短時間大雨情報	1時間雨量	100mm	

S3-08-02 i 大雨警報・洪水警報の危険度分布等

種類	概要
土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）	<p>大雨による土砂災害発生危険度の高まりの予測を、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。2時間先までの雨量分布及び土壌雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報（土砂災害）や土砂災害警戒情報等が発表されたときに、どこで危険度が高まるかを面的に確認することができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「災害切迫」（黒）：災害が切迫しているか、すでに発生している可能性が高い状況で警戒レベル5に相当。 ・「危険」（紫）：避難が必要とされる警戒レベル4に相当。 ・「警戒」（赤）：高齢者等の避難が必要とされる警戒レベル3に相当。 ・「注意」（黄）：避難に備えハザードマップ等により災害リスク等を再確認するなど、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。
浸水キキクル（大雨警報（浸水害）の危険度分布）	<p>短時間強雨による浸水害発生危険度の高まりの予測を、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。1時間先までの表面雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報（浸水害）等が発表されたときに、どこで危険度が高まるかを面的に確認することができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「災害切迫」（黒）：命の危険があり直ちに安全確保が必要とされる警戒レベル5に相当。
洪水キキクル（洪水警報の危険度分布）	<p>指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川（水位周知河川及びその他河川）の洪水害発生危険度の高まりの予測を、地図上で河川流路を概ね1kmごとに5段階に色分けして示す情報。3時間先までの流域雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、洪水警報等が発表されたときに、どこで危険度が高まるかを面的に確認することができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「災害切迫」（黒）：命の危険があり直ちに安全確保が必要とされる警戒レベル5に相当。 ・「危険」（紫）：避難が必要とされる警戒レベル4に相当。 ・「警戒」（赤）：高齢者等の避難が必要とされる警戒レベル3に相当。 ・「注意」（黄）：避難に備えハザードマップ等により災害リスク等を再確認するなど、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。
流域雨量指数の予測値	<p>水位周知河川及びその他河川の各河川を対象として、上流域での降雨によって、下流の対象地点の洪水危険度がどれだけ高まるかを示した情報。6時間先までの雨量分布の予測（降水短時間予報等）を取り込んで、流域に降った雨が河川に集まり流れ下る量を計算して指数化した「流域雨量指数」について、洪水警報等の基準への到達状況に応じて危険度を色分けし時系列で表示したものを、常時10分ごとに更新している。</p>

S3-08-02 ii 早期注意情報（警報級の可能性）

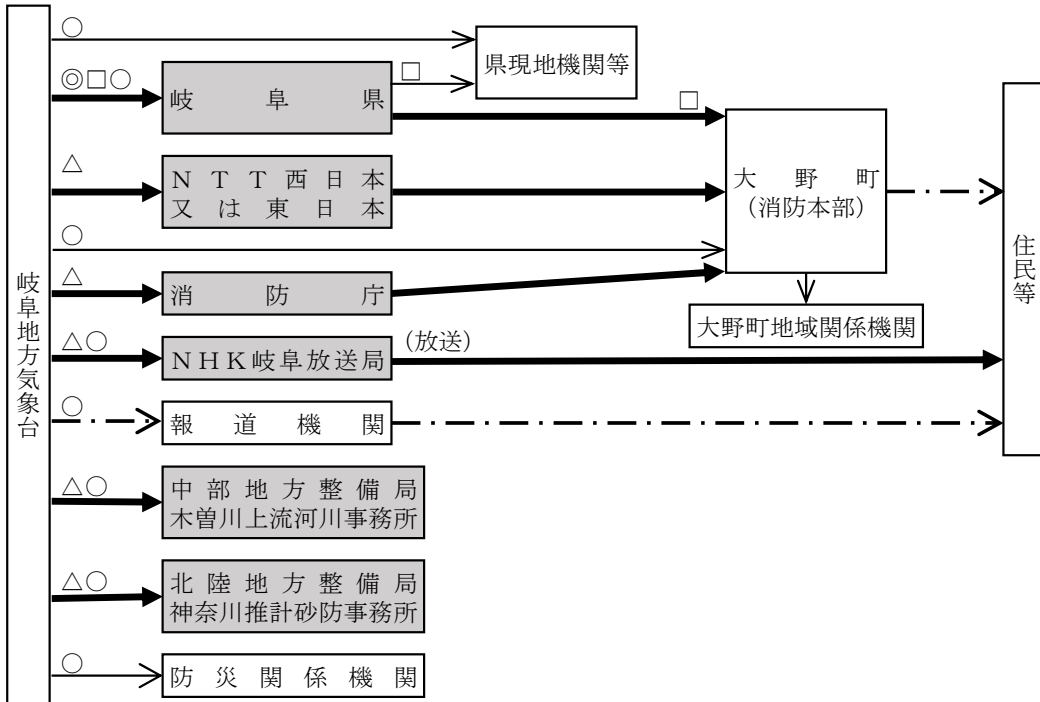
5日先までの警報級の現象の可能性が〔高〕、〔中〕の2段階で発表される。当日から翌日にかけては時間帯を区切って、天気予報の対象地域と同じ発表単位（岐阜県美濃地方、岐阜県飛騨地方）で、2日先から5日先にかけては日単位で、週間天気予報の対象地域と同じ発表単位（岐阜県）で発表される。大雨に関して、5日先までの期間に〔高〕又は〔中〕が予想されている場合は、災害への心構えを高める必要があることを示す警戒レベル1である。

S3-08-02 iii 防災気象情報と警戒レベルの関係

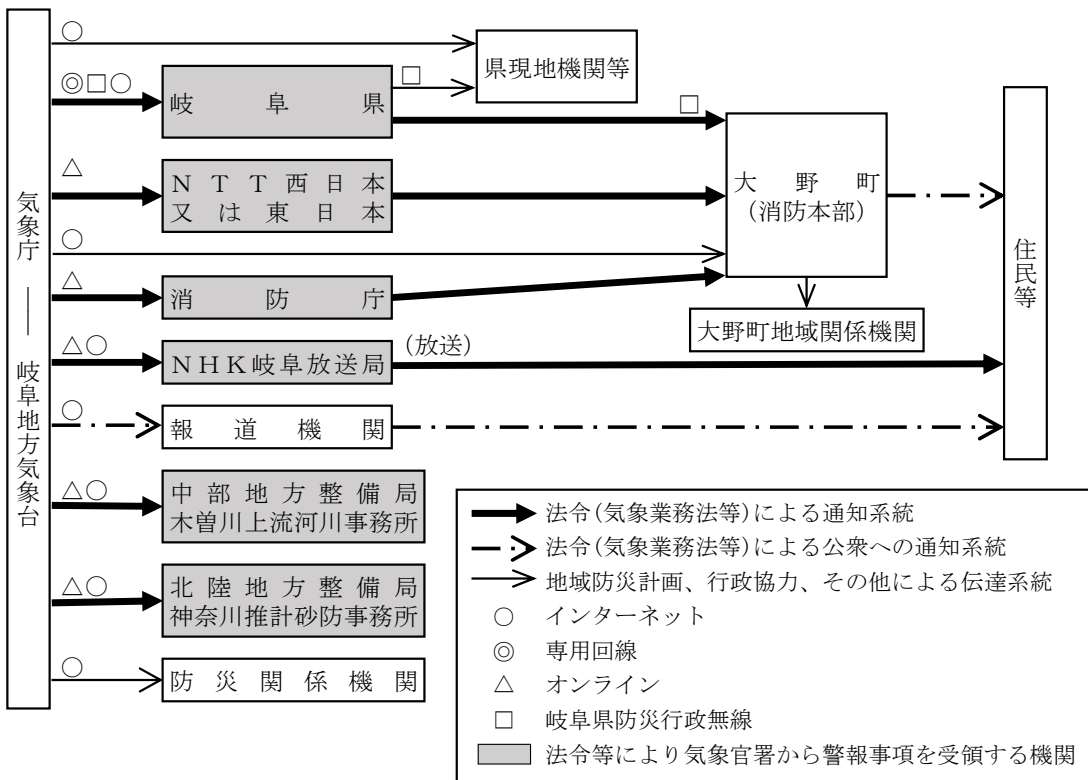
警戒レベル (配色)	行動を促す情報 (避難情報等)	警戒レベル相当情報		
		水位情報がある 場合	水位情報がない 場合	土砂災害に関する 情報
警戒レベル 5 (黒)	緊急安全確保	氾濫発生情報	<ul style="list-style-type: none"> 大雨特別警報 (浸水害) 洪水警報の危険度分布 (災害切迫) 	<ul style="list-style-type: none"> 大雨特別警報 (土砂災害) 大雨警報 (土砂災害) の危険度分布 (災害切迫)
警戒レベル 4 (紫)	避難指示	氾濫危険情報	洪水警報の危険度分布 (危険)	<ul style="list-style-type: none"> 土砂災害警戒情報 大雨警報 (土砂災害) の危険度分布 (危険)
警戒レベル 3 (赤)	高齢者等避難	氾濫警戒情報	洪水警報・洪水警報の危険度分布 (警戒)	<ul style="list-style-type: none"> 大雨警報 (土砂災害) 大雨警報 (土砂災害) の危険度分布 (警戒)
警戒レベル 2 (黄)	洪水注意報大雨注意報	氾濫注意情報	洪水警報の危険度分布 (注意)	<ul style="list-style-type: none"> 大雨警報 (土砂災害) の危険度分布 (注意)
警戒レベル 1 (白)	早期注意情報 (警報級の可能性)			

S3-08-03 警報等の伝達

気象予警報



地震情報等



- (注) 1. 岐阜地方気象台からNTT西日本又は東日本への通知は警報のみ。
 2. 岐阜地方気象台からNHK岐阜放送局へはNHK本局経由で伝達する。
 3. 岐阜地方気象台から中部地方整備局木曾川上流河川事務所及び北陸地方整備局神通川水系砂防事務所へは国土交通省経由で伝達する。

※通信途絶時の代替経路

障害等により、通常の通信経路が途絶した法定伝達機関については、電話・FAX等により伝達する。

代替経路も途絶した場合は、状況により可能な範囲で、加入電話、無線設備期間、その他関係機関の相互協力により伝達するよう努める。

火災警報の取扱

県支部（総務班）から火災警報に関する気象条件の伝達を受けたときは、町地域の火災条件等を考慮して必要に応じて火災警報を発し、あるいは解除するものとする。町本部は、火災警報を発したときは、放送等によって町地域内の住民その他に徹底するとともに、次の信号を発する等によって重ねて徹底するものとする。

ア) 警報発表信号等

①サイレン信号

○ — 30秒 — ○ 6秒休止 ○ — 30秒 — ○ 6秒休止

②掲 示 i 掲示板（縦書き）

火 災 警 報 発 令 中

ii 吹流し

赤 色
白 色

iii 旗

赤 色
白 色

(イ) 警報解除信号等

①サイレン信号

○ — 10秒 — ○ 3秒休止 ○ — 10秒 — ○ 3秒休止

②掲 示

掲示板の撤去と吹流し、旗の降下

その他警報等

(ア) 土砂災害警戒情報の伝達

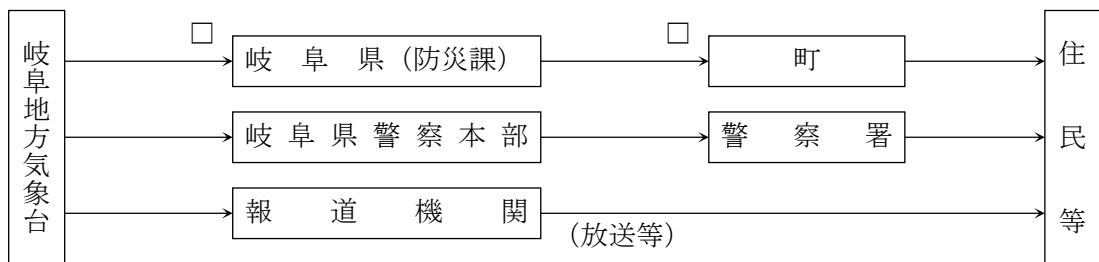
「土砂災害警戒情報」が発表されたときは、町長及び住民へ伝達を行うものとする。

(イ) 気象状況等の把握

町本部は気象注意報が発表されているとき等、災害の発生が予想される気象状況のときは、警察、揖斐土木事務所、水防管理団体等と連絡を密にするとともに、ラジオ、テレビ、岐阜県砂防課ホームページ「ぎふ土砂災害警戒情報ポータル」等に留意して的確な気象状況の把握に努めるものとする。

S3-08-04 地震情報に関連する情報伝達

地震情報の伝達系統図



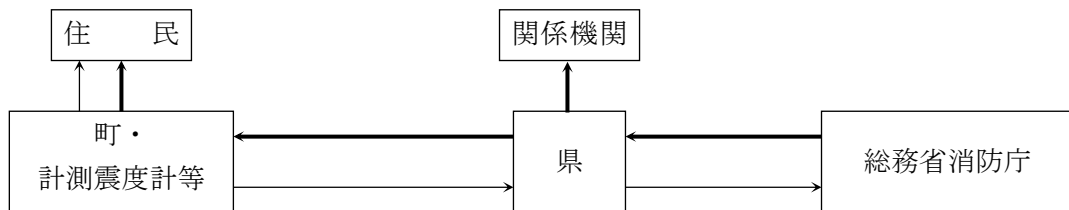
凡例

- : 地域防災計画、行政協力、その他による伝達系統
- : 岐阜県防災情報通信システム

震度情報の伝達系統図

凡例

- : 県、消防庁に集まった震度情報の流れ
- ← : 町で計測した震度情報の流れ

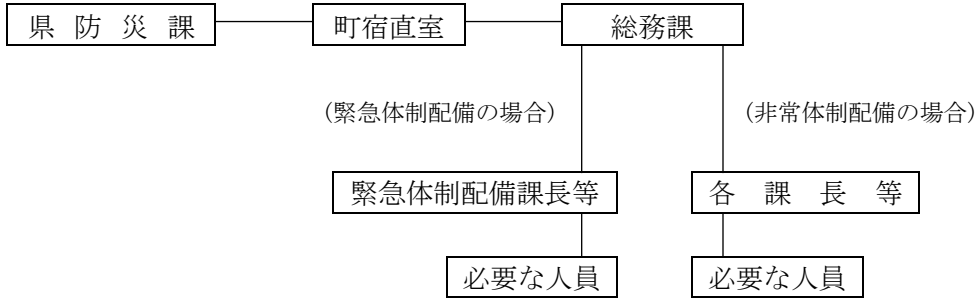


S3-08-05 地震警戒宣言・予知情報の伝達

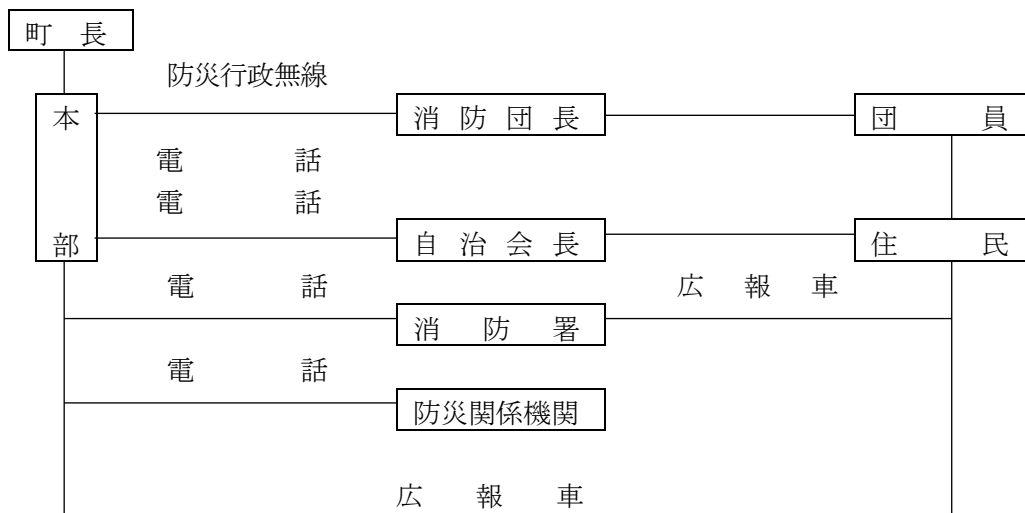
勤務時間内の伝達



勤務時間外の伝達



S3-08-06 東海地震に関連する住民への情報伝達



サイレン	
(約45秒) (約15秒)	
●	●
備考	サイレンは、5回以上適宜の時間継続して吹鳴する。

S3-08-07 地震に関連する情報発表時の広報事項

- ・地震予知情報等の意味、今後の推移、予想される県下の地震の震度等の予想。
- ・住民は、デマに惑わされず、テレビ、ラジオ等の情報に注意し、正しい情報の収集に努めること。
- ・住民は、水、食料の備蓄、家族の連絡方法の確認、不要な火気の始末、家具の転倒防止等の措置を行うこと。
- ・自動車による移動を自粛すること。
- ・食料品等の買い出し等の外出は自粛すること。
- ・電話の使用は自粛すること。
- ・病院、旅館等不特定多数の人が出入りする施設の管理者は、施設の安全確保措置を実施すべきこと。
- ・危険物取扱事業所、工事現場等の管理者は、安全確保措置を実施すべきこと。

S3-08-08 東海地震に関する情報発表時の消防対策措置

町及び消防機関は、警戒宣言が発せられた場合、居住者等の生命、身体及び財産を保護し、地震発生後の火災及び混乱の防止等に備えて、次の事項を重点として必要な措置を講ずる。

- ・地震に関する正確な情報を収集し、必要な機関へ伝達すること
- ・火災の防除のための警戒をすること並びに必要な機関へ情報を伝達すること
- ・火災発生の防止、初期消火について居住者等への広報すること
- ・自主防災組織等の活動に対して指導すること
- ・施設等が実施する地震防災応急対策に対して指導すること

S3-08-09 東海地震に関する情報発表時の水防予防措置

町及び消防機関は、警戒宣言が発せられた場合、不測の事態に備えて次の必要な措置を講ずる。

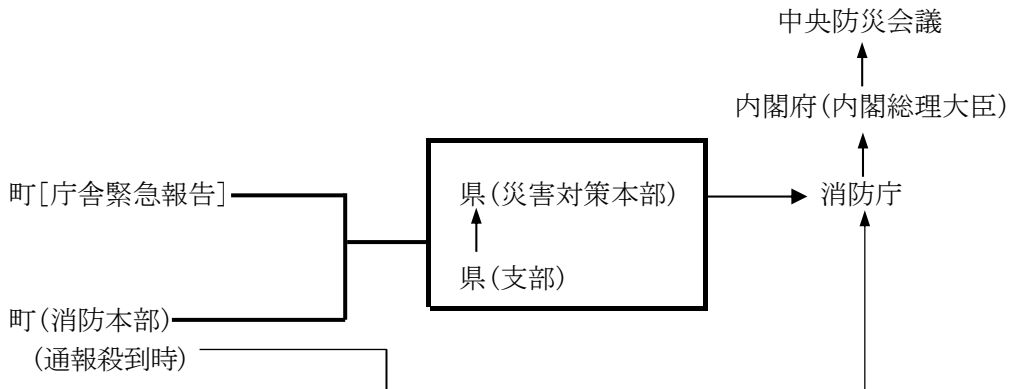
- ・地震に関する正確な情報を収集し、必要な機関へ伝達すること
- ・気象情報を収集し、水害予防のための出水予測や警戒をすること並びに必要な機関へ情報を伝達すること
- ・地震と出水の同時発生が想定される場合は、重要水防箇所や液状化の予想される地区の堤防など留意すべき施設の点検や水防活動のため必要な準備体制をとる
- ・水防活動に必要な資機材の備蓄量の点検や補充を行うとともに、河川管理者や他の水防管理者と連絡を密にし、不測の事態に備える。

S3-08-10 消防庁報告先

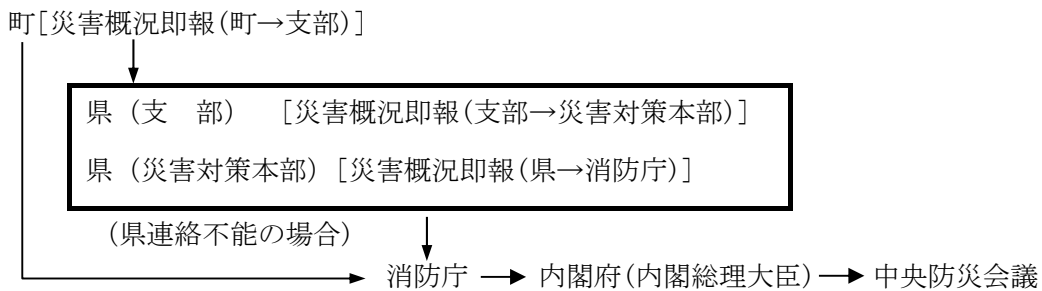
回線別		平日 (9:30~17:45) ※応急対策室	左記以外 ※宿直室
NTT回線	電話	03-5253-7527	03-5253-7777
	FAX	03-5253-7537	03-5253-7553
地域衛星通信	電話	選択番号 ※-6-3-048-500-7527	選択番号 ※-6-3-048-500-7782
	FAX	選択番号 ※-6-3-048-500-7537	選択番号 ※-6-3-048-500-7789

S3-08-11 直接即報の系統図

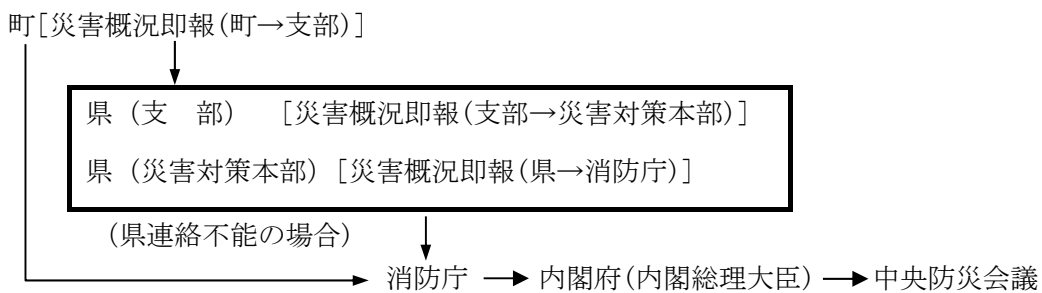
緊急報告



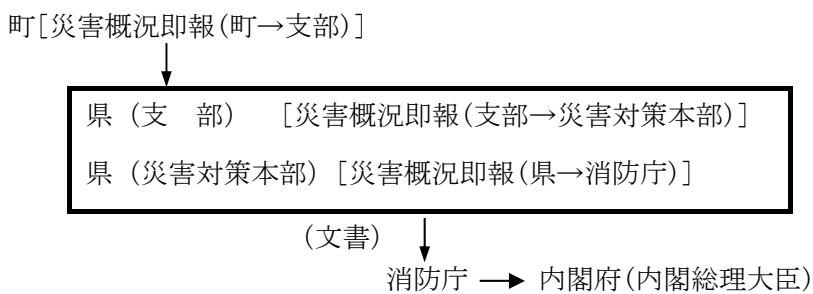
災害概況即報



被害状況即報



災害確定報告



S3-08-12 被害状況の調査責任者

被害等区分	収集・報告部	調査機関		協力機関等
		調査事項	調査機関	
即時報告	災害対策本部	災害速報	各部	
住家一般被害	総務部	住家等一般被害	税務班	各区長、消防部
社会福祉施設	民生部	保育施設	子育て支援班	大野こども園 豊木認定こども園 東さくらこども園 認定こども園 うぐいす 認定こども園 大野クローバー幼稚園
		福祉施設	福祉班	各福祉施設
医療衛生施設	民生部	民間医療施設	保健センター班	医師会
水道施設	建設部		建設班	大野町上水道組合 水道指定業者
商工業及び観光関係	総合政策部	商工業被害	まちづくり推進班	商工会
		観光施設	まちづくり推進班	観光協会
農林業被害	建設部	農作物被害	農林班	J A、農業共済
		畜産被害	農林班	農業共済
		養蚕被害	農林班	農業共済
		林業被害	農林班	森林組合
土木被害	建設部	土木被害	建設班	(社)揖斐建設業協会
		農地被害	農林班	
		公営住宅被害	建設班	
		公園被害	建設班	
教育被害	教育部	学校施設被害	学校教育班	各学校長
		その他教育被害	生涯学習班	
町有財産被害	総務部	町有財産被害	総務班	

(注)

- 1 調査、報告等の責任者は、別に定めるところによるものとする。
- 2 「収集・報告部班」とは、部門別の被害状況等の収集あるいは県支部に対する報告を行う部班である。

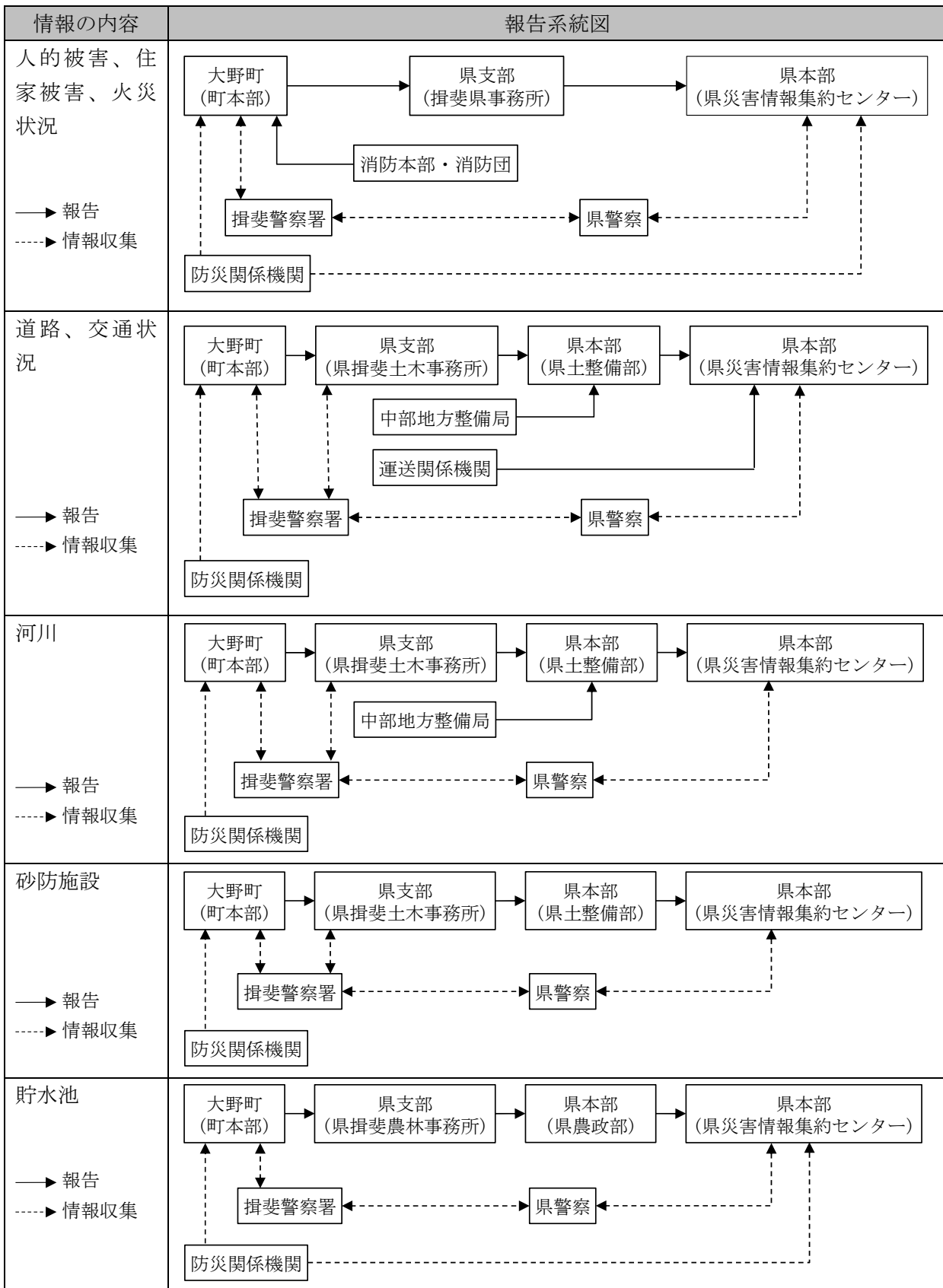
S3-08-13 救助の報告を要する事項・内訳

報告事項		報告様式		その都 度報告	日 報	期間 指定報告
		様式名称	様式番号			
被害	概況報告	住家等一般被害状況等 報告書	様式25号	○		
	中間報告		様式25号	○		
	確定報告		様式25号			○2日以内
避難所 設置	開設報告	避難所設置及び収容状 況	様式56号	○		
	収容状況報告	救助日報	様式56号		○	
	閉鎖報告	—	—	○		
仮設住宅設置	住宅対策報告	住宅総合災害対策報告 書	様式46号			○5日以内
	入居該当 世帯報告	応急仮設住宅入居該当 世帯調	様式47号			○5日以内
	着工報告 (町委託分)	救助日報	様式3号		○	
	竣工報告 (町委託分)	救助日報	様式3号		○	
	入居報告	—	—	○		
炊出状況報告		救助日報	様式3号		○	
飲料水供給状況報告		救助日報	様式3号		○	
被服寝具生活 必需品給与	世帯構成員別 被害報告	世帯構成員別被害状況	様式43号			○2日以内
	支給状況報告	救助日報	様式3号		○	
	支給完了報告	—	—	○		
医療・ 助産	医療チーム 出動要請	—	—	○		
	医療チーム 出動報告	医療チーム出動編成表	様式63号	○		
	医療助産 実施状況報告	救助日報	様式3号		○	
罹災者救出状況報告		救助日報	様式3号		○	
住宅応急修理	住宅対策報告	住宅総合災害対策報告 書	様式46号			○5日以内
	住宅応急修理 該当世帯報告	住宅応急修理該当世帯 調	様式48号			○5日以内
	着工報告 (町委託分)	救助日報	様式3号		○	
	竣工報告 (町委託分)	救助日報	様式3号		○	
被災教科書報告		被災教科書報告書	様式3号			○5日以内

報告事項		報告様式		その都 度報告	日 報	期間 指定報告
		様式名称	様式番号			
学用品 支給	学用品 支給状況報告	救助日報	様式3号		○	
	学用品 支給完了報告	—	—	○		
埋葬救助状況報告		救助日報	様式3号		○	
遺体捜索状況報告		救助日報	様式3号		○	
遺体処理状況報告		救助日報	様式3号		○	
障害物 除去	住宅対策報告	住宅総合災害対策報告書	様式48号			○5日以内
	障害物除去報告	障害物除去記録簿	様式52号			○5日以内
	障害物 除去状況報告	救助日報	様式3号		○	
	障害物 除去完了報告	—	—	○		
輸送、人夫雇上 状況報告		救助日報	様式3号		○	
救助期間、程度、 方法、特例申請		—	—	(程度、 方法) ○		(期間特例) 各救助実施 期間中

(注) 詳細内容は、各救助計画の定めるところによる。

S3-08-14 被害状況等の報告系統



S3-08-15 住家等の一般被害状況調査方法

- ・災害の種別、被害の状況によって調査方法を異にするが、おおむね次の事項に留意し、調査報告をするものとする。

概況調査のうち水害による浸水の調査等

- ・浸水地域の世帯数、面積、水深の状態等を考慮。
- ・各自治会別に被害を認定する等の方法をとる。
- ・当該地域の事情に詳しい関係者が被害を認定する方法あるいは罹災人員を当該地域の平均世帯人員等により計算する方法を併用出来る。

詳細（確定）調査

- ・「住家等一般被害調査表」によって各自治会別に調査員を派遣。
- ・世帯別に調査し、これを税務班においてとりまとめて確定被害とする。
- ・調査にあたっては現地調査のみによることなく、住民登録等の諸記録とも照合し、確認を期する。
※災害により危険が急迫し、人命保護その他災害の拡大防止等のため、危険地域の居住者等に対し、避難の指示等を行った旨の通知が、知事、町長、水防管理者、警察官及び自衛官等からあった場合は、この情報をとりまとめあわせて報告する。

「住家等一般被害状況等報告書」に定める調査報告事項

- ・災害救助法の適用の決定及び同法に基づく救助の実施を迅速、的確に行うため。
- ・特に人的被害並びに住家被害の世帯数及び人員の把握に努める。

町有建物の被害

- ・総務班が建設班の協力を得て行い、これをとりまとめる。

S3-08-16 被害程度の判定の基準

災害により被害を受けた人及び建物の程度区分は、県計画の定めるところにより、おおむね次の基準によるものとする。

被害等区分	判定基準
死者	・遺体を確認した者又は死亡したことが確実な者
行方不明	・所在不明となり死亡した疑いのある者 ・山崩れ、家屋倒壊のため生き埋め、下敷きとなった者等生死不明の者
重傷	・1ヵ月以上の治療を要する見込みの者
軽傷	・1ヵ月未満で治療できる見込みの者又は治療材料の支給を要すると認められる者
全失 (全壊、全焼、全流失)	・損失部分の床面積がその建物の延面積の70%以上に達した程度のもの ・住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のもの ・被害住家の残存部分に補修を加えても再びその目的に使用できないもの
半失 (半壊、半焼)	・損失部分の床面積がその建物の延面積の20%以上70%未満のもの ・住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上50%未満のもの ・被害住家の残存部分を補修すれば元通りに再使用できる程度のもの
床上浸水	・床上に浸水した建物又は土石竹木等のたい積等により一時的に居住することができない建物
床下浸水	・住家の浸水が床上に達しない建物
一部破損	・建物の被害が半失には達しないが、相当の復旧費を要する被害を受けた建物（窓硝子が数枚破損した程度の軽微な被害は含めない。）
住家	・現実にその建物を直接居住の用に供している建物
非住家	・非住家とは、本調査で住家として扱う以外の建物をいい、被害建物としての計上は、一部破損以上の被害を受けた全建物を計上する。
1棟	・「棟」とは、1つの独立した建物をいう。 ・なお主屋に付属している風呂、便所等は主屋に含めて1棟とするが、2つ以上の棟が渡り廊下等で接続している場合は2棟とする。
1戸	・住家として居住するに必要な炊事場、便所、浴場あるいは離座敷等を含めた一群の建物単位
世帯	・生計を一つにしている実際の生活単位（寄宿舍、下宿等で共同生活を営んでいるものについてはその寄宿舍等を一世帯とする。）

(注)

- ① 同一建物の被害が重複する場合にあっては、次の順序の上位被害として扱う。
1 全失 2 半失 3 床上浸水 4 床下浸水 5 一部破損
- ② 破壊消防等による全壊、半壊は、それぞれ本表の区分に従って災害による被害として扱う。
- ③ 住家の附属建物（便所、浴場等）の被害のみであるときは、その附属建物の被害が全失であっても総延面積の比率によって判定する（比率が小さければ住宅の一部破損とする。）
- ④ 遺体の調査計上は、罹災市町村において行う。ただし、遺体が漂着した場合で、罹災地が明確でない場合にあっては、その者の罹災地が確定するまでの間は、遺体の保存（処置）市町村の被害として計上する。
- ⑤ 非住家被害を計上する場合には、官公署庁舎、学校、病院、公民館、神社仏閣等と、土蔵、倉庫、車庫、納屋等とに区分して計上するものとする。

なお、非住家として扱う建物の中には、本計画の各部門別の被害状況調べにおいて調査計上される公共的施設及びその他の建物等の被害も含めて重複計上するものである。

S3-08-17 商工業・観光施設の被害状況調査方法

被害状況の調査、計上にあたっては、次の基準による。

- (1) 建物の被害棟数は、一部破損以上の被害建物を計上。
- (2) 店舗、工場等の建物が住宅と併用されているいわゆる併用住宅については、本調査では棟数は計上せず（住宅で扱う。）件数と被害額のみを計上。
- (3) 建物施設と製品、商品、仕掛品、原材料の双方に被害を生じた場合の製品、商品、仕掛品、原材料の被害件数は（ ）外書とする。
- (4) 建物、施設の全失欄には、全壊、全流失、全埋没、全焼失その他これに類するものを計上。
- (5) 共同施設欄には、事業協同組合又は協同組合連合会、協業組合又は商工組合の共同施設のうち、倉庫、生産施設、加工施設、検査施設、共同作業場及び原材料置場についての物的被害を計上。
- (6) 間接被害額の「その他災害の発生により生じた損害額」欄には、季節的商品の出荷遅延による評価価値の減少額等を計上。

S3-08-18 農業の被害状況調査方法

被害状況の調査報告は、おおむね次の方法による。

項目	内容
農業関係	<ul style="list-style-type: none">・ 農業関係の被害は、農林班が各地区別に調査員を派遣し、調査する。・ 調査にあたっては、農業協同組合職員、農事改良組合長並びに農業関係団体の役員等の協力を得る。・ 県支部農業関係職員の立会いを求めて調査する。
耕地関係	<ul style="list-style-type: none">・ 農地及び農業用施設の被害については、農林班が各地区別に調査員を派遣する。・ 調査にあたっては、土地改良区役員、農事改良組合長等の協力を得る。・ 必要に応じ県支部耕地関係職員の立会いを求めて調査する。
県営事業の被害	<ul style="list-style-type: none">・ 県事業所直轄事業（県営事業）の被害については、県支部において調査を行う。・ 本部においては、被害を発見したときは、その旨を県支部総務班に連絡する。

S3-08-19 林業の被害状況調査方法

- (1) 調査は、農林班が調査員を現地に派遣し、森林組合等の協力を得て、また必要に応じて県支部関係職員の立会いを求めて調査する。
- (2) 林業被害のうち、次の被害については、県支部農林班が行うため、その被害を承知したときは、その旨県支部各班に連絡する。
 - ・ 施工中の県営事業及び補助事業に関連のある被害
 - ・ 県有林（部分林を含む。）の立木及び林地被害
- (3) 立木被害は、利用伐期令以上のものは林産物の「木材関係」欄に、その他の立木は造林木被害として扱う。

S3-08-20 教育関係施設の被害程度判定及び用途別区分の基準等

被害程度の区分の判定及び用途別区分は、おおむね次の基準による。

全壊、全焼、流失	・ 建物が滅失又は建物の垂直材の全部又は一部が水平状態となり、かつ、屋根の全部又は一部が地上に落ちた状態。
半壊、半焼	・ 建物の構造部分が被害を受け、全壊に至らないが、傾斜若しくはゆがみを直し、又は補強を行う程度では復旧できない状態。 ・ 当該建物が復旧してもその安全保持上長期間の使用ができないと認められる場合には、当該建物は復旧できない状態にあるものとみなす。
一部破損	・ 建物の構造部分が被害を受け、傾斜若しくはゆがみを直し、又は補強を行う程度で復旧できる建物の状態及び建物の構造部分以外の部分のみが被害を受けた状態。
建物	・ 当該学校の使用に供されている建物（建物に附属する電灯、電力、火災予知、火災報知、ガス、給排水等の附帯設備を含む）。
建物以外の工作物	・ 土地に固着している建物以外の工作物。 例) 自転車置場、吹き抜けの渡り廊下等
土地	・ 学校敷地、屋外運動場、実習地等の校地及び校地造成施設（校地造成施設とは、崖地の土留擁壁、排水溝、排水路、側溝、法面、芝、テニスコート等のコート類、トラック、フィールド、砂場、造園工作物（樹木は除く。）等。
設備	・ 児童、生徒用及び教師用の机、椅子、書棚、楽器、図書、視聴覚教育器具、各教科の授業に用いる諸機械、車両、用具、給食調理機械器具、食器等。

S3-09-01 水害に関する警戒すべき区間・箇所

(1) 警戒すべき区間

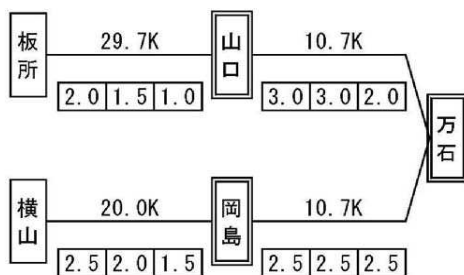
- ・揖斐川破堤・越水氾濫：大野町公郷32番5地先から根尾川合流点まで
- ・根尾川破堤・越水氾濫：大野町稲富2579番1地先から揖斐川合流点まで

(2) 河川における水防重要（危険）箇所

番号	河川名	重要度	種別	位置	左右岸の別	地先名	延長(m)	摘要
1	揖斐川	B	堤防断面	46.4 ~47.2+ 99	左	下座倉	860	断面不足
2	〃	〃	堤防断面	47.4 ~47.8+109	〃	〃	470	断面不足
3	〃	〃	堤防断面	48.2 ~49.4+ 96	〃	本庄	1,300	断面不足
4	〃	〃	漏水	48.6+150 ~49.4	〃	〃	650	旧川跡発生する恐れ
5	〃	〃	法崩・スベリ	48.8 ~49.4+ 50	〃	〃	640	発生する恐れ
6	〃	〃	堤防断面	49.6 ~51.4+104	〃	本庄 ～公郷	1,940	断面不足
7	〃	〃	法崩・スベリ	50.4+130 ~50.6+100	〃	鹿野	200	発生する恐れ
8	〃	〃	堤防断面	51.8 ~53.0+ 92	〃	公郷	1,220	断面不足
9	〃	〃	堤防断面	53.2 ~53.6+122	〃	〃	560	断面不足
10	〃	要注意区間	旧川跡	49.2 ~52.8+ 50	〃	〃	3,620	
11	〃	重点区間	漏水 法崩・スベリ 堤防断面	48.6 ~49.4	〃	本庄	800	
12	根尾川	A	漏水	3.6+130 ~3.6+150	右	上磯	20	旧川跡履歴有の未施工
13	〃	〃	漏水	4.0+ 40 ~4.0+100	〃	〃	60	旧川跡履歴有の未施工
14	〃	B	堤防断面	1.4 ~1.6	〃	下座倉	200	断面不足
15	〃	〃	水衝洗掘	1.4+120 ~1.6	〃	〃	80	根固ブロック有洗掘の恐れ
16	〃	〃	法崩・スベリ	1.6+100 ~2.0+100	〃	〃	430	発生する恐れ
17	〃	〃	堤防断面	2.8+ 97 ~3.0+ 36	〃	〃	140	断面不足
18	〃	〃	堤防高	3.0+ 90 ~4.0	〃	下磯 ～上磯	900	河積不足
19	〃	〃	漏水	3.6+150 ~4.0+ 40	〃	上磯	300	旧川跡発生する恐れ
20	〃	〃	水衝洗掘	4.0+ 45 ~4.2- 45	〃	〃	120	根固ブロック有洗掘の恐れ
21	〃	〃	堤防断面	4.2 ~4.4+116	〃	上磯 ～郡家	330	断面不足
22	〃	〃	堤防断面	4.6 ~4.8+109	〃	郡家 ～下方	320	断面不足
23	〃	〃	堤防高	4.6 ~4.8	〃	〃	210	河積不足
24	〃	〃	堤防高	5.8 ~6.0	〃	下方	180	河積不足
25	〃	〃	水衝洗掘	9.2 ~9.6- 44	〃	稲富	360	洗掘の恐れ
26	〃	〃	堤防断面	9.2 ~9.4+ 99	〃	〃	480	断面不足

番号	河川名	重要度	種別	位置	左右岸の別	地先名	延長(m)	摘要
27	〃	要注意区間	旧川跡	1.0+30 ~4.6+190	〃	下座倉 ~郡家	3,890	
28	〃	〃	新堤	2.0+120 ~2.8+97		下座倉	840	
29	〃	〃	旧川跡	6.2+60 ~7.4+110	〃	相羽 ~黒野東	1,270	
30	〃	〃	破堤跡	9.0 ~9.0+130	〃	三田畑	130	
31	〃	〃	旧川跡	9.2+70 ~11.0	〃	三田畑 ~更地	1,660	
32	〃		破堤跡	9.4-120 ~9.4	〃	〃	120	

【参考】洪水平均到達時間（概ねの時間）



注) は洪水予報基準地点

水防団待機水位相当流量	はん濫注意水位相当流量	出動水位相当流量
-------------	-------------	----------

(単位：時間)

(3) 内水氾濫等

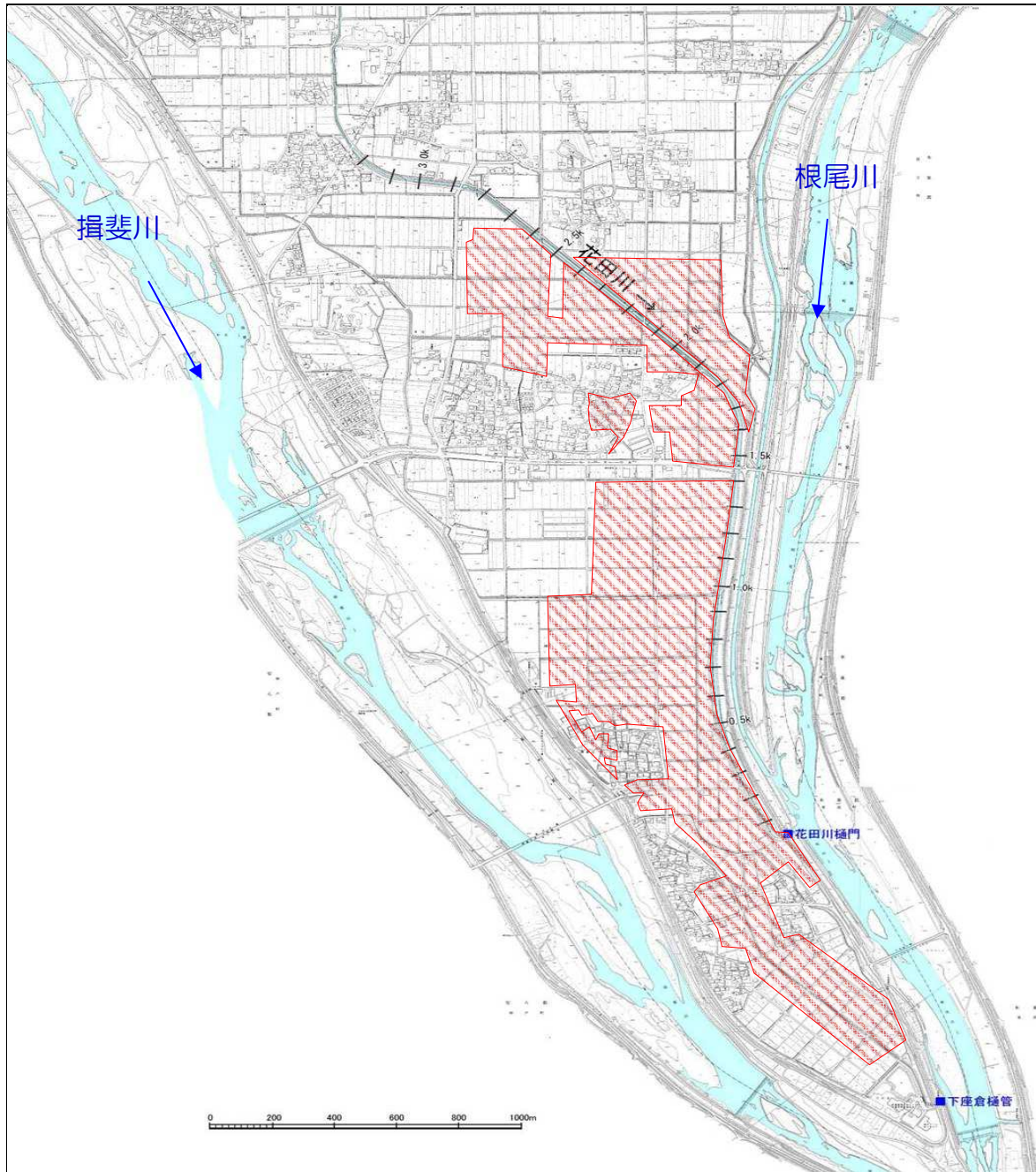
1) 警戒すべき箇所（地区）

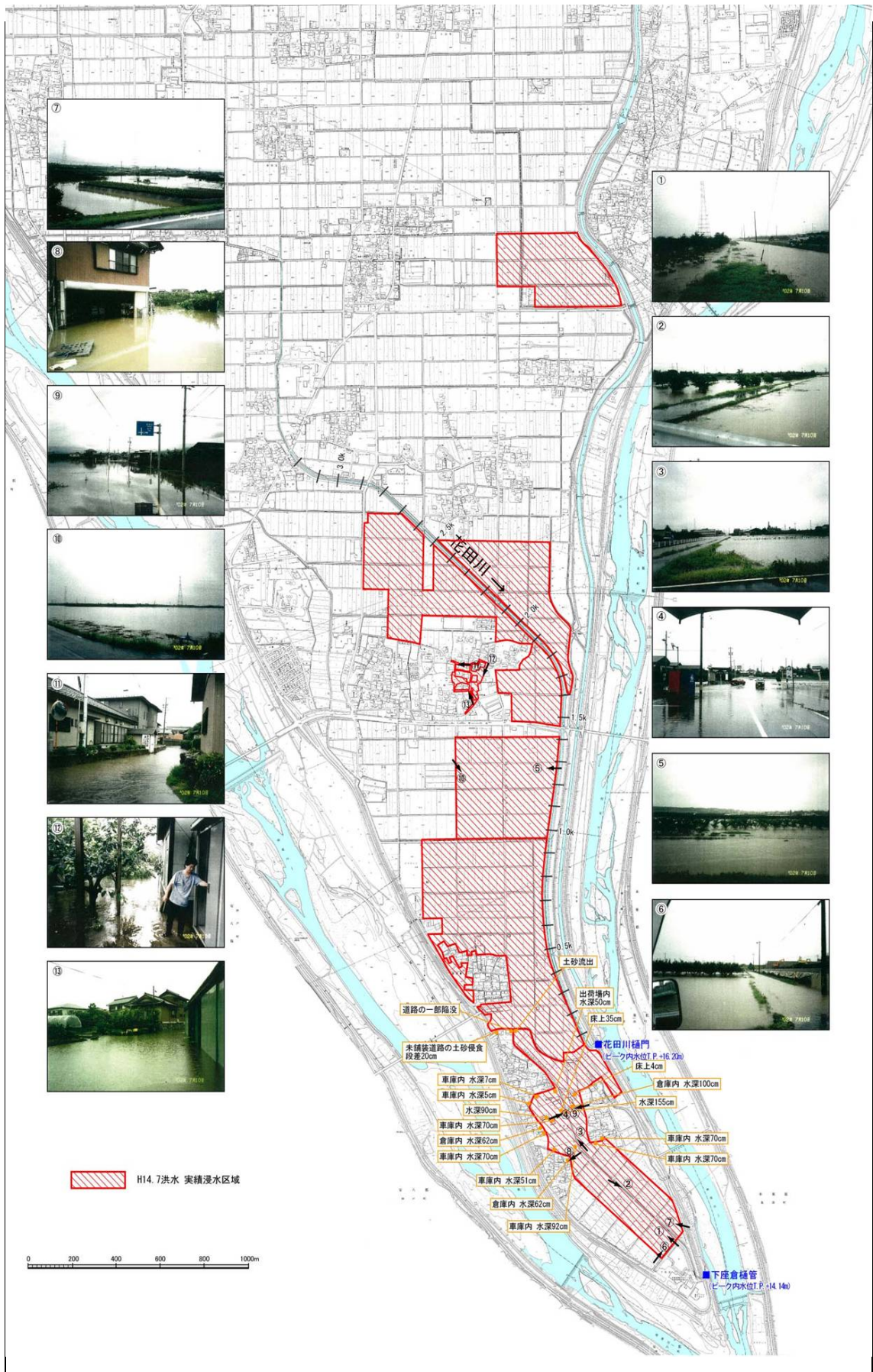
下方、上磯、下磯、本庄、下座倉

2) 警戒すべき区域（水害）

・ S2-06-03 重要水防箇所による

・平成14年7月出水の被害状況





S3-09-02 避難情報等の対象となる避難すべき区域

揖斐川破堤・越水氾濫（国管理区間）

避難区域	対象地区	災害の様相	備考
想定浸水深 50cm程度以上	宝来、島部、公郷、うぐいす苑、八木、 天神、南領家、五之里、南方	1階部分で大人の 膝までつかる程度	
想定浸水深 1 m程度以上	黒野南区、六里、定松、鹿野、本庄西	1階の軒下までつ かる程度	
想定浸水深 2 m程度以上	相羽、下方、郡家、上磯、下磯、本庄	2階の軒下までつ かる程度	
想定浸水深 5 m程度以上	下座倉	2階建ての家の屋 根が水没する	

根尾川破堤・越水氾濫（国管理区間）

避難区域	対象地区	災害の様相	備考
想定浸水深 50cm程度以上	五之里、南方	1階部分で大人の 膝までつかる程度	
想定浸水深 1 m程度以上	黒野南区、六里、定松、鹿野、本庄西	1階の軒下までつ かる程度	
想定浸水深 2 m程度以上	相羽、下方、郡家、上磯、下磯、本庄	2階の軒下までつ かる程度	
想定浸水深 5 m程度以上	下座倉	2階建ての家の屋 根が水没する	

内水氾濫等

避難区域	対象地区	災害の様相	備考
想定浸水深 50cm程度以上	上磯、下磯、本庄、下座倉	1階部分で大人の 膝までつかる程度	

花田川・三水川 越水氾濫（県管理区間）

避難区域	対象地区	災害の様相	備考
想定浸水深 50cm程度以上	花田川：上磯、下磯、本庄、下座倉 三水川：牛洞、野、西方、大野、黒野、 相羽、六里、下方、上磯、 下磯、本庄、下座倉	1階部分で大人の 膝までつかる程度	

S3-09-03 水害に関する避難情報等の発令基準

(1) 揖斐川・根尾川の破堤・越水氾濫

【警戒レベル】 避難情報 発令区分	発 令 基 準
【警戒レベル3】 高齢者等避難	① 各水位観測所（岡島・山口（新））の水位が避難判断水位に達した場合 ② 洪水警報危険度分布が警戒の状態の場合 ③ 軽微な漏水等が発見された場合
【警戒レベル4】 避難指示	① 各水位観測所（岡島・山口（新））の水位が氾濫危険水位に到達した場合 ② 洪水警報危険度分布が非常に危険な状態の場合 ③ 漏水等が発見された場合 ④ 異常な漏水の進行や亀裂・すべりの発生等により決壊のおそれが高まった場合 ⑤ 樋門・水門等の施設の機能支障が発見された場合
【警戒レベル5】 緊急安全確保	① 破堤を確認した場合 ② 越水や溢水が発生した場合

(2) 避難情報等を発令する主な区間ごとの対象地域（揖斐川、根尾川破堤・越水氾濫）

対象地区	水位観測所		揖斐川左岸公郷 ～根尾川合流点	根尾川右岸稲富 ～揖斐川合流点
	岡島観測所	山口観測所		
黒野南区			○	○
六里			○	○
相羽			○	○
下方			○	○
宝来			○	
島部			○	
公郷			○	
うぐいす苑			○	
八木			○	
天神			○	
南領家			○	
定松			○	○
鹿野			○	○
五之里			○	○
南方			○	○
郡家			○	○
上磯			○	○
下磯			○	○
本庄			○	○
本庄西			○	○
下座倉			○	○

(3)内水氾濫等

河川名：三水川、花田川

対象地区：牛洞、野、西方、大野、黒野、六里、相羽、下方、上磯、下磯、本庄、下座倉

避難情報等の判断基準（内水氾濫等）

【警戒レベル】 避難情報 発令区分	発令基準
【警戒レベル3】 高齢者等避難	① 避難を伴うような浸水になると予想される場合 ② 当町に大雨警報（浸水害）が発表された場合 ③ 道路冠水になると予想される場合
【警戒レベル4】 避難指示	① 安全のため早めの避難を促す場合 ② 大雨警報（浸水害）が発表され、浸水被害になると予想される場合 ③ 避難判断参考水位に到達したとき 花田川花田川橋（-0.69m） ④ 三水川三水川橋（-1.28m）(4)の区間の推移が堤防天端（又は背後地盤高）に達するおそれが高い場合 ⑤ 河川管理施設の大規模以上（亀裂、大規模漏水等）を確認した場合
【警戒レベル5】 緊急安全確保	越水や溢水が発生した場合

(4)避難情報等を発令する主な区間ごとの発令対象地域（内水氾濫等）

対象地区	水位観測所（参考）		三水川右岸下方西橋 ～三水川大橋	花田川右岸 南小学校付近 ～花田川排水機場
下方			○	
上磯				○
下磯				○
本庄				○
下座倉				○

(5)洪水予報の発令基準地点一覧

河川名	対象水位 観測所	水防団 待機水位	氾濫 注意水位	出動水位	避難判断 水位	氾濫 危険水位	計画高 水位
揖斐川	岡島	0.50m	1.30m	2.40m	3.40m	4.10m	5.32m
根尾川	山口	1.40m	2.20m	3.50m	3.50m	3.90m	5.80m

※基準水位：揖斐川「岡島水位観測所」、根尾川「山口（新）水位観測所」

準備：氾濫注意水位をもって準備とする。

出動：出動水位をもって出動とする。

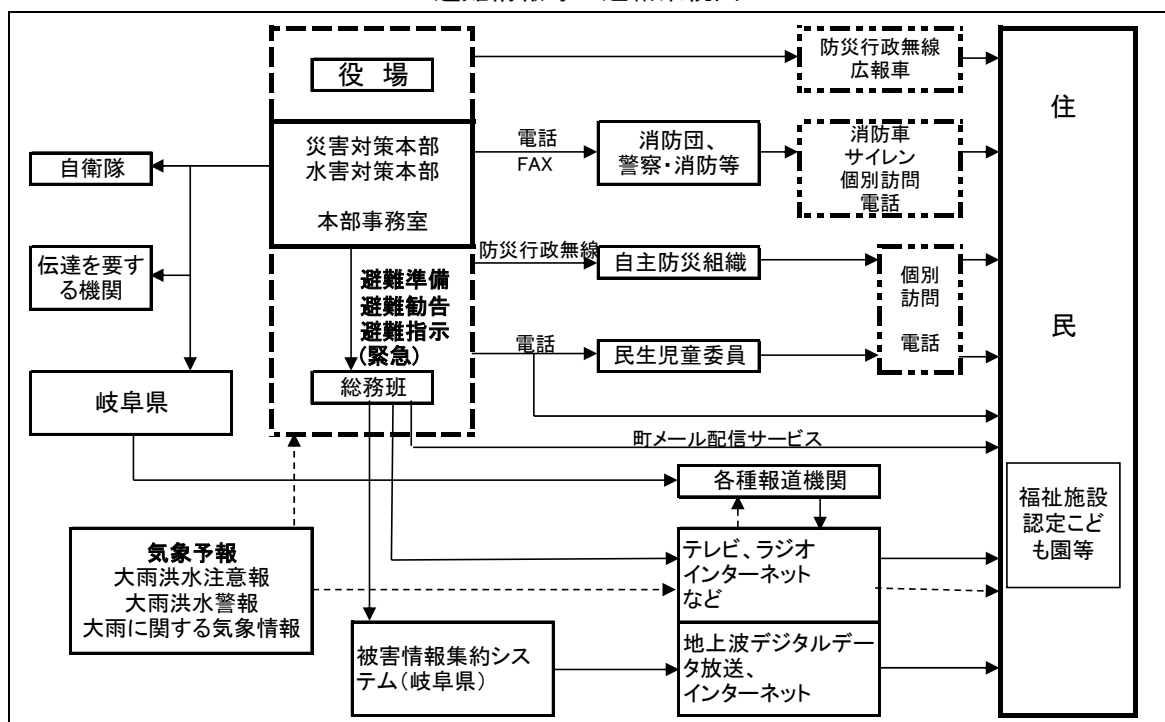
解除：氾濫注意水位を下回って水防活動の必要がなくなったとき。

S3-09-04 水害に関する避難情報等の伝達方法

伝達手段については、避難情報等の種類ごとに、次の手段や地域特性に応じたその他の手段を複数に組み合わせて、実施するものとする。

- ・ 防災行政無線を利用して対象地域の住民全般に伝達
- ・ 広報車や消防車両により、対象地域の住民全般に伝達
- ・ 消（水）防団等に対して対象地域の住民への伝達を依頼（あらかじめ消（水）防団等による伝達方法を確認しておく。）
- ・ 自主防災組織の伝達体制に基づき、連絡先への防災行政無線、電話、FAX、携帯電話メール等による伝達
- ・ 避難行動要支援者に関しては、自治会・民生児童委員など関係支援団体を通じ伝達
- ・ 自主防災組織等において率先して避難行動を促すようなリーダーによる伝達や、近隣住民間での直接的な声かけ
- ・ 町メール配信サービスを利用し対象地域の登録住民に伝達
- ・ テレビ、ラジオ等の放送関係への依頼

避難情報等の連絡系統図



S3-10-01 災害救助法適用基準

適用被害基準

- ・町域内の被害が、次の各号の一に該当する災害時で、県本部長が災害救助法による救助実施の必要があると認めるときに適用される。

- | |
|--|
| <ol style="list-style-type: none">(1) 住家の全失世帯が40世帯以上に達したとき(2) 県地域の全失住宅被害の集計が2,000世帯以上に達し、かつ、町域内の被害が20世帯以上に達したとき(3) 県地域の全失住宅被害の集計が9,000世帯以上に達し、かつ、町域内の被害世帯数が多数であるとき(4) 災害が隔絶した地域に発生し災害にかかった者の救助が著しく困難とする特別の事由がある場合で、かつ、多数の住家が滅失したとき等にも適用される(5) 多数の者が災害により生命又は身体に危害を受けるおそれが生じたとき |
|--|

- ・災害の発生した地域の条件あるいは災害の種別等によって、計数上の基準に達しない場合でも県本部長がその必要を認めたときは災害救助法を適用することがある。

被害計算の方法等

- ・適用の基準となる全失世帯の換算等の計算は、次の方法によるものとする。

- | |
|---|
| <ol style="list-style-type: none">(1) 住家の半失（半焼、半壊）世帯は、全失世帯の2分の1、床上浸水又は土砂たい積等により一時的に居住することができない状態になった世帯は、3分の1として計算(2) 被害世帯数は、家屋の棟数あるいは戸数とは関係なく、あくまで世帯数で計算
例) 被害家屋は1戸であっても3世帯が居住していれば、3世帯として計上(3) 飯場、下宿等の一時的寄留世帯等については、生活根拠の所在地等総合的条件を考慮し、実情に即して決定(4) 災害の種別については限定せず、洪水、震災等の自然災害であっても、火災等人災的なものであっても被害計算は同じ方法を使用 |
|---|

救助法の適用と救助の程度

- ・災害救助法を適用した場合における救助の程度及び期間は、岐阜県災害救助法施行細則の定めるところによる。
- ・災害の種別地域条件その他の状況によって県本部長が、必要と認める範囲において実施する。

S3-10-02 避難情報の行動基準

	発令時の状況	住民に求める行動
高齢者等 避難	<ul style="list-style-type: none"> 要配慮者・避難行動要支援者等、特に避難行動に時間を要する者が避難行動を開始しなければならない段階であり、人的被害の発生する可能性が高まった状況 	<ul style="list-style-type: none"> 要配慮者・避難行動要支援者等、特に避難行動に時間を要する者は、計画された避難場所への避難行動を開始（避難支援者は支援行動を開始） 上記以外の者は、家族等との連絡、非常用持出品の用意等、避難準備を開始
避難指示	<ul style="list-style-type: none"> 通常の避難行動ができる者が避難行動を開始しなければならない段階であり、人的被害の発生する可能性が明らかに高まった状況 	<ul style="list-style-type: none"> 通常の避難行動ができる者は、計画された避難場所等への避難行動を開始
	<ul style="list-style-type: none"> 前兆現象の発生や、現在の切迫した状況から、人的被害の発生する危険性が非常に高いと判断された状況 堤防の隣接地等、地域の特性等から人的被害の発生する危険性が非常に高いと判断された状況 人的被害の発生した状況 	<ul style="list-style-type: none"> 避難指示の発令後で避難中の住民は、確実な避難行動を直ちに完了 未だ避難していない対象住民は、直ちに避難行動に移り、そのいとまがない場合は生命を守る最低限の行動をとる

S3-10-02 i 警戒レベルと避難行動の関係

警戒レベル	住民が取るべき避難行動	住民に行動を促す情報
		避難情報等
警戒レベル5	命の危険がある。直ちに安全を確保する。	緊急安全確保（必ず発令される情報ではない）
警戒レベル4	危険な場所から全員避難する。	避難指示
警戒レベル3	危険な場所から高齢者等は避難する。	高齢者等避難
警戒レベル2	自らの避難行動を確認する。	大雨・洪水注意報
警戒レベル1	災害への心構えを高める。	早期注意情報

S3-10-03 避難の指示

災害対策基本法第60条第1項の規程に基づいて行う。

法令による避難等の指示

災害種別	実施者	根拠法令	内容
災害全般	町長	災害対策基本法第60条第1項 災害対策基本法第63条第1項	避難のための立ち退き指示 警戒区域の設定その他の制限
	警察官	災害対策基本法第61条第1項 災害対策基本法第63条第2項	町長に代わり、難民のための立ち退き指示 町長に代わり、警戒区域の設定その他の制限
	災害派遣の自衛官	災害対策基本法第63条第3項	警察官に代わり、警戒区域の設定その他の制限
火災	消防職団員	消防法第36条	警戒区域の設定その他の制限
水防	町長	水防法第22条第1項	避難のための立ち退き指示
	水防団員	水防法第14条第1項	警戒区域の設定その他の制限

(注) 緊急を要する場合等で、現地で直接指示等を行う必要があるときは、その場で活動中の消防部員等がこれにあたる。(地方自治法第153条第1項)

避難の指示内容

- ①避難対象地域
- ②避難先
- ③避難路
- ④避難の指示の理由
- ⑤その他必要な事項

S3-10-04 避難にあたっての留意事項

- ・避難誘導者あるいは避難をする者は、次のような点に留意して安全な避難に努めなければならない。

着衣等

- ・避難にあたっては、次のものを着用し、又は携行すること。

- ・頭に座ぶとん、ヘルメット（安全帽）等をつけること
- ・夏期等でも身体の裸出を避け、できる限り厚着をすること
- ・夜間は、懐中電灯を携行すること
- ・ロープ、紐等を携行すること
- ・手袋をはめ、運動靴、地下タビなどをはき、ひも等はきつくしめておく（長ぐつは、水がはいて歩きにくい）

携帯品（所持品）

- ・携帯品は、できる限り最小限度に止め、自力で所持でき避難の障害にならない程度のものとする。

- ・飲料水
- ・食料品（カップめん、缶詰、ビスケット、チョコレートなど）
- ・貴重品（預金通帳、印鑑、現金、健康保険証など）
- ・救急用品（ばんそうこう、包帯、消毒液、常備薬など）
- ・ヘルメット、防災ずきん
- ・マスク
- ・軍手
- ・懐中電灯
- ・衣類
- ・下着
- ・毛布、タオル
- ・携帯ラジオ、予備電池
- ・マッチ、ろうそく
- ・使い捨てカイロ
- ・ウェットティッシュ
- ・洗面用具
- ・筆記用具（ノート、鉛筆など）

※乳児のいる家庭は、ミルクや紙おむつ、哺乳瓶なども用意する

—消防庁「わたしの防災サバイバル手帳」を参考に作成—

避難誘導の方法等

項目	内容
避難順序	・高齢者、幼児、女性、病人、障がい者等の要配慮者・避難行動要支援者を優先
集団避難	・避難は集団で行い、単独行動は避ける ・誘導者は、集団の先頭と後尾につく ・集団の配列は、高齢者や子供を中央の安全な場所に位置させ、集団の安全確保を図る ・集団の規模あるいは危険度の高いときは、誘導者あるいはその補助者を増員して適宜に配置し、避難の安全を確保する ・誘導補助者が不足し、あるいはいない場合は、避難者等の中から壮健な者が誘導補助者あるいは直接誘導者となって集団の統制をとる

項目	内容
病人等の避難	<ul style="list-style-type: none"> ・病人、乳幼児等自力で行動のできない者がいる場合、誘導者あるいはその補助者がその家族に助力し、必要に応じ担架、車両等によって移送する
広域災害による大規模輸送	<ul style="list-style-type: none"> ・町は、被災地が広域で大規模な立退き移送を要し、町単独では処置できないときは、県西濃支部（総務班）を通じて県に避難者移送の要請をする ・県本部は、要請を受けたとき、自衛隊の出動を求める等適宜の方法により、陸上、水上輸送をするほか空輸等の方法によって避難させる ・県支部内において対策可能のときは、支部限りで実施する ・事態が急迫しているときは、直接隣接市町、県支部警察班等と連絡して実施する
その他事故防止	<ul style="list-style-type: none"> ・台風時は、むやみに外に出ないようにし、建物が危険となり、避難をするときは、風に飛ばされるものも多く、これらに充分注意する。また、建物が倒壊するおそれもあるため、う回路を利用するなど注意を要する ・避難途中で電線がたれ下がっているような場合は、絶対にふれず、避難誘導者は、中部電力又は町本部に通報する ・自動車交通のひんぱんな道路を避難するときには、交通事故の防止に努め、必要に応じ県支部警察班と連絡し安全を期す ・避難のために家屋を空けるとき等は、盗難予防あるいは財産保全のために戸締り施錠を厳重にし、危険のある災害に応じた家財等の処置（浸水時にあつては、家財を高い所に移す等）をする ・予想される災害の程度を考慮して必要に応じ、家族のうち青壮年者が居残る等万全を期すこと。この場合、避難誘導者は、その旨町本部に通報し、予防警戒等を依頼する ・火の元に注意し、完全に火の始末をする

避難先

- ・避難時は家族全員が家にいる場合のみではないため、不在者が後から避難先へ合流できるように家族全員で打ち合わせておく。

S3-10-05 避難所の指定

町本部は、避難指示者と協議し、災害時における避難所、避難経路等を定めるものとする。

- (1) 避難は、避難の指示者が避難する者を掌握し、指定避難所へ誘導する
- (2) 火災の発生等指定した避難所が使用できなくなり、他に避難所を開設することができないとき、又は適当でないときは、できる限り縁故者宅等に避難させる
- (3) 指定避難所へ誘導したときは、その施設の管理者又は避難誘導者は、直ちにその旨を町本部に通報し、その後の処理については、総合政策班の指示に従う

S3-10-06 避難所・避難場所一覧

指定避難所

	名称	災害種別	避難可能敷地面積(m ²)	受入可能人数※(人)	所在地	電話番号
第1区	町民体育館	全災害	910.00	156	黒野2278-1	32-2462
	町民武道館	〃	840.00	144	黒野925	
	福祉センター	〃	214.50	36	大野80	34-2130
	総合町民センター	〃	269.352	46	黒野990	32-1111
	大野ふれあいセンター	〃	286.50	49	黒野315-1	32-3810
	東小学校	〃	707.20	121	相羽763-10	34-3100
第2区	大野中学校	〃	2,196.00	378	黒野1081	32-1521
	大野小学校	〃	808.64	139	大野177	32-1525
	豊木ふれあいセンター	〃	180.00	31	桜大門529-2	32-0111
第3区	北小学校	〃	648.00	111	稲富1708	34-1200
	富秋ふれあいセンター	〃	187.00	32	稲富842-2	32-2476
第4区	西小学校	〃	697.00	120	松山15-1	32-0359
	西郡ふれあいセンター	〃	165.00	28	松山727	32-2446
	揖斐郡消防組合防災センター	〃	202.50	34	中之元824	32-0119
第5区	中小学校	〃	692.50	119	公郷1661	32-0576
	揖東中学校	〃	660.00	113	公郷3261-3	32-0503
	鶯ふれあいセンター	〃	162.90	28	公郷1624	35-2585
第6区	南小学校	全災害 (水害時を除く)	694.25	119	加納468	35-2001
	みらいろこども園	〃	122.13	12	本庄200-6	35-8850
	川合ふれあいセンター	〃	154.32	26	加納465-2	35-2744
	下座倉公民館	〃	111.90	19	下座倉280-3	
	西濃環境整備組合	全災害	97.44	16	下座倉1375-1	32-4153
	役場	全災害	70.00	12	大野80	34-1111

※避難者1名あたり5.8m²を目安として算出(令和6年3月 岐阜県避難所運営ガイドラインより)

指定緊急避難場所

	名 称	災害種別	所在地
第1区	町民東運動場	全災害	黒野2267-4
	東小学校屋外運動場	〃	相羽763-10
第2区	運動公園	全災害 (土砂災害時を除く)	野860
	大野中学校屋外運動場	全災害	黒野1081
	大野小学校屋外運動場	〃	大野177
第3区	北小学校屋外運動場	〃	稲富1708
	東海職業能力開発大学校	全災害 (土砂災害時を除く)	古川1-2
第4区	西小学校屋外運動場	全災害	松山15-1
第5区	中小学校屋外運動場	〃	公郷1661
	揖東中学校屋外運動場	〃	公郷3261-3
第6区	南小学校屋外運動場	全災害 (水害時を除く)	加納468
	西濃環境整備組合	全災害	下座倉1375-1
	道の駅「パレットピアおおの」	全災害 (水害時を除く)	下磯313-2

指定福祉避難所

名 称	避難対象	災害種別	所在地
特別養護老人ホームまほろば	高齢者	全災害 (水害時を除く)	南方356-1
特別養護老人ホームぎふ愛の里	知的障がい者 精神障がい者 高齢者	全災害	大野742-14
地域密着型特別養護老人ホーム 桜坂	高齢者	全災害 (水害時を除く)	野479-1
地域密着型特別養護老人ホーム セント・ケアおおの	高齢者 医療的ケア (胃ろう、痰吸引)	〃	黒野190-1
介護老人保健施設 プラザ21おおの	身体障がい者 高齢者	全災害	南方191
介護老人保健施設 ラポール	身体障がい者 知的障がい者 精神障がい者 高齢者、難病患者 妊産婦、乳幼児 病弱者、傷病者	〃	大野924-1
社会福祉法人 擁童協会 西濃向生園	知的障がい者	〃	寺内623
社会福祉法人 擁童協会 西濃サンホーム	身体障がい者	全災害 (水害時を除く)	揖斐川町

届出避難所（※登録順）

名 称	災害種別	所在地	登録年月日
南方集会場「更生館」	全災害 (水害時を除く)	南方452-1	R7. 4. 11
大野二区公民館	全災害	大野1090	R7. 4. 11
南領家コミュニティセンター	全災害 (水害時を除く)	領家437-1、 436-1の一部	R7. 4. 11
西方コミュニティセンター	全災害	西方1001	R7. 4. 16

S3-10-07 野外仮設準備

小中学校保管分	49張
認定こども園保管分	9張
教育委員会保管分	10張

S3-10-08 炊き出し可能施設

場 所	施 設 名	炊き出し能力概数	施設の状況
第1区	大野ふれあいセンター	300	施設整備
	総合町民センター	300	〃
第2区	豊木ふれあいセンター	300	〃
第3区	富秋ふれあいセンター	300	〃
第4区	西郡ふれあいセンター	300	〃
第5区	鶯ふれあいセンター	300	〃
第6区	川合ふれあいセンター	300	〃

S3-10-09 災害救助法に基づく食料供給実施基準

炊出し及び食品の給与のうち災害救助法に基づく実施基準その他は、次のとおりである。

項目	内容
実施対象者	<p>【炊出し】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・避難所に受け入れた者 ・家屋の被害が全焼、全壊、流失、半壊、半焼又は床上浸水等であつて、炊事のできる方途のない者 <p>※床下浸水の場合は、炊出しの対象とはならない ※避難の指示に基づき避難所に受け入れた者は対象とする ※旅館の宿泊人、一般家庭の来訪客等は、被災地の市町村において対象とする</p> <hr/> <p>【食料品、その他の食品の給与】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・床上浸水以上の被害を住家に受けたため現在地に居住することができず、一時縁故先等に避難する者 ・食料品を喪失し、持ち合わせのない者（避難の指示による避難は対象にならない）
実施期間	<p>【炊出し】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・災害発生の日から7日以内 ・期限前に炊き出しの必要がなくなればその日までとする ・多数の者に継続実施の必要がある場合、町本部は次の事項を明示して、県西濃支部救助班を通じて県本部に期間延長を要請する <ul style="list-style-type: none"> ・延長の期間 ・延長を要する地域及び対象人員 ・延長を要する理由 ・その他 <hr/> <p>【食品の給与】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・災害発生の日から7日以内とし、炊出しと重複して支給することはできない ・「罹災者旅行証明書」を発行した者に支給される
費用の基準	<ul style="list-style-type: none"> ・1人1日当たりの費用は、岐阜県災害救助法施行細則に定める範囲内 ・費用とは、主食費、副食費、燃料費、雑費等の合計 ・費用の基準は1人1日分であつて、1食分については、1日の費用の3分の1とする ・食品の給与は、主食、副食及び燃料費等の支給が基準額以内で現物により給付 ・罹災者が一時縁故地等へ避難する場合における食品の給与は、3日分以内

項目	内容
費用の範囲、種別	<ul style="list-style-type: none"> ・ 主食費 <ul style="list-style-type: none"> ・ 販売業者から購入した主食代（小売価格） ・ 知事が東海農政局岐阜県拠点から一括売却を受け配分した主食代（売却価格） ・ 配給食料のほか一般食料品店で購入したパン、うどん、押麦、甘藷、乳児用ミルク等（購入価格） ・ 副食費 <ul style="list-style-type: none"> ・ 調味料を含み、その内容、品目、数量等については制限なし ・ 燃料費 <ul style="list-style-type: none"> ・ 品目、数量については制限なし。 ・ 雑費 <ul style="list-style-type: none"> ・ 器物（かま、なべ、やかん、しゃくし、バケツ）等の借上料、謝金その他茶、はし、荷札等の購入費であって、備品類の購入は認めない ・ 町その他公共団体から借用した物品の借入料及び謝金は認めない ・ その他 <ul style="list-style-type: none"> ・ 人夫賃、輸送費は、特別の場合を除き原則として認めない
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・ 災害救助法による罹災者の炊出しは、特別の場合を除いて7日以内とされているため、8日以降は自力で炊事ができるよう物資の配分その他について配慮する ・ 災害救助法による炊出し及び食品の給与に関する細部事項並びに各様式等については、県計画第3章第19節「食料供給活動」の定めるところによる ・ 災害救助法による以外の炊出し等にあたっては、災害救助の基準等を参考にして実施する ・ 防護活動者に対する炊出し量は、1食300g ・ 町は、個人においても、日ごろから7日分程度の応急食品を準備しておくよう、住民に広報する

S3-10-10 食品衛生に関する留意点

- ・学校教育班は、班員を派遣し、実施期間中食品衛生について指導監視を行い、食中毒症状を呈するものが発生したときは、直ちに医師による診察を受けさせて、速やかに県支部保健班に連絡し原因究明の調査を行うとともに再発防止に努める。
- ・指導監視が十分にできない場合は県本部に応援を要請する。
- ・学校教育班は、炊出しにあたって、常に食品の衛生に心掛け、特に次の点に留意する。

- (1) 炊出し施設には、飲料適水を十分供給すること。
- (2) 供給人員に応じて必要な器具、容器を確保し備え付けること。
- (3) 炊出し場所には、手洗い設備及び器具類の消毒ができる設備を設けること。
- (4) 供給食品は、防ハエ、その他衛生害虫駆除等について十分留意すること。
- (5) 使用原材料は、衛生管理が十分行われている業者から仕入れを行い、保管にも注意すること。
- (6) 炊出し施設は、学校等の給食施設又は公民館、社寺等の既存施設を利用するほか、これらが得がたい場合は、湿地、排水の悪い場所、塵埃汚物処理場等から遠ざかった場所を選定して設けること。
- (7) 炊出しに携わる者は、皮膚、手指に化膿創のある者、下痢をしている者等は避け、できる限り要員を固定化すること。また、炊出しに携わった者を明確にしておくこと。
- (8) 腹痛、下痢、嘔吐、発熱等の発症者があった場合には、直ちに給食センター部に連絡するとともに、医師の手配を行うこと。
- (9) 食料品の救援物資を受けた場合は、その出所、日時を明確に把握するとともに、食品の品質低下を避ける措置をとること。

S3-10-11 給水拠点所在地

No.	給水拠点名	所在地	種類	容量(m ³)	備考
(上水道)					
1	第2水源地	大野町古川	RC	121.0	
2	第3水源地	大野町黒野	—	—	(直送)
3	第4水源地	大野町公郷	PC	800.0	
4	第5水源地	大野町大野	—	—	(直送)

S3-10-12 給水の優先順序

飲料水の供給にあたって順位を設けて配分する必要があるときは、おおむね次の順序で行う。

- (1) 避難所及び炊出し場所
- (2) 病院（手術、入院施設のあるものは最優先）
- (3) 断水地域の住民、施設

S3-10-13 災害救助法に基づく給水実施基準

項目	内容
実施対象者	<ul style="list-style-type: none"> ・災害のため、現に飲料水を得ることができない地区に居住している者 ※住家あるいは家財の被害がなくても、その地区において自力で飲料水を得ることができない者であれば対象とする ※住家に被害があっても自力で近隣において確保できるときは対象としない
実施期間	<ul style="list-style-type: none"> ・災害発生の日から7日以内 ・期限前に給水の必要がなくなればその日までとする ・多数の者に継続実施の必要がある場合、町本部は次の事項を明示して、県西濃支部救助班を通じて県本部に期間延長を要請する <ul style="list-style-type: none"> ・延長を要する期間 ・延長を要する地域及び対象人員 ・延長を要する理由
費用の範囲	<ul style="list-style-type: none"> ・ろ過その他給水に必要な機械器具の借上費、修繕費及び燃料費 機械：自動車、給水車、ポンプ等 器具：バケツ、樽、瓶、水のう等 ・浄水用薬品及び資材費 薬品：カルキ等 資材：ろ過に必要なネル、布、ガーゼ等 ・飲料水の輸送費及び供給のための賃金職員等雇上費 ・費用の限度は、おおむね1人1日当たり3リットルを供給するのに必要な範囲の額とする

S3-10-14 応急復旧の目標期間の設定

<ul style="list-style-type: none"> ・3日まで：給水拠点による給水（1人1日3リットル） ・10日まで：幹線付近の仮設給水栓（1人1日20リットル） ・21日まで：支線上の仮設給水栓（1人1日100リットル） ・28日まで：仮配管による各戸給水や共用栓（1人1日250リットル）
--

S3-10-15 物資配分場所

町 全 域	町役場
第 1 区	大野ふれあいセンター
第 2 区	豊木ふれあいセンター
第 3 区	富秋ふれあいセンター
第 4 区	西郡ふれあいセンター
第 5 区	鶯ふれあいセンター
第 6 区	川合ふれあいセンター

S3-10-16 物資供給対象者

- ・住家が全失（全焼、全壊、流失家屋をいう。）及び半失（半焼、半壊家屋をいう。）並びに床上浸水した世帯
 - ・被服、寝具その他生活上必要な最小限度の家財を喪失した世帯
 - ・物資販売機構の混乱等により資力の有無にかかわらず家財を直ちに入手することができない状態にある世帯
- ※床上浸水には、土砂のたい積等により一時的に居住することができない状態になったものも含む。

S3-10-17 仮設住宅入居者条件

- ・住宅が全失した世帯
- ・居住する仮住宅がなく、また借家等借上げもできない世帯
- ・自己の資力で住宅を確保することができ得ない世帯
- ・自己の資力で住宅を確保することができず、かつ住宅に必要な度の高い世帯から順次選定し、特に高齢者、障がい者を優先

※選定にあたっては、民生児童委員その他関係者の意見を参考にする。

※必要に応じた適宜補欠も選定する。

S3-10-18 仮設住宅設置予定箇所

地区別	災害種別	施設名	建設可能戸数	住所
第1区	全災害	大野中学校グラウンド	175	大野町黒野1081
	〃	東小学校グラウンド	119	大野町相羽763-10
	〃	大野町民東運動場	105	大野町黒野2267-4
第2区	全災害 (土砂災害を除く)	運動公園メイプルグラウンド	152	大野町大字野860
	全災害	大野小学校グラウンド	122	大野町大野177
第3区	〃	北小学校グラウンド	98	大野町稲富1708
第4区	〃	西小学校グラウンド	70	大野町松山15-1
第5区	〃	揖東中学校グラウンド	129	大野町公郷3261-3
	〃	中小学校グラウンド	86	大野町公郷1661
	〃	うぐいす公園	20	大野町公郷1672-1
第6区	全災害 (水害を除く)	南小学校グラウンド	151	大野町加納468
	〃	みらいろこども園グラウンド	20	大野町本庄200-6

S3-10-19 仮設住宅の建設と管理

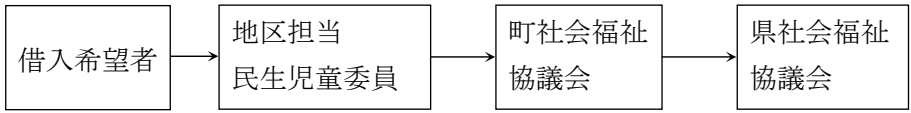
項目	内容
建設基準等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 一戸当たりの規模は以下を標準とし、地域の実情、世帯構成等に応じて設定 <ul style="list-style-type: none"> ・ 単身用：1DK（6坪タイプ：19.8㎡） ・ 小家族用：2DK（9坪タイプ：29.7㎡） ・ 大家族用：3K（12坪タイプ：39.6㎡） ・ 福祉対応用：（11.3坪タイプ：37.3㎡） ・ 費用の限度（整地費、附帯工事費、事務費等含む。）は、岐阜県災害救助法施行細則に定める額の範囲内 ・ 必要に応じ、高齢者、障がい者向け応急仮設住宅を設置 <p>（注）建設費の限度額をやむを得ない事由で超過させる必要があるときは、住宅班に連絡する。</p>
建設期間	<ul style="list-style-type: none"> ・ 災害発生の日から20日以内に着工し、でき得る限り速やかに完成 ・ 20日以内に着工できないときは、その理由を付して住宅班に期間延長を申請し、承認を得て必要最小限度の期間を延長する <ul style="list-style-type: none"> ・ 延長を要する期間 ・ 延長を要する地域 ・ 延長を要する理由（具体的に） ・ その他（期間の延長を要する地域ごとの設置戸数等）
建設資材及び用地の確保	<ul style="list-style-type: none"> ・ 建設のための資材は、原則として請負業者が確保する ・ 町本部は、応急住宅の用地に関し、災害に対する安全性に配慮しつつ、あらかじめ建設可能な用地を把握する
仮設住宅の管理	<p>【家賃及び維持管理】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 家賃は無料とするが、維持補修については入居者の負担 ・ 維持補修にあたって原形の変更を認めようとする場合は、県の意見を聞かなければならない ・ 地料を必要とするときは、入居者が負担 <hr style="border-top: 1px dashed black;"/> <p>【入居者台帳の作成】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 被災者を仮設住宅へ入居させるについては、趣旨をよく説明し、貸与期間が2か年であることも指示し、「入居誓約書」を徴してから入居させる ・ 「応急仮設住宅入居者台帳」を作成し、その1通を住宅班に提出し、前記「入居誓約書」とともに整備保管
着工及び竣工の報告	<ul style="list-style-type: none"> ・ 建設部は、請負業者から着工及び竣工報告（写真添付）を徴し、県支部救助班を経由して、住宅班に提出

※民間賃貸住宅の空き家等が地域に存在する場合、比較的規模の小さい災害や応急仮設住宅の建設では対応できないような大規模災害の発生時には、民間賃貸住宅を借り上げて、積極的に活用する。

S3-10-20 災害援護資金の貸付対象・内容・条件

項目	内容
貸付機関	・ 町本部
貸付対象	<ul style="list-style-type: none"> ・ 世帯町の区域内において、災害救助法による救助が行われる災害その他政令で定める災害により、災害援護資金の貸付け事由たる被害を受けた世帯 ・ その世帯に属する者の所得の合計が政令で定める額に満たない世帯の世帯主
貸付世帯数	・ 特別制限なし
資金の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・ 特別に資金種別の制限はなし ・ 生活の立て直しに必要な経費として貸付
貸付限度額	<ul style="list-style-type: none"> ・ 住宅損害有 350万円 ・ 住宅損害無 250万円
貸付条件	<ul style="list-style-type: none"> ・ 貸付期間 10年 ・ 利率は年3%とし、償還方法は年賦等 ・ 保証人は1人 ・ 違約金は、延滞元金利額につき年5%
提出書類	・ 災害援護資金借入申込書（用紙は町備付）

S3-10-21 生活福祉資金の貸付対象・内容・条件

項目	内容
貸付機関	<ul style="list-style-type: none"> ・ 県社会福祉協議会が貸し付け、民生児童委員と町社会福祉協議会が協力する。
貸付対象	<ul style="list-style-type: none"> ・ 災害により住宅等が被害を受けた世帯で、県内に居住しており、世帯の収入が一定基準額以下の低所得者世帯、障がい者世帯及び高齢者世帯。
資金の目的と上限金額	<ul style="list-style-type: none"> ・ 災害を受けたことにより臨時に必要な経費 150万円 ・ 住宅の補修に必要な経費 250万円 ・ 資金使途が重複する場合は、上限400万円となります。
貸付条件	<ul style="list-style-type: none"> ・ 償還期間は7年以内。 ・ 据置期間は6ヶ月以内。 ・ 原則として借受人と別世帯の65歳未満で安定した収入のある連帯保証人を1名立てる必要があります。 ・ 連帯保証人を立てる場合、貸付利子は無利子となります。 ・ 連帯保証人が立てられない場合、貸付利子は年1.5%となります。 ・ 延滞利子は、延滞元金につき年10.75%となります。
提出書類	<p>申込にあたっては、借入申込書に次の書類を添付してください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 借受申込書の本人確認ができる書類(住民票等)の写し ・ 借受申込者の資力がわかる書類(住民課税証明書、源泉徴収票、確定申告書等のいずれか)の写し ・ その他世帯で収入がある方について収入が確認できる書類(年金通知・パート給与明細等)の写し ・ 資金の目的ごとに必要な添付書類 ・ 身体等に障がいをお持ちの世帯は、「身体障害者手帳」、「療育手帳」、「精神障害者保健福祉手帳」の写し ・ 外国人の場合は、在留資格・居住地の居住歴が明記されている「登録原票記載事項証明書」 ・ 連帯保証人・連帯保証人の資力が明らかになる書類(住民課税証明書又は固定資産課税証明書) ・ その他県社会福祉協議会が必要とする書類 <div style="text-align: center; margin-top: 10px;">  <pre> graph LR A[借入希望者] --> B[地区担当 民生児童委員] B --> C[町社会福祉 協議会] C --> D[県社会福祉 協議会] </pre> </div>

S3-10-22 母子父子寡婦福祉資金の貸付対象・内容・条件

項目	内容
貸付機関	県本部子ども家庭班が県貸付委員会の意見に基づいて貸し付ける 申込その他にあたっては、町本部及び県西濃支部救助班（母子自律支援員）及び民生児童委員が協力
貸付対象	災害によって住家又は事業所若しくは家財、商品等が被害を受けた配偶者のいないひとり親で、現に児童等（20歳未満）を扶養している者及び寡婦等
貸付世帯数	特別制限ないが、資金保有高の範囲内において実施
資金種別	住宅資金
貸付限度額	原則200万円 一般の場合は150万円まで
貸付条件	貸付期間は7年 利率は年1.5%とし、償還方法は月賦等 保証人は1人以上 違約金は、延滞元金利率につき年10.75%
提出書類	借入希望者は、次の書類を作成して、借入希望者の居住地域を担当する振興局に提出 <ul style="list-style-type: none"> ・貸付申請書 ・戸籍謄本 ・罹災証明書 ・税額及び資産等証明書 ・補修計画書（住宅資金について） 書類は、原則として以下の系統で提出する <div style="text-align: center; margin-top: 10px;"> <pre> graph LR A[借入希望者] --> B[町本部] B --> C[県支部救助員 (母子自立支援員)] C --> D[県本部 子ども家庭班] </pre> </div>

S3-10-23 医療チームの編成（例）

班名	班長	看護師	事務員	計
医療チーム第〇班	町内医院長	2	1	4

S3-10-24 町内医療機関

医療機関	所在地	科別
西濃厚生病院	大野町下磯	総合病院
大久保医院	〃 黒野	内・小児科
国枝医院	〃 黒野	内・小児科
若原整形外科	〃 黒野	整形外科
小森内科クリニック	〃 黒野	内科
小森眼科	〃 中之元	眼科
おおのクリニック	〃 南方	内・外科・小児科
たかはし耳鼻咽喉科	〃 中之元	耳鼻咽喉科
たしろクリニック	〃 下磯	内・小児科
ゆり形成内科整形おおの	〃 大野	形成外・内・整形外科
クリニックラポール	〃 大野	内・小児科
あおば歯科	〃 稲畑	一般・小児歯科
アメニティ歯科	〃 本庄	一般歯科
スマイルデンタルクリニック	〃 中之元	一般・小児・矯正歯科
乗松歯科	〃 黒野	一般・小児歯科
福井歯科医院	〃 黒野	一般・小児・矯正歯科
ほさか歯科	〃 黒野	一般・小児・矯正歯科
りょうすけ歯科クリニック	〃 黒野	一般・小児・矯正歯科
いとうファミリー歯科クリニック	〃 黒野	一般・小児・矯正歯科
ノリデンタルクリニック	〃 下磯	一般・小児・矯正歯科

S3-10-25 医療・救護の対象

- ・医療を必要とする負傷又は疾病の状態にあるにかかわらず、災害のため医療の途を失った者
- ・医学的配慮の上から、災害時における異常な状況でストレスによる情緒不安定等の症状が認められる者
- ・災害時（災害発生前後7日以内）に分べんした者で、災害のため助産の途を失った者（死産、流産を含む。）

S3-10-26 費用の基準

項目	内容
医療チーム	<ul style="list-style-type: none"> ・救助費 <ul style="list-style-type: none"> ・使用した薬剤、治療剤及び医療器具消耗破損の実費 ・医療チームが使用し、あるいは患者輸送に要した借上料、燃料等は、輸送費として別途に扱う ・事務費 <ul style="list-style-type: none"> ・医療チームメンバーの派遣旅費
日本赤十字救護班	<ul style="list-style-type: none"> ・要した経費の実費（災害救助法第34条に基づく）
医療機関	<ul style="list-style-type: none"> ・国民健康保険の診療報酬の例による額以内（生活保護法医療扶助の基準）
助産	<ul style="list-style-type: none"> ・産院その他の医療機関による場合は、使用した衛生材料及び処置費等の実費 ・助産師による場合は、当該地域における慣行料金の8割以内の額

S3-10-27 災害救助法による学用品支給条件

項目	内容
支給対象者	<ul style="list-style-type: none"> ・住家が焼失、流出、倒壊又は半焼、半壊、床上浸水による被害を受けた小・中学校に在籍する児童生徒で、学用品を滅失又は毀損した者
費用基準	<ul style="list-style-type: none"> ・教科書代は、教科書の発行に関する臨時措置法（昭和23年法律第132号）第2条第1項に規定する教科書及び教科書以外の教材で、教育委員会に届出又はその承認を受けて使用している教材を支給するための実費 ・文房具及び通学用品等の費用は、小学校児童、中学校生徒ともに岐阜県災害救助法施行規則に定める額の範囲内
支給期間	<ul style="list-style-type: none"> ・教科書は、災害発生の日から1か月以内 ・文房具及び通学用品等は、災害発生の日から15日以内 ・期間内に支給することが困難な場合、町本部は次の事項を明示して、県西濃支部教育班を通じて県本部に期間延長を要請する <ul style="list-style-type: none"> ・延長の見込期間 ・期間延長を要する地域 ・期間延長を要する理由 ・延長を要する地域ごとの児童・生徒数 ・その他

S3-10-28 災害救助法による被災者救出の実施基準

項目	手順その他必要事項
費用範囲	<ul style="list-style-type: none">・借上料・修繕費・燃料費
救出期間	<ul style="list-style-type: none">・罹災者救出の実施は、災害発生の日から3日以内とする・災害発生から4日以上経過しても、まだ救出を要するものがあるとき又は災害が継続して新たに救出を要するものが生じ、災害救助法による救出の必要がある場合、町本部は法定の救出期間内に、次の事項を明示して、県西濃支部を通じて県本部に期間延長を要請する<ul style="list-style-type: none">・延長を要する予定期間・延長を要する地域・延長を要する理由又はその状況・救出を要する人数

S3-10-29 遺体搜索要請時に明示する事項

- ・町本部は、県支部総務班に遺体の搜索を要請するにあたり、次の事項を明示する。
 - ・遺体が埋没し、あるいは漂着していると思われる場所
 - ・遺体数及び氏名、性別、年齢、容ぼう、特徴、所持品等
 - ・応援を求めたい人数、舟艇、器具等
 - ・その他必要な事

S3-10-30 埋火葬の実施の留意点

- (1) 事故死等の疑いのある遺体は、必ず警察機関から引継ぎを受けた後埋葬等に付す。
- (2) 身元不明の遺体は、警察その他関係機関に連絡し、その調査にあたる。
- (3) 被災地以外に漂着した遺体等のうち身元が判明しないものの埋火葬は、行旅死亡人としての取扱いによる。
- (4) 町地域内の埋火葬のための棺、その他は町内又は最寄り市町の葬具店より購入するものとする。
- (5) 大規模な災害が発生し火葬場が破損し使用できない場合や、使用可能であっても火葬能力を大幅に上回る死亡者があった場合においては、「岐阜県広域火葬計画」に基づき、円滑な広域火葬を実施する。
また、この際の費用負担は、災害救助法の定めるところにより行う。
- (6) 災害救助法による場合の基準等
災害救助法適用時における遺体埋火葬の実施基準等は、次によるものとする。

項目	内容
実施基準	<p>災害の混乱時に死亡した者であること（災害の発生前に死亡した者で、葬祭の終わっていないものを含む。）</p> <p>災害のため次のような理由で埋火葬を行うことが困難な場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 緊急に避難を要するため時間的、労力的に埋葬を行うことが困難 ・ 墓地又は火葬場等が浸水又は流出し、個人の力では埋火葬を行うことが困難 ・ 経済的機構の一時的混乱のため、遺族又は扶養義務者の資力の有無にかかわらず棺、骨つぼ等の入手が困難 ・ 埋火葬すべき遺族がないか又はいても高齢者、幼年者等で埋火葬を行うことが困難 <p>災害救助法適用地域の遺体が他市町村に漂着したような場合で漂着市町村が実施する場合</p> <p>※被災地域が社会的混乱のため、遺族、縁故者又は町本部で引取りが困難なときに限る</p> <p>※この場合の経費は、町本部が県本部に求償する</p>
埋葬期間	<p>災害発生の日から10日以内</p> <p>期間内において埋葬救助を打ち切ることができない場合、町本部は次の事項を明示して、県支部総務班を経由して県本部に期間延長の要請をする</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 延長を要する期間 ・ 期間の延長を要する地域 ・ 期間の延長を要する理由 ・ 埋葬を要する遺体件数 ・ その他
費用の範囲	<p>棺、骨つぼ、火葬又は土葬に要する経費</p> <p>埋葬の際の人夫及び輸送に要する経費を含む</p> <p>埋葬にあたっての供花代、酒代等は含まない</p>
費用の限度	<p>岐阜県災害救助法施行細則に定める額の範囲以内</p> <p>大人、小人の別は、満12歳に達したものから大人として扱う</p>

S3-10-31 感染症予防委員の選任

- ・ 患家の清掃方法及び消毒方法等の指導監督及び衛生教育等を行いあるいは防疫作業に協力するため県本部長が指示したときに感染症予防委員を選任する。
- ・ 感染症予防委員は、町本部が次の者のうちから選任する。
 - ・ 町地域内の医師
 - ・ 地域代表者
 - ・ 小中学校、認定こども園等の代表者
 - ・ 事業所の代表者
 - ・ その他本部長が適当と認める者

各施設に集団発生があった場合

S3-10-32 防疫班の編成

- ・ 町本部は防疫実施のため防疫班を編成する。
- ・ 編成は実施の範囲、程度、規模等に応じて編成するが班の規模はおおむね次のとおりである。
 - ・ 班長 1名
 - ・ 事務職員 1名
 - ・ 作業員 3名

- (注) 1 班長は、町本部の環境生活班長をもってあてる
2 事務職員は、環境生活班職員をもってあてる
3 作業員は、奉仕団員又は本部職員の応援者をもってあてる

S3-10-33 鼠族昆虫等の駆除手順

- ・ 鼠族昆虫等の駆除は、罹災全家屋について実施することが困難なときは、実情に応じて重点的に選択実施するものとする。

A級災害地（感染症流行のおそれのある地域が広範囲にわたっている場合）

床上浸水家屋（流失、全半壊を含む。）	1戸当たり	ダイアジノン油剤	1.50
床下浸水家屋	1戸当たり	ダイアジノン油剤	0.80
床上床下浸水家屋ともに	1戸当たり	殺虫剤	40g

(注) 殺虫剤の基準量は、オルソジクロールベンゾール系蛆剤を使用した場合の便所1個に必要な量であること。また、薬品の種類は現地の実情に応じ適宜変更して差し支えない。

B級災害地（感染症流行のおそれのある相当広い地域が数カ所以上に及ぶ場合）

(ア) の基準のおよそ3分の2

C級災害地（感染症流行のおそれのある地域が小さくかつ点在性である場合）

(ア) の基準のおよそ3分の1

S3-10-34 消毒方法の基準

項目	内容
飲料水の消毒	<ul style="list-style-type: none"> 井戸から給水を行う場合、水量の50分の1のかせい石灰を乳状にしたもの又は水量の500分の1のクロール石灰水（クロール石灰：水＝5：95）を投入し、十分攪拌した後12時間以上放置 水道から給水を行う場合、塩素消毒を強化し、給水栓水における遊離残存塩素0.2mg/l以上に保持 井戸又は水道以外から給水を行う場合、水道からの給水基準に準ずる
家屋内の消毒	<ul style="list-style-type: none"> 汚水等で汚染された台所、調理器具等を中心にクレゾール水等の消毒液を用いて拭浄 床下は湿潤の程度に応じて、石灰などを撒布
便所の消毒	<ul style="list-style-type: none"> 石灰酸水（石灰酸：水＝3：7）、クレゾール水もしくはホルマリン水の消毒液を用いて拭浄又は撒布 便池には、かせい石灰末、石灰乳又はクロール石灰水を注ぎ攪拌
芥溜、溝渠の消毒	<ul style="list-style-type: none"> 芥溜及びその周辺の土地には、石灰乳又はクロール石灰水を使用 溝渠には、かせい石灰乳又はクロール石灰水を注ぎ、塵芥は焼却
患者運搬用器等の消毒	<ul style="list-style-type: none"> ウイルスに汚染した物件などを運搬した器具は、使用の都度、石灰酸水、クレゾール水、昇汞水若しくはホルマリン水で拭浄又は撒布
消毒使用薬剤	<p>【A級災害地】 （感染症流行のおそれのある地域が広域にわたっている場合）</p> <ul style="list-style-type: none"> 床上浸水（流失、全半壊家屋を含む。） 1戸当たり クレゾール200g 床下浸水 1戸当たり クレゾール 50g 床上床下浸水家屋ともに 1戸当たり 普通石灰 6kg <hr/> <p>【B級災害地】 （感染症流行のおそれのある相当広い地域が数カ所以上に及ぶ場合）</p> <ul style="list-style-type: none"> A級災害地の基準のおよそ3分の2 <hr/> <p>【C級災害地】 （感染症流行のおそれのある地域が小さくかく点在性である場合）</p> <ul style="list-style-type: none"> A級災害地の基準のおよそ3分の1
器具等	<ul style="list-style-type: none"> 消毒の実施地域、実施戸数、地理的条件等を勘案、必要な噴霧器、運搬器具などを確保整備する

S3-10-35 収集順序決定の留意点

- (1) 洪水時においては、水位の状況を把握し、減水した地区から実施すること。
- (2) 被災所帯における屋内清掃状況を考慮すること。
- (3) 感染症発生のおそれのある地域等は最優先すること。

S3-10-36 仮設トイレの設置手順

- 避難所施設等に伴う仮設トイレの設置は、原則として、し尿溜めが装備されたものを利用する。
- 避難人員200人に対して、大小便器それぞれ2個以上ずつ設置する。
- 緊急やむを得ない場合は、立地条件を考慮し、漏洩等により地下水が汚染しないような場所を選定し、同様の数以上建設する。
- 閉鎖にあたっては、消毒実施後撤去する。

S3-10-37 義援金品の募集配分機関

- ・地域における義援金品の募集及び配分は、福祉班が中心になり、おおむね次の機関が共同しあるいは協力して行う。

- ・日本赤十字社岐阜県支部大野町分区（義援金のみを取扱う。）
- ・大野町区長会
- ・大野町社会福祉協議会
- ・大野町民生児童委員協議会

- ・特殊な災害等による募集配分については、関係のある機関が単独あるいは共同して行う。
- ・義援金品の募集は県及び郡単位で実施する場合のほか、次の災害が発生したときは、町単独で募集する。

- (1) 隣接市町に全失50世帯以上の災害が発生したとき
- (2) 町地域内に全失10世帯以上の災害が発生したとき

(注) 募集にあたっては被災世帯又は被災地域は除くものとする。

S3-10-38 義援金品の配分基準

- ・義援物資募集機関等で構成する配分委員会は、災害義援金品の配分を決定するにあたり、おおむね次表の基準によって行う。
- ・特定物品及び配分先指定金品については、それぞれの目的に沿って効率的な配分を個々について検討して行う
- ・福祉班が、災害義援物資を罹災者に配分する場合次表の（1）に定める基準を参考にして行う。
- ・民生児童委員その他関係者の意見を聞き、実情に即した配分をする。
- ・災害義援金の配分にあたっては、配分委員会の定める方法により、福祉班が行う。

項目	内容
一般家庭物資	<ul style="list-style-type: none"> ・ 全失世帯 1 ・ 半失世帯 1 / 2 ・ 床上浸水世帯 1 / 3
無指定金銭	<ul style="list-style-type: none"> ・ 死者（行方不明で死亡と認められる者含む。） 1 ・ 重傷者 1 / 2 ・ 全失世帯 1 ・ 半失世帯 1 / 2 ・ 床上浸水世帯 1 / 3

- (注) 1 床上浸水10日以上の子帯にあつては、物資、金銭とも半失世帯の基準による。
 2 必要に応じ、金銭で物資を購入して配分することができるものとする。

S3-10-39 自主防災組織による避難活動

- ・自主防災組織は、自ら又は町の指示、誘導により、次のとおり避難活動を実施する。

- | |
|----------------------------------|
| ア 避難情報の地域内居住者等への伝達の徹底 |
| イ 避難時の携行品（食料、飲料水、貴重品等）の周知 |
| ウ 高齢者、傷病者、身体障がい者等の保護を要する者の介護及び搬送 |
| エ 防火、防犯措置の徹底 |
| オ 組織的な避難誘導、避難場所又は避難所への受入れ |
| カ 地域内居住者の避難の把握 |

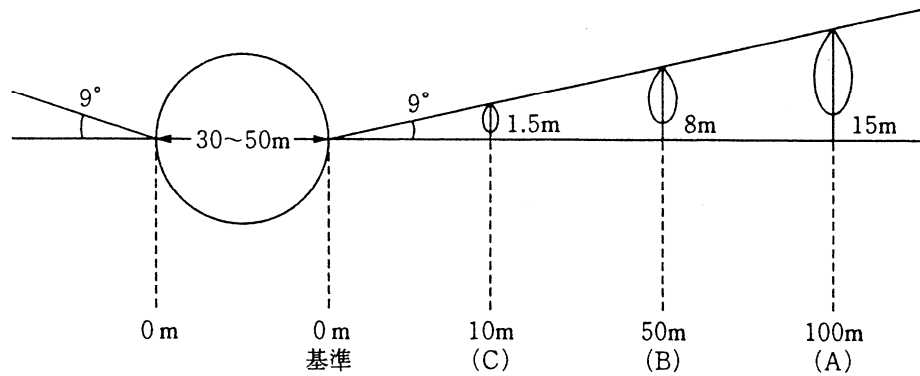
S3-13-01 授業実施のための校舎等施設の確保

- ・災害の規模及び被害の程度によって次の施設を利用する。
- ・施設の決定にあたっては、関係の機関が協議し、その決定事項を教職員及び住民に徹底する。

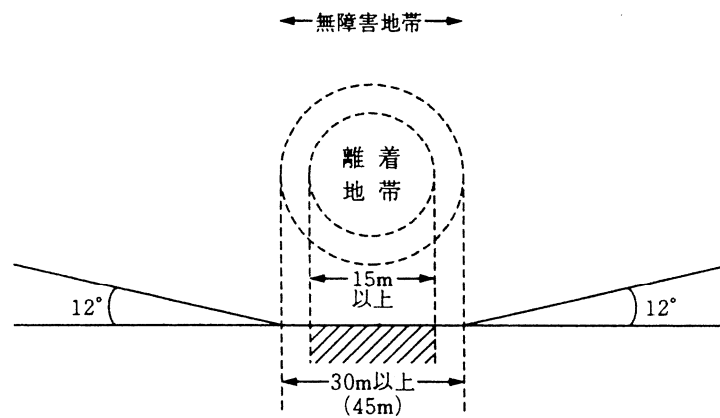
- | |
|---|
| (1) 応急的な修理で使用できる程度の場合、当該施設の応急処置をして使用する。 |
| (2) 学校の一部校舎が使用できない程度の場合、特別教室、屋体施設等を利用し、なお不足するときは2部授業等の方法による。 |
| (3) 校舎の全部又は大部分が使用できない程度の場合、公民館等公共施設あるいは隣接学校の校舎又は神社仏閣等を利用する。 |
| (4) 特定の地区が全体的に被害を受けた場合、住民避難先の最寄りの学校、罹災をまぬがれた公民館等公共的施設を利用する。なお、利用すべき施設がないときは応急仮校舎の建設をする。 |

S3-15-01 ヘリコプター発着場選定基準

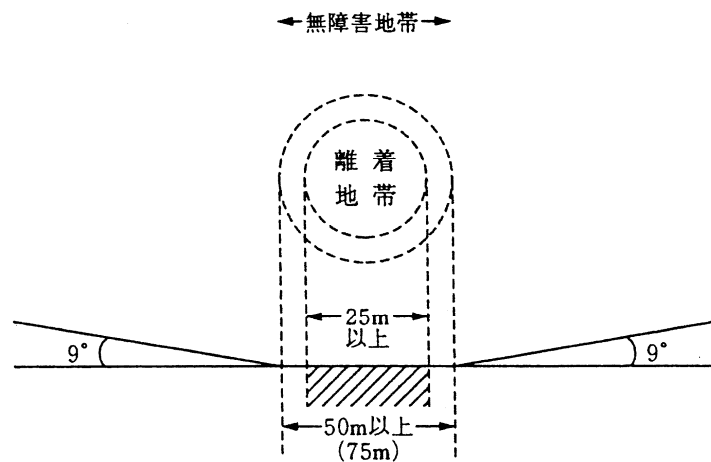
- ・地面は堅固で傾斜6度以内であること。
- ・周囲にあまり障害物がないこと。少なくとも2方向に障害物がないことが望ましい。ただし、東西南北100m×100mの面積があれば、下図のごとく障害物があっても離着陸可能。
- ・小型ヘリコプターについては、1機あたり直径30m以上、中型及び大型ヘリコプターについては、1機あたり直径50m以上の空地があること。
- ・大型ヘリコプターは無障害地帯150m×100mとする。



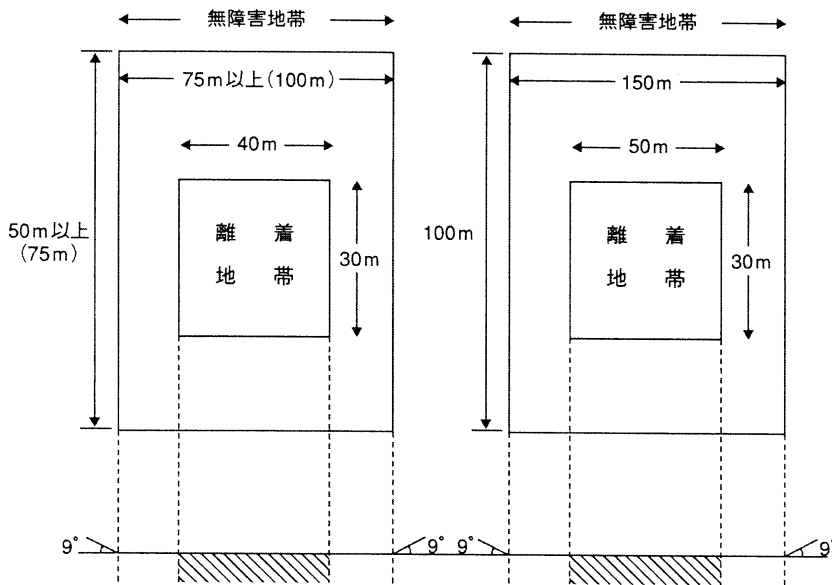
小型機（OH-6）の場合（カッコ内は夜間）



中型機（HU-1）の場合（カッコ内は夜間）



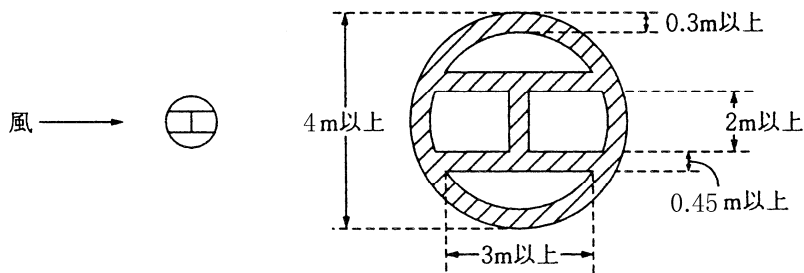
大型機（V-107）の場合（CH-47J）の場合



S3-15-02 ヘリコプター離着陸場の標示

- ・風向きに対して、石灰等で○Hを書くこと。

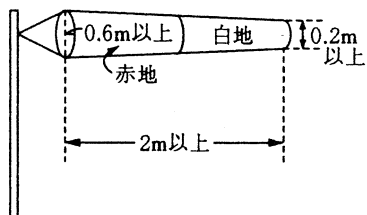
標示図



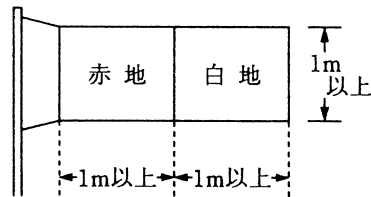
(注) 斜線内は白色、積雪時は赤色とする。

- ・ヘリポートの近くには、上空から風向、風速等の判定が確認できるよう吹き流し又は旗をたてるとともに、できれば発煙筒（積雪時は赤色又は着色したもの）を併用すること。

(吹き流し)



(旗)



S3-15-03 県防災ヘリコプター緊急離着陸場

名称	所在地 (住所)	町役場からの距離 (m)	広さ (m)
大野町東運動場	大野町大字黒野2267番地4	1700	90× 90
大野町運動公園	大野町大字野895	1800	90×120
道の駅「パレットピアおおの」	大野町大字下磯313番地2	4600	55× 40
根尾川リバーサイドパーク	大野町大字黒野	1700	110×50

S3-16-01 避難行動要支援者名簿の作成に関する事項

項目	内容
避難支援等関係者	<ul style="list-style-type: none"> ・揖斐郡消防組合、大野町消防団 ・岐阜県警察（揖斐警察署） ・岐阜県社会福祉協議会 ・民生児童委員 ・自主防災組織 ・その他町長が認める者
避難行動要支援者名簿に掲載する者の範囲	<ul style="list-style-type: none"> ・ひとり暮らしの高齢者（70歳以上） ・高齢者のみの世帯（70歳以上） ・介護保険法による要介護3以上の方 ・身体障害者手帳「1級」又は「2級」の方 ・療育手帳「A」または「A1」及び「A2」の方 ・精神障害者保健福祉手帳「1級」の方 ・その他支援が必要と認められる方
名簿作成に必要な個人情報及びその入手方法	<p>名簿には、避難行動要支援者に関する次に掲げる事項を記載する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・氏名（フリガナ） ・性別 ・生年月日（年齢） ・住所又は居所 ・連絡先等（固定電話、携帯電話） ・避難先 ・避難支援等を必要とする事由 ・その他避難支援等の実施に関し町長が必要と認める事項 <p>町は、避難行動要支援者について、自主防災組織（自治会、町内会）及び民生児童委員等とともに状況を調査し、避難行動要支援者を特定する。</p> <p>町は、自主防災組織及び民生児童委員等の協力を得て、避難行動要支援者の名簿を作成する。</p> <p>難病患者に係る情報等、町が把握していない情報は、岐阜県知事またはその他の関係者に対し情報提供を求める。</p>
名簿の更新に関する事項	<p>常に最新情報の更新に努める</p> <ul style="list-style-type: none"> ・転入・転居・死亡等に伴う住民登録の変更時
情報漏えい防止のための措置	<p>町及び避難支援等関係者は、守秘義務を厳守する。</p> <p>名簿の原本は町が保管し、副本は名簿の提供を受けた者が保管する。</p> <p>町は、名簿を保管する自主防災会などから個人情報保護に係る誓約書の提出を求めるなど、名簿の外部流出や目的外に使用されることのないよう適正管理を徹底する。</p> <p>名簿は、当該避難行動要支援者を担当する地域の避難支援等関係者に限って提供し、必要以上に複製しない。</p> <p>提供先が個人ではなく団体である場合、その団体内部で避難行動要支援者名簿を取扱う者を限定させる。</p>

項目	内容
円滑な避難のための通知・警告における配慮	<p>町防災行政無線による屋外放送、電子メール、放送事業者への情報提供等、様々な手段により高齢者等避難を伝達する。</p> <p>特に高齢者や障がい者等にも分かりやすい言葉や表現、説明などにより、一人一人に的確に伝わるようにする。</p> <p>また、視覚・聴覚障がい者への情報伝達については、携帯電話メール機能による災害情報配信サービスを活用するとともに、避難行動要支援者を含めた住民全体に確実に伝達するよう、電話連絡、訪問等を基本に、地域一体の情報伝達体制の整備を推進する。</p>

※避難行動支援は主体的に避難しようとする要支援者を避難支援等関係者が支援するものであり、まずは、避難支援等関係者本人の生命及び身体の安全を守ることが大前提となる。

※災害発生時等において避難行動要支援者の生命または身体を災害から保護するため特に必要があると判断される場合は、本人の同意がなくても、避難支援等の実施に必要な限度で、避難支援等関係者等に対して、名簿情報を提供できる。

S3-16-02 在宅の避難行動要支援者対策

地震発生直後、関係機関の協力を得て、在宅保健福祉サービス利用者、ひとり暮らし高齢者、障がい者、難病患者等の名簿（避難行動要支援者台帳）や地図あるいは警察（特に交番及び駐在所）の情報を利用するなどして居宅に取り残された避難行動要支援者の迅速な発見に努め、できるだけきめ細かな対策を講ずる。

- | |
|---|
| <p>(1) 避難行動要支援者が必要とする支援内容の把握（時系列で行う）</p> <p>(2) 避難行動要支援者のニーズに応じた救援、救護</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 特別な食料（柔らかい食品、粉ミルク等）を必要とする者に対し、その確保・提供 ・ 避難行動要支援者用資機材（車イス、障がい者用トイレ、ベビーベッド等）の提供 ・ ボランティア等生活支援のための人材の確保及び派遣 ・ 情報提供 ・ 人工透析及び難病患者等への医療の確保など <p>(3) 避難所での避難行動要支援者への配慮</p> <p>(4) 避難行動要支援者向け相談所の開設</p> <p>(5) 二次避難所としての社会福祉施設の活用検討</p> <p>(6) 避難行動要支援者向け仮設住宅の提供、優先入居</p> |
|---|

S3-17-01 避難・屋内退避の初動時における県独自の予防対応

【初動時における県独自の予防的対応（屋内退避）】

	県のシミュレーションで以下の線量となる可能性が示された地域（大野町） 実効線量20mSv/年の地域（セシウム沈着）
施設敷地緊急事態（原災法第10条）	今後の情報について住民等へ注意喚起 事故の進展に伴う屋内退避等の実施に備え、職員参集などの準備
全面緊急事態（原災法第15条）	
ヨウ素サンプラーでの放射性ヨウ素検出	◎県災害対策本部が必要と認める地域について屋内退避指示等

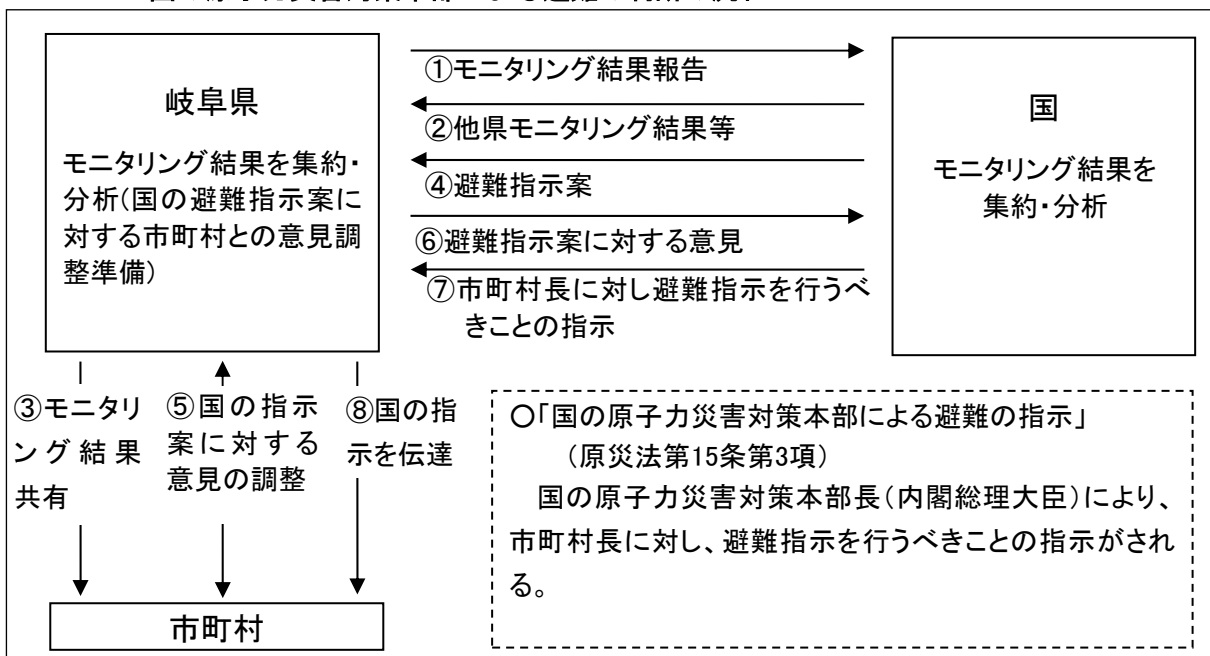
◎は県独自の対応。プルーム通過に対しては屋内退避を基本

S3-17-02 原子力災害対策指針の指標

	数時間内を目途に区域を特定し、避難等を実施	1日内を目途に区域を特定し、1週間程度内に一時移転を実施
指針の指標（O I L） （モニタリング実測値で判断）	毎時500 μ Sv （マイクロシーベルト）	毎時20 μ Sv （マイクロシーベルト）

※地上1メートルで計測した場合の空間放射線量率

S3-17-03 国の原子力災害対策本部による避難の判断の流れ



S4-01-01 南海トラフ地震臨時情報

【南海トラフ地震臨時情報の種類】

南海トラフ地震臨時情報 (調査中)	観測された異常な現象が南海トラフ沿いの大規模な地震と関連するかどうか調査を開始した場合、または調査を継続している場合
南海トラフ地震臨時情報 (巨大地震警戒)	想定震源域内のプレート境界においてM8.0以上の地震が発生したと評価した場合
南海トラフ地震臨時情報 (巨大地震注意)	監視領域内において、M7.0以上M8.0未満の地震や想定震源域内のプレート境界において、通常とは異なるゆっくりすべりが発生したと評価した場合
南海トラフ地震臨時情報 (調査終了)	「巨大地震警戒」、「巨大地震注意」のいずれにも当てはまらない現象と評価した場合

【南海トラフ地震臨時情報発表までの流れ】

